

平成24年11月28日 開 会

平成24年12月14日 閉 会

平成24年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

11月28日（水曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 報第7号及び日程第5 報第8号	4
○日程第6 承第3号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第4号）の専決処分に ついて	4
林市長提案説明	5
○日程第7 質 疑	7
○日程第8 討 論	7
○日程第9 採 決	7
○日程第10 議第98号から日程第19 議第107号まで	8
林市長提案説明	8
○日程第20 発議第6号及び日程第21 発議第7号	11
村瀬伊織議会運営委員会委員長提案説明	11
○散 会（午前10時31分）	12

12月5日（水曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	14
○出席議員	15
○欠席議員	15
○説明のため出席した者の職氏名	15

○職務のため出席した事務局職員の職氏名	16
○開 議（午前10時00分）	17
○日程第1 質 疑（議第98号から議第107号まで及び発議第6号、発議第7号）	17
4番 上野欣也議員質疑	17
田原健康介護課長答弁	17
4番 上野欣也議員質疑	18
林市民環境課長答弁	18
○休 憩（午前10時07分）	19
○再 開（午前10時08分）	19
4番 上野欣也議員質疑	19
笠原福祉課長答弁	19
4番 上野欣也議員質疑	19
笠原福祉課長答弁	20
4番 上野欣也議員質疑	20
林市民環境課長答弁	20
4番 上野欣也議員発言	21
7番 寺町知正議員質疑	21
笠原福祉課長答弁	21
7番 寺町知正議員質疑	22
田原健康介護課長答弁	22
7番 寺町知正議員質疑	23
田原健康介護課長答弁	23
7番 寺町知正議員質疑	23
田原健康介護課長答弁	23
7番 寺町知正議員質疑	24
林市民環境課長答弁	24
7番 寺町知正議員質疑	24
林市民環境課長答弁	25
7番 寺町知正議員質疑	25
林市民環境課長答弁	25
7番 寺町知正議員質疑	25
笠原福祉課長答弁	26

7番 寺町知正議員質疑	26
笠原福祉課長答弁	27
7番 寺町知正議員質疑	27
林市長答弁	28
7番 寺町知正議員質疑	28
林市長答弁	29
○休憩（午前10時41分）	29
○再開（午前10時45分）	30
松田副市長答弁	30
7番 寺町知正議員質疑	30
○休憩（午前10時49分）	31
○再開（午前10時51分）	31
松田副市長答弁	31
5番 石神 真議員質疑	32
谷村産業課長答弁	32
5番 石神 真議員質疑	32
谷村産業課長答弁	32
○日程第2 議第108号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	33
林市長提案説明	33
○日程第3 質疑	33
5番 石神 真議員質疑	34
船戸総務課長答弁	34
5番 石神 真議員質疑	34
船戸総務課長答弁	34
○日程第4 委員会付託（議第98号から議第108号まで）	34
○散会（午前11時01分）	35

12月12日（水曜日）第3号

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	37

○欠席議員	37
○説明のため出席した者の職氏名	37
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	38
○開 議（午前10時00分）	39
○日程第1 議第109号 情報系システムサーバ等更新業務契約の締結について	39
林市長提案説明	39
船戸総務課長詳細説明	39
○日程第2 一般質問	40
1. 5番 石神 真議員質問	40
(1) 新たな保育園の統合は	40
笠原福祉課長答弁	41
石神 真議員質問	42
笠原福祉課長答弁	42
石神 真議員質問	43
林市長答弁	44
2. 2番 山崎 通議員質問	45
(1) 山県シルバー人材センターの運営について	45
笠原福祉課長答弁	45
山崎 通議員質問	47
林市長答弁	50
山崎 通議員発言	53
3. 12番 影山春男議員質問	53
(1) 農業政策について	53
谷村産業課長答弁	54
影山春男議員質問	55
谷村産業課長答弁	56
(2) 定住策について	57
久保田企画財政課長答弁	58
影山春男議員質問	59
林市長答弁	59
影山春男議員発言	60
○休 憩（午前11時23分）	60

○再	開（午前11時36分）	61
4.	6番 杉山正樹議員質問	61
	（1）有効給水率向上について	61
	服部水道課長答弁	61
	杉山正樹議員質問	62
	服部水道課長答弁	63
	杉山正樹議員発言	63
○休	憩（午前11時49分）	64
○再	開（午後1時00分）	64
5.	8番 尾関律子議員質問	64
	（1）子育て環境の整備について	64
	笠原福祉課長答弁	65
	尾関律子議員質問	65
	笠原福祉課長答弁	65
	（2）がん対策について	66
	田原健康介護課長答弁	67
	宮川学校教育課長答弁	68
	尾関律子議員質問	69
	田原健康介護課長答弁	69
	宮川学校教育課長答弁	69
	（3）リサイクルの取り組みについて	70
	林市民環境課長答弁	71
	尾関律子議員発言	72
6.	1番 恩田佳幸議員質問	72
	（1）地方交付税の縮減額への対応について	72
	久保田企画財政課長答弁	73
	恩田佳幸議員質問	74
	久保田企画財政課長答弁	75
	（2）非常勤特別職員による委員会のあり方について	76
	松田副市長答弁	78
	恩田佳幸議員質問	80
	松田副市長答弁	81

(3) 若者世代の住環境改善と市営住宅の現状について……………	82
山口建設課長答弁……………	84
恩田佳幸議員質問……………	84
山口建設課長答弁……………	85
恩田佳幸議員発言……………	85
○休 憩（午後 2 時18分）……………	86
○再 開（午後 2 時35分）……………	86
7. 4 番 上野欣也議員質問……………	86
(1) 「想定外」の自然災害発生時の緊急事態の対応と体制について……………	86
林市長答弁……………	87
上野欣也議員質問……………	89
林市長答弁……………	91
(2) 守秘義務の遵守と職務命令に従う義務について……………	93
松田副市長答弁……………	95
上野欣也議員質問……………	96
松田副市長答弁……………	97
上野欣也議員発言……………	97
8. 7 番 寺町知正議員質問……………	97
(1) 事業仕分けの成果と手法の反映を……………	97
林市長答弁……………	99
寺町知正議員質問……………	99
林市長答弁……………	100
寺町知正議員質問……………	101
林市長答弁……………	101
(2) 指定管理の運用と人件費の関係……………	102
久保田企画財政課長答弁……………	103
林市長答弁……………	104
寺町知正議員質問……………	105
林市長答弁……………	107
寺町知正議員質問……………	108
林市長答弁……………	109
(3) 自治基本条例の進め方と骨格……………	109

林市長答弁	110
寺町知正議員質問	111
林市長答弁	111
○散 会（午後4時03分）	111
12月14日（金曜日）第4号	
○議事日程	113
○本日の会議に付した事件	115
○出席議員	117
○欠席議員	117
○説明のため出席した者の職氏名	118
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	118
○開 議（午前10時00分）	119
○日程第1 常任委員会委員長報告	119
○日程第2 委員長報告に対する質疑	120
○日程第3 討 論（議第98号から議第108号及び発議第6号、発議第7号）	120
○日程第4 採 決（議第98号から議第108号及び発議第6号、発議第7号）	121
○日程第5 質 疑（議第109号）	123
7番 寺町知正議員質疑	123
船戸総務課長答弁	126
久保田企画財政課長答弁	128
7番 寺町知正議員質疑	129
船戸総務課長答弁	130
○休 憩（午前10時38分）	131
○再 開（午前10時39分）	131
林市長答弁	131
森田教育長答弁	131
林市長答弁	132
7番 寺町知正議員質疑	132
林市長答弁	133
5番 石神 真議員質疑	134
林市長答弁	134

5番 石神 真議員質疑	134
林市長答弁	135
2番 山崎 通議員質疑	135
林市長答弁	135
2番 山崎 通議員質疑	135
船戸総務課長答弁	136
○日程第6 討 論 (議第109号)	136
7番 寺町知正議員反対討論	136
4番 上野欣也議員賛成討論	137
5番 石神 真議員賛成討論	137
○日程第7 採 決 (議第109号)	138
○日程第8 発議第8号 敦賀発電所1号、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉 を求める意見書について	138
杉山正樹総務産業建設常任委員会委員長提案説明	138
○日程第9 質 疑	139
2番 山崎 通議員発言	139
○日程第10 討 論	140
○日程第11 採 決	140
○閉 会 (午前11時10分)	140
○会議録署名者	141

平成24年11月28日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山縣市議会定例会会議録

第1号 11月28日(水曜日)

○議事日程 第1号 平成24年11月28日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第7号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第8号 専決処分の報告について
- 日程第6 承第3号 平成24年度山縣市一般会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第7 質 疑
承第3号 平成24年度山縣市一般会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第8 討 論
承第3号 平成24年度山縣市一般会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第9 採 決
承第3号 平成24年度山縣市一般会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第10 議第98号 山縣市土地開発基金条例の廃止について
- 日程第11 議第99号 山縣市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について
- 日程第12 議第100号 山縣市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第101号 山縣市水道法施行条例について
- 日程第14 議第102号 平成24年度山縣市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議第103号 平成24年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議第104号 平成24年度山縣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議第105号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議第106号 市道路線の認定について

- 日程第19 議第107号 市道路線の変更について
日程第20 発議第 6号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第21 発議第 7号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第 7号 専決処分の報告について
日程第5 報第 8号 専決処分の報告について
日程第6 承第 3号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
日程第7 質 疑
承第 3号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
日程第8 討 論
承第 3号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
日程第9 採 決
承第 3号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
日程第10 議第 98号 山県市土地開発基金条例の廃止について
日程第11 議第 99号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について
日程第12 議第100号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第13 議第101号 山県市水道法施行条例について
日程第14 議第102号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第5号）
日程第15 議第103号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議第104号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17 議第105号 指定管理者の指定について
日程第18 議第106号 市道路線の認定について

日程第19 議第107号 市道路線の変更について

日程第20 発議第 6号 山縣市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第21 発議第 7号 山縣市議会会議規則の一部を改正する規則について

○出席議員（14名）

1番	恩田佳幸君	2番	山崎通君
3番	吉田茂広君	4番	上野欣也君
5番	石神真君	6番	杉山正樹君
7番	寺町知正君	8番	尾関律子君
9番	横山哲夫君	10番	武藤孝成君
11番	藤根圓六君	12番	影山春男君
13番	村瀬伊織君	14番	後藤利瑗君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	松田勲君
教育長	森田正男君	総務課長	船戸時夫君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	神原義広君
市民環境課長	林早笑君	福祉課長	笠原秀美君
健康介護課長	田原修君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	山口広志君	水道課長	服部正己君
国体推進課長	谷端良夫君	会計管理者	棚橋和良君
消防長	渡辺晴臣君	学校教育課長	宮川誠君
生涯学習課長	江崎護君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書記	林強臣
書記	大野幹根		

午前10時00分開会

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（藤根圓六君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、4番 上野欣也君、10番 武藤孝成君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（藤根圓六君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から12月14日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月14日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（藤根圓六君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成24年8月から10月までの例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第7号及び日程第5 報第8号

○議長（藤根圓六君） 日程第4、報第7号及び日程第5、報第8号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第6 承第3号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

て

○議長（藤根圓六君） 日程第6、承第3号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成24年山口市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、師走も迫り、大変御多忙の中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

国においては、11月16日に衆議院が解散し、12月16日には第46回衆議院議員総選挙が執行される予定でございます。総選挙後の政権には、東日本の大震災からの復興対策や、より一層の景気対策など、国民が安心・安全に暮らせる社会を構築していただくことを期待するものでございます。

また、第67回国民体育大会、ぎふ清流国体が47年ぶりに岐阜県で開催され、山口市では、馬術競技と少年男子のバレーボール競技が行われました。

9月30日から10月4日にかけて開催された馬術競技では、全国47都道府県から276名の選手、175頭の馬が参加し、5日間の期間中に約2万5,500人もの方に来場していただき、500名以上の市民ボランティア、高校生の方々に協力していただきました。朝早くから、また、台風の接近する悪天候の中作業してくださった方、皆様の御協力により国体馬術競技を終了することができました。

10月5日から8日にかけて山口市総合体育館において開催された少年男子のバレーボール競技では、全国から予選を勝ち抜いた24都道府県のチームが熱戦を繰り広げ、4日間の期間中に、約1万3,000人の方に来場していただきました。市民ボランティア約300人、中学生約250人、高校生約270人、多くの方々の御協力でバレーボール競技を終了することができました。

また、10月13日から15日にかけて、第12回全国障害者スポーツ大会、ぎふ清流大会のバレーボール競技が山口市総合体育館において開催されました。3日間の期間中に約4,200人の方に来場していただきました。市民ボランティア約170人、中学生、高校生約340人、情報支援ボランティア58名の方に支えていただき、多くの方々の御協力により競技を終了することができました。大会2日目には、皇太子殿下に山口市を御訪問いただき、バレーボール競技をごらんいただいた後、運営や情報支援ボランティアの方々と御交流いただきました。また、皇太子殿下の山口市御訪問に際し、沿道の設けた奉送迎場所には多くの市民の皆さんが集まっていただき、歓迎していただきました。

両大会とも多くの方に御来場いただき、開催機運を盛り上げていただきました。また、多大な御協力により無事終了することができました。まことにありがとうございました。

また、10月17日から11月16日にかけて、市政座談会を自治会連合会との共催により、市内9カ所の会場にて開催させていただきました。今年度からは回数をふやし、市内各小学校区で開催いたしましたところ、多くの皆様に御参加をいただき、市民の皆様がの市政への関心の高さを痛感いたしましたところでもございます。皆様より頂戴いたしました御意見、御要望は今後、市政に反映させ、本市のまちづくりの基本理念であります豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりに向け、職員が一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

また、11月23日と24日には、山口市版事業仕分けを実施いたしました。事業仕分けは、市の財政を健全に維持し、効率的で持続可能な行政サービスを提供していくために、市民の皆さんや外部の学識経験者などが仕分けに参加し、市の行う事業について、事業の必要性や、最適なやり方かといった視点で議論、評価し、行政サービスを整理するものでございます。この事業仕分けを行うことにより、スリムで効率的な行政運営を維持するとともに、市民に対する行政の説明、行政への市民参加促進及び職員のさらなる意識改革を図ることを目的としています。今回の事業仕分けの判定結果につきましては、そのまま採用するものではなく、仕分けのときに議論された内容を含め、精査、検討を行った上で市の方針を決定し、可能なものから事務改善や予算等に反映させてまいります。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件2件、専決処分案件1件、条例案件4件、補正予算案件3件、その他案件3件の計13案件でございます。

それでは、ただいま上程されました資料ナンバー3、承第3号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第4号）の専決処分につきまして御説明申し上げます。

本案は、本年11月16日に衆議院が解散したことに伴い、第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査が実施されるため、この選挙費用に係る補正予算を11月16日に専決処分しましたので、これを報告し、その承認を求めますのでございます。

具体的には、既定の歳出歳入予算に1,558万円を追加し、総額を134億65万円としたものでございます。

以上、御説明申し上げますが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第7 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第7、質疑。

ただいまから、承第3号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第3号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第8 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第8、討論。

ただいまから、承第3号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、承第3号の討論を終結いたします。

日程第9 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第9、採決。

ただいまから、承第3号の採決を行います。

承第3号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10 議第98号から日程第19 議第107号まで

○議長（藤根圓六君） 日程第10、議第98号 山県市土地開発基金条例の廃止について、日程第11、議第99号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について、日程第12、議第100号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第101号 山県市水道法施行条例について、日程第14、議第102号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第5号）、日程第15、議第103号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議第104号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議第105号 指定管理者の指定について、日程第18、議第106号 市道路線の認定について、日程第19、議第107号 市道路線の変更について、以上10議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました10案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第98号 山県市土地開発基金条例の廃止につきましては、土地開発基金は、公共事業等の円滑な執行を図るために設けられているものでございますが、同基金が実質的に設置されたのは昭和40年代のことであり、その背景が大きく異なっており、今般、廃止しようとするものでございます。

なお、同基金が現在、所管している土地は、今般、一般会計の公有財産購入費により所管がえをし、基金廃止に伴う5億600万円を一般会計の歳計現金で繰り入れるという手続を想定し、今般の補正予算にも計上させていただいております。

次に、議第99号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、市町村が一般廃棄物を処理するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を市町村条例で定めることとなり、この資格を規定するため条例を制定するものでございます。

次に、議第100号 山県市下水道条例の一部を改正する条例につきましては、下水道法が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の方法を市町村条例で定めることとなり、この基準等を規定するため改正するものでございます。

次に、議第101号 山口市水道法施行条例につきましては、水道法が改正され、布設工事監督者に関する配置基準及び水道技術管理者に関する資格基準を市町村条例で定めることとなり、この基準を規定するため条例を制定するものでございます。

続きまして、資料ナンバー 4、議第102号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億111万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億176万4,000円とするものでございます。

その内容は、全ての費目に常勤職員の人件費関係のものがございますが、これは常勤職員の退職及び職員異動等により減額するものでございます。

それでは、それ以外の主な内容を順次御説明させていただきます。

初めに、9ページにございます総務費の財産管理費1億4,190万6,000円につきましては、今般、別議案にあります土地開発基金の廃止を踏まえ、現在、同基金が保有しております土地8筆を移管するための経費でございます。

10ページにございます指定統計調査費23万4,000円につきましては、来年2月に実施される住宅・土地統計調査に伴う県からの支出金が確定したための補正でございまして、この全額を歳入の県支出金でも計上いたしております。

11ページにございます社会福祉総務費の7万1,000円につきましては、高齢者施策検討委員会を開催するための経費を補正するものでございます。

12ページにございます福祉医療費1,527万1,000円につきましては、市単独で扶助しております医療費が不足する見込みのため追加補正しようとするもので、障がい者福祉費189万円につきましては、来年4月から一部施行となる障害者総合支援法に係るシステム改修費でございまして、この全額は歳入の県支出金でも計上いたしております。

13ページにございます保育園費52万5,000円につきましては、岐阜市等への広域保育所入所委託料の追加補正をしようとするものでございます。

15ページにございます農業振興費96万7,000円につきましては、桜尾生産組合が購入する田植え機に対する4分の1の補助金と、有限会社天湖森いじら、ぎふクリーン農産物生産部会が実施する試食会等に対する3分の1以内の補助金でございまして、これらの全額を歳入の県支出金でも計上いたしております。

林業振興費30万円につきましては、清流の国ぎふ森林・環境税の市町村提案事業として、環境に優しい資源の活用を学ぶ炭焼き体験事業を実施するための補正でございまして、この全額を歳入の県支出金でも計上いたしております。

治山林道事業費7,051万2,000円につきましては、過去に実施された大規模林道関ヶ原・八幡線の美山区間受益者組合に賦課する受益者賦課金について、債務負担行為により、

平成40年まで分割支払いすることになっているものを、独立行政法人森林総合研究所へ一括繰上償還しようとするものでございまして、今後の元利償還金合計は882万円程度減少するものと見込んでおります。

次に、17ページにございます住宅管理費225万9,000円につきましては、平成21年度と平成22年度に実施した高富中央公民館の耐震補強工事において、会計検査院の指摘を受けた空調機器等の新規購入費の補助金相当分の返還金と当該利息分の補正でございまして、

次に、7ページにございます歳入につきましては、県補助金・委託金のほか、土地開発基金条例の廃止に伴う基金繰入金5億600万円を計上し、今般の補正に伴い、余剰財源となる3億827万7,000円の財政調整基金繰入金を減額しようとするものでございます。

次に、議第103号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に668万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億3,413万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、28ページにございます退職被保険者等高額療養費の不足が見込まれますので、668万2,000円追加し、歳入として、療養給付費等交付金と前年度繰越金を計上いたしております。

次に、議第104号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に12万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,060万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、会計間異動に係る人件費を追加し、歳入として、一般会計繰入金を計上いたしております。

続きまして、資料ナンバー1、議第105号 指定管理者の指定につきましては、平成18年4月1日から特定非営利活動法人どんぐり会を指定管理者に指定し管理を行ってまいりました青波福祉プラザの指定期間が、平成24年度末で終了いたします。

指定管理者候補者の選定につきましては、現行指定管理者である特定非営利活動法人どんぐり会の7年間の実績、市北部地域の活性化及び地域に密着した事業を展開していることから、地域間、世代間の交流の場として定着していること、福祉関連事業に積極的に取り組んでいることなどを総合的に勘案した結果、公募によることなく当該団体を特定団体として選定すること及びその管理運営について、指定管理者候補者選定委員会において適正との判断をいただきました。

引き続き指定管理者による管理を継続するため、同法人を指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間としております。これは、本件が特定団体指定によるものであること、単に施設の維持管理を業務の主体とするものでないこと、そして、指定管理者の創意工夫による利用者のサービス向上や利用促進が期待できる施設で、施設の効用を最大限発揮するためにある程度長期的な運営が必要であると認められることから、指定期間を5年間とするものでございます。

次に、議第106号 市道路線の認定につきましては、国道256号バイパスの延長に伴い既存の市道が分断されたため、新たに市道高木125号線、市道高木126号線、市道高木127号線、市道高木128号線及び市道西深瀬111号線として路線番号をつけ、認定しようとするものでございます。

次に、議第107号 市道路線の変更につきましては、国道256号バイパスの延長に伴い既存の市道が分断されたため、市道高木92号線、市道高木94号線、市道高木108号線及び市道高木109号線の終点を変更しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第20 発議第6号及び日程第21 発議第7号

○議長（藤根圓六君） 日程第20、発議第6号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第21、発議第7号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、以上2議案を一括議題とし、議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 村瀬伊織君。

○議会運営委員会委員長（村瀬伊織君） ただいま議長より御指名をいただきましたので、議会運営委員会提出議案について、趣旨説明を申し上げます。

それでは、資料5、議会運営委員会提出議案2議案につきまして説明をいたします。

山県市議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法が改正されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

改正前の地方自治法においては、議会の委員会などの組織運営に関して規定がされておりましたが、近年の地方の自由度を高めるという観点から、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法で定めていた事項を条例に委任する改正がなされたことに伴い、改正するものでございます。

主な改正の内容につきましては、第2条に第1項として委員会の所属規定を追加し、第5条に第3項として特別委員会の任期の規定を追加し、第7条に第2項として閉会中

などに委員の選任事由が生じたとき、議長において選任する規定を追加するものでございます。

山県市議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、地方自治法の改正により、引用する条番号が改正されることに伴い、所要の改正をするものでございます。

以上でございます。十分御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

○議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案精読のため、あす29日より12月4日までの6日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、あす29日より12月4日までの6日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、12月5日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時31分散会

平成24年12月 5 日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 12月5日(水曜日)

○議事日程 第2号 平成24年12月5日

日程第1 質 疑

- 議第98号 山 県 市 土 地 開 発 基 金 条 例 の 廃 止 に つ い て
- 議第99号 山 県 市 が 設 置 す る 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 に 置 く 技 術 管 理 者 の 資 格 を 定 め る 条 例 に つ い て
- 議第100号 山 県 市 下 水 道 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第101号 山 県 市 水 道 法 施 行 条 例 に つ い て
- 議第102号 平 成 2 4 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)
- 議第103号 平 成 2 4 年 度 山 県 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第104号 平 成 2 4 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第105号 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
- 議第106号 市 道 路 線 の 認 定 に つ い て
- 議第107号 市 道 路 線 の 変 更 に つ い て
- 発議第6号 山 県 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 発議第7号 山 県 市 議 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 に つ い て

日程第2 議第108号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日程第3 質 疑

議第108号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日程第4 委 員 会 付 託

- 議第98号 山 県 市 土 地 開 発 基 金 条 例 の 廃 止 に つ い て
- 議第99号 山 県 市 が 設 置 す る 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 に 置 く 技 術 管 理 者 の 資 格 を 定 め る 条 例 に つ い て
- 議第100号 山 県 市 下 水 道 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第101号 山 県 市 水 道 法 施 行 条 例 に つ い て
- 議第102号 平 成 2 4 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)
- 議第103号 平 成 2 4 年 度 山 県 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第104号 平 成 2 4 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

	号)
議第105号	指定管理者の指定について
議第106号	市道路線の認定について
議第107号	市道路線の変更について
議第108号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第 98号	山県市土地開発基金条例の廃止について
議第 99号	山県市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について
議第100号	山県市下水道条例の一部を改正する条例について
議第101号	山県市水道法施行条例について
議第102号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第103号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第104号	平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第105号	指定管理者の指定について
議第106号	市道路線の認定について
議第107号	市道路線の変更について
発議第 6号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議第 7号	山県市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第2 議第108号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 質 疑

議第108号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 委員会付託

議第 98号	山県市土地開発基金条例の廃止について
議第 99号	山県市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について
議第100号	山県市下水道条例の一部を改正する条例について
議第101号	山県市水道法施行条例について
議第102号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第5号）

議第103号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第104号	平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第105号	指定管理者の指定について
議第106号	市道路線の認定について
議第107号	市道路線の変更について
議第108号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（14名）

1番	恩田佳幸君	2番	山崎通君
3番	吉田茂広君	4番	上野欣也君
5番	石神真君	6番	杉山正樹君
7番	寺町知正君	8番	尾関律子君
9番	横山哲夫君	10番	武藤孝成君
11番	藤根圓六君	12番	影山春男君
13番	村瀬伊織君	14番	後藤利瑗君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	松田勲君
教育長	森田正男君	総務課長	舩戸時夫君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	神原義広君
市民環境課長	林早笑君	福祉課長	笠原秀美君
健康介護課長	田原修君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	山口広志君	水道課長	服部正己君
国体推進課長	谷端良夫君	会計管理者	棚橋和良君
消防長	渡辺晴臣君	学校教育課長	宮川誠君
生涯学習課長	江崎護君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 林 強 臣
書 記 大 野 幹 根

午前10時00分開議

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第1、質疑。

質疑は、11月28日に議題となりました議第98号 山県市土地開発基金条例の廃止についてから議第107号 市道路線の変更について及び発議第6号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第7号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則についての12議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それでは、発言通告書に沿って、補正予算関係5点、お尋ねをいたします。

第1に、資料4、ページ11、高齢者施策検討委員会委員報酬5万9,000円について、これは専門的な方を委嘱して検討されるのかどうかということと、それから、委員数と検討する内容の、概要で結構でございますけど、御説明をお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

委員は、設置要綱によりまして、学識経験のある者、市議会の議員、保健医療関係者、福祉関係者、民生・児童委員、それから地域団体代表者、住民代表、介護保険被保険者、そして行政関係者となっており、この中から市長が委嘱することとなっております。学識経験者では社会福祉学博士の大学教授、保健医療関係では医師会、歯科医師会の各先生方、福祉関係では民生・児童委員の方など、それぞれの分野で専門的な見識をお持ちの方を委嘱しております。

委員の人数でございますが、設置要綱では10人以内としております。現在、9人となっております。

検討する内容ですが、1つとして、山県市高齢者福祉計画及び山県市介護保険事業計画進捗状況の確認、2つ目といたしまして、各種高齢者サービス及び介護保険事業に関することとなっております。

今回、補正をお願いいたしますのは、通常は2回ほどの開催でございまして、1回目は前年度の実績とその年度の方針など、2回目は当該年度の進捗状況や課題などを御審

議していただいております。

本年度につきましては、6月議会一般質問におきまして、外出支援サービスの自己負担のあり方などについて御質問がありました。8月23日に開催いたしました委員会に諮りましたが結論は出ませんでしたし、そのときに類似した高齢者サービス全体を見る必要があるとの御意見もいただき、さらに、9月議会一般質問においても配食サービスの自己負担等のあり方についての御質問をいただきました。

そうしたことから、今後の方向性を見きわめるため3回開催することが必要となったため補正を行うもので、高齢者に対するさまざまなサービスのあり方、自己負担の妥当性等を御審議いただくものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） よくわかりました。

2点目、ページ12、福祉医療一般1,527万1,000円について、扶助費、市単子ども医療費、これ、内容がちよっとわかりませんが、人数の増加数なのか、1人当たりの増加額ということになるのか、その辺、内訳がわかれば教えてほしいと思います。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

市単独の子ども医療費につきましては、平成23年度より小学4年生までの外来の医療費助成を中学3年生までに拡大したことから、平成24年度当初予算は、平成23年度の上半期の実績をもとに、対象者数2,422人、受診件数2万6,158件、1件当たり2,400円として6,269万2,000円を計上いたしました。

本年度の上半期の実績を見ますと、対象人数は23年度の2,488人より26名の減少となりますので、人数増加数ではなく、受診件数をもとに御説明をさせていただきます。

上半期の受診件数を比較しますと、平成23年度の入院51件、外来1万3,640件に對しまして、24年度は入院が78件、外来1万5,191件、合わせて1,578件、11.5%の増加となり、1件当たりの医療費も2,681円と、23年度の上半期に對し3%ほどの増加となりました。また、1人当たりの医療費では、667円増の1万6,905円となりました。

こうした受診件数の増加の状況から、受診件数を3万1,250件を見込み、1件当たり2,500円、年間に7,820万円ほどの医療費が見込まれますので、当初予算に不足する1,500万円を計上させていただきました。

また、それに伴い、国保連合会に支払う福祉医療費助成金審査支払い事務として、受診件数の増件数に応じて単価85円を乗じた額、27万1,000円を不足見込み額として計上さ

せていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時08分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それでは、3点目の御質問をいたします。

ページ12、障がい者自立支援事業189万円、これは来年4月に改正される支援法に伴う事業というふうに説明を受けましたけれども、これ、主な内容だけで結構でございますが、お願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

趣旨的には、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため障がい福祉施策を講ずる内容になっておりまして、主に障がい者の方たちにどのような影響というか、変わってくるかという点で、4点ほど説明させていただきます。

1点目には、障がい者の範囲の見直しがなされまして、今まで治療が困難とされていた難病等がそこに加わっております。

2点目に、障害程度区分という言葉を使っておりましたが、それが障害支援区分に変更されます。これは、障がいの重さをいうのではなくて、標準的な支援の必要性を示す区分という考え方に変わってきております。

3点目に、重度訪問介護の対象者の拡大ということで、現行の中では重度の肢体不自由者だけを対象にしておりましたが、そこに知的障がい者、それから精神障がい者の重度の方たちまで対象を拡大しております。

4点目に、共同生活を行っておりますグループホームとケアホームの2つの対応をしておりましたが、来年度から一本化され、グループホームに統合される内容となっております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 今の内容、よくわかりました。

次に、4点目、ページ13、児童福祉費、保育園、広域保育所入所委託料52万5,000円について、当初予算は369万6,000円というふうになっておりますが、増加見込みの委託市と人数、それから、あわせて増加傾向にあるのかどうか、その辺もちょっと含めて説明をいただけたらありがたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 当初、関市と美濃市でゼロ歳児、2歳児、3歳児の3名を計上しておりましたが、ことしに入りまして、岐阜市に4歳児、1歳児の計2名、羽島市さんに1歳児の1名を入居希望という形で出ましたので、今回、補正をお願いしたものです。

方向としては、そんなにふえているということではなく、経年的な流れでいっているかというふうに思っております。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） よくわかりました。

5点目、ページ28、高額療養費、退職被保険者等高額療養費につきまして、これは668万2,000円の補正になっておりますけど、当初予算を見ますと1,556万8,000円ということで、4割強ということになっております、補正がですね。この不足見込みの要因というのは何でございますか。御説明をお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

当初予算額は、前年度の決算見込み額に約3%の増額により積算しておりますが、24年度の上半期6カ月間の高額療養費として支払った額を見ますと、前年度の上半期の54%増の937万9,000円となりました。

高額療養費は、高度医療による医療費の増加に伴い増加傾向にあり、最近の3カ月の支払い件数は、8月で12件、9月15件、10月16件で、支払い額が10万円以上は3カ月で14件ございました。また、1カ月の高額療養費が66万円以上のものもあります。病名によっては今後も継続治療が予想され、25年3月まででも上半期と同様の伸び率が見込まれることから、23年度の下半期実績に1.54を乗じまして1,287万円を見込み、年度見込み額を2,225万円といたしまして、不足分の補正のお願いをいたしました。

退職被保険者は、加入者が平成24年9月末で358名と、国保被保険者8,869名の4%ありますが、退職被保険者の高額療養費は、お一人の方が診療点数の高い病気になられますと、医療費に大きな変動をもたらす正確な予測ができないことも御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○4番（上野欣也君） 質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

続きまして、通告順位2番、寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告順に従ってお尋ねします。

まず、最初に、資料の1ですけど、議案書の14ページに議第105号 指定管理者の指定についてという議案があります。これについてですけれども、説明をお聞きしている中では、避難場所を担うということもあるということもお聞きしました。それで、市が直轄で管理しているときは避難所というのはスムーズに行くとは思いますが、まず、そもそもこの青波プラザという施設は、避難場所としてという場合に、想定人数、それから食料とか備品の備蓄はどうなっているのかというところですね。

それから、じゃ、指定管理をするということとなったときに、そのときの市との関係ということですが、避難場所として運用した段階での施設の管理権はどこにあるのかということと、具体的にどういう管理権限というのがあるのかということ、そのあたり、市の見解を求めます。

それから、じゃ、具体的にそういった事態になったときには、指定管理の業務というのはどのようなものになるのでしょうか。

それから、さらに、指定管理者とは協定を結ぶということになっていると思いますが、協定ではどのように明示されているのでしょうか。

それから、当然何らかの業務の修正があれば、指定管理料、委託料に変更が生ずると思うんですが、そのあたりはどのように想定されていますか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 1点目、避難場所としての対象想定人数に関しては100名ということで、食料、備品の備蓄については、基本的に富波公民館の防災備蓄倉庫で対応する予定となっております。

2番目の、避難場所となった場合の管理権の所在と権限の中身についてですけど、基本協定の中で、第16条、緊急時の対応という中で、指定管理者は、事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通告しなければならないということになっております。

また、指定管理の業務仕様書の中で、緊急時における対応の中で、災害等により市が避難所ほか防災拠点として使用する必要があると判断したときは、その指示に従うことを明記しております。それに沿った対応としていただくこととなりますので、そのた

め、指定管理業務に関しては休止する状況になります。

また、基本協定の中の37条で、不可抗力により本業務の一部ができなくなったと認められる場合は、実施の免除に沿い、市と指定管理者との協議の上で、当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することが規定されております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） すっきり答えていただきましたので、次に行きます。

次は資料の4ですけど、補正予算ですね。議第102号の補正予算で、まず、11ページですけど、先ほどもお答えがあったので重なるところは省きますけれども、高齢者の施策検討委員会の委員報酬と委員会関係の費用ですね。ここにあります。再検討が必要というような趣旨のようですけども、再検討の内容は先ほど答えられたのでそれはいいとして、じゃ、再検討の内容について、市としてはどういう方向性を考えているのか。つまり、こういう委員会って、通常は諮問し、それに対する答申があるというふうに思いますが、そういう形式がかっちりあるかどうかはともかく、市はどういう方向性を持ってこの委員会を再度、3回目、開くというふうに考えているのかということですね。

それから、通告した時間とか会議数については答えられたので、それは結構ですが、あと、委員の報酬の5万9,000円の内訳、旅費、費用弁償、食糧費の明細はどのようなようか。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） まず、1点目の、再検討の内容の方向性といった御質問でございますけれども、さきの議員の御質問でも少し触れましたけれども、一般質問におきまして、高齢者サービスに対する自己負担などにつき、御提言などがございました。こうしたことから、高齢者に対するさまざまなサービスのあり方や自己負担の妥当性など審議していただき、この委員会での御意見を参考に、今後のあり方、ありようを検討していくという形になります。この委員会そのものは諮問して答申というものではございませんので、先ほどさきの議員の答弁でもお話ししましたが、一応2つの柱での検討があります。2つ目に言いました高齢者のサービスに関するところと、ここの御意見をいただくということで、そういったものを参考にしていくということで、今のところ白紙の状態という形になろうかと思っておりますけれども。

それから、次、2点目の、報酬等の内訳でございますけれども、報酬につきましては、学識経験者1人が2万円、その他の委員7人が1人5,500円で3万8,500円、前の議員の

ときにもお話ししましたが、委員総数は9人でございますので、これですと8人でございますが、残り1人は行政関係者ですので、当然報酬は発生いたしません。それから、旅費の5,000円でございますが、これは打ち合わせのために学識経験者の先生のほうへ打ち合わせに出向く際、職員が4人ほど出張するための旅費。それから、費用弁償6,000円につきましては、学識経験者の委員の1回分の旅費。食糧費1,000円につきましては、委員会時のお茶代9人分でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、再質問しますけど、市としては一応白紙の状態で、委員会を開いて検討してもらおうという趣旨だと理解しました。

先ほどの方への答弁で、議会の議論も含めてですけど、案件として外出支援サービスと配食サービスというのが具体的に事業名が上がったと思いますが、今回この委員会で検討していただく内容はその2つ、あるいはその他にも含めて。要は、何を対象にするとか、それとももろもろ全て、この委員会の所管の部分全てなのかというところですね。それをお願いします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 一応2回目のときに委員会に御提示をさせていただきましたのは、配食サービス、それからホームヘルプサービス事業、軽度生活支援、外出支援サービス、紙おむつの購入助成、緊急システム事業、それから高齢者等住宅屋根雪下ろし助成という、これだけを一応一覧で御提示はさせていただいております。ただ、それぞれ、さまざま、似たようでもあり、また、実質内容が異なるものもありますので、この辺は慎重にまた委員の方のほうで審議していただいているものと思っております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） じゃ、再々質問ですけど、委員会で一定の結論、つまり現状と変わるもの、それはもっと減らしなさいとか、もっと自己負担をととか、違う方向性が出た場合、当然それは予算との絡みが必ず出る、ほとんど出るであろうと思いますが、その関係でいうと、今は12月ですけど、新年度予算に組み込んで修正していくということなのか、さらに市の側で結論を取捨選択して、やっぱり修正するということがあると想定するのかという、基本的な方向性、そのまま受け入れるのかということと、じゃ、予算はいつから反映するのかというところはいかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 私の今の考えでは、3回目は恐らく2月の終わりか3月

ぐらいになると思います、開くにしても。それを御意見をいただいて、検討してまいりますので、私のほうとしては、結果によりますが、例えば配食サービスであれば非課税者は無料にしましょうということになった場合ですと、やはり市長との協議も必要になりますし、財政との協議も必要になってまいりますので、私の考え方としては、平成26年度から。結果はどうか分かりませんが、そういう方向で考えたいと思っております。

〔「そのまま受け入れるかどうかは」と呼ぶ者あり〕

○健康介護課長（田原 修君） 委員会の御意見はあくまでも参考でございますので、それをそのまま受け入れるかどうかは、御意見の内容によって異なってくるかと思えます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次に行きますけど、同じく補正予算の12ページですけれども、福祉医療費として、市単の子ども医療費というのがあります。これも先ほど概要の説明はあったということですが、お聞きしたいのは、この補正の積算根拠は先ほど説明があったからいいとして、ふえた背景というのはどう分析されているのでしょうか。先ほどはふえたという事実に基づいて予測を立てた補正だということでしたけど、その背景はどう分析されるのか。いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

医療費負担額の増加の背景といたしましては、中学生までの外来の医療費の無料化による受診件数の増加によるものと考えております。1件当たりの医療費は、上半期の比較では200円ほど減少していることから、この事業により、負担を感じないで医療機関において子供たちが早期に受診、治療し、傷病の重症と長期化を抑制していくのではないかと受けとめております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 先ほどの説明ですよね。23年、24年の数字をおっしゃった。その中で、例えば入院が23年は53件、24年は78件という数字をメモしましたけど、入院って外来よりもずっとお金がかかりますよね。そうすると、外来がふえているのも確かですけど、入院がふえたということの金額に対する影響というのは大きいように受けとめたんですけど、そのあたりは今の分析には入っていないんですけど、どう捉えるのでしょうか。

ということと、今後は、やはり中学生に広げたから外来がふえたということだとする

と、それは、状況の変化は過去のこと。今後は変化していかないから、もうこれ以上ふえないと考えるのか、まだどんどんふえていくと考えるのか。どう考えているんでしょう。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 入院の医療費につきましては、平成22年度54件、691万円に対しまして、23年度は95件、1,420万5,000円の医療費がかかったこととなります。

こうしたことを分析しますと、医療によって、おっしゃるとおり入院費が倍以上になっていることは确实の実績がございますので、そこら辺の部分の分析には至ってはおりませんが、事業をこのまま継続ということではなくて、やっぱり今後におきましては、福祉医療の負担状況を市民の方々に周知させていただいて、御理解いただいて医療費の抑制を促すことの啓発に努めていくこととしております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 答弁漏れで、もういいけれども、再々質問で聞きますが、先ほど聞きかったのは、23年から中学生に範囲を広げたということで外来がふえたということの答えがあったと思うんですけど、じゃ、ふえた年はもう済んだわけですから、今後、対象範囲は一緒なので、それでふえるということじゃなくて、やはり医療にかかる人がふえる、それが、原因が病気なのか、けがでかかるとか、いろいろあると思うんですが、範囲がふえたというのはもう去年の話ですから、その担当課の分析を聞きたいです。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 先ほども申しましたように、やはり無料化ということで、気軽に医療機関にかかれる、負担が要らないということは、やっぱり医療費の増加に大きく影響をしていると思います。その中で、入院とか外来で、病名によって医療費の額が違いますけど、少なくとも1件当たりの医療費が減少しているということは、早目に治療していただいている。件数は確実にふえてはきておりますが、確実に早目に治療していただいているということで、医療費が増額しますけど、この状況で支援をしていくということとしております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 質問をかえてください。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 次ですが、通告で障がい者福祉費について問うとありますけど、これは先ほどおおむね答えがされましたので、これは結構です。

次の通告ですけど、補正予算の13ページ、中段に広域保育所入所委託料というのがあります。これも先ほど答弁があったので一部省きますが、まずお聞きしたいことの1つ目は、当初の予算というのは幾らで、そのときの積算根拠ですね。先ほど、関とか美濃とか羽島とかという年齢別の人数も増の原因にはありましたけど、もともとの積算根拠、何人を見ていたけど、それがこういうふうにふえましたよというところのものを明らかにしてください。

それから、積算変更は先ほど答えがあったので、この通告の部分は結構ですが、3つ目ですけど、そもそもこういうふうに入所の人たちがふえたという理由とか背景はどのように分析されているんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 当初予算は、369万6,000円で計上しております。その積算根拠といたしましては、美濃市の保育園の関係で、ゼロ歳と2歳児で308万4,000円、関市の保育園に3歳児で61万2,000円となっております。

今回のふえた背景といたしまして、岐阜市のほうに母親の勤務地が変わったということと岐阜市へ広域希望が出ましたし、羽島市に関しましては、母親の里帰り出産という形で出てくる予定であります。

以上です。

〔「理由や背景は今答えられたということですか」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（笠原秀美君） はい。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） わかりました。理由も含めて答えたということで、じゃ、再質問ですけど、私は、たしか2年か3年前、この議場で広域保育の現状についてお尋ねしました。

そのときに1つ、制度が余り一般の方に周知されていないのではないか。というのは、そのときの利用者のところが公務員の方が多いと。公務員の方がいけないと言うつもりは全然ないんですけど、公務員だから制度を知っていて利用している、民間の人は余り知らないから利用が余りないんじゃないかということで、周知が必要じゃないかと申し上げたら、周知はもっとやっていますという答えをいただいたと記憶しています。じゃ、それ以降、周知をどういうふうにされたのかということ、いかがでしょうか。

それから、2つ目ですけれども、先日の事業仕分けでは、この案件はちょっと対象じゃなかったですけど、他の案件も、多分課長も聞いてみえたと思うけれども、周知の仕方、広報紙に書いてもほとんど読まないんじゃないですかという指摘があったと思ひ

ます。他の事業でもね。それは、当然この事業でも、周知するというときに同じ指摘を受けておかしくないわけですね。じゃ、どういう周知を今後必要と考えるのかということをお聞きしたいですね。

もう一つ、3つ目ですけれども、先ほど言いましたが、公務員と民間の、保護者の、このあたり的人数とか比率の状況、これはどうなんでしょうか。ことしの状況、あるいは補正の状況。いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） ちょっと頭が悪いので理解できなかったかもわかりませんが、1点目のPRのあり方ということで、基本的にどういうやり方をしてきたかということ、やはり広報紙と子育て支援ガイドみたいところで、小さいお子さんを持ったお母様方にお配りしていた状況でございます。

2点目に、広報だけで本当にPRの方法としていいのだろうかというような、今、御指摘だったというふうに考えておりますが、今、具体的に、じゃ、どういう方法でということはありませんが、今、若いお母さん方はホームページを見ておりますので、ホームページ等で知らせていくのがいいのではないかと現時点では考えております。

3点目の、公務員等的人数の把握はできているかということですが、個々の人数に関しては、台帳をめくればわかりますが、現時点では、私は把握しておりません。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） データもないところなので、とりあえずここではこれでということで、次に行きます。

補正予算の17ページ。一番下のところですけど、住宅管理で、国庫支出金の返還金というところがあります。これは市長にお聞きしたいということで通告してありますけれども、これは従来、従前の議会への説明で、支出の名目としては建設課であるけど実際の事業は教育委員会ということで、事業の説明は教育委員会がということで、過去の会議でも説明を受けました。ここでは、私はそれを前提にということで、具体的な説明は済んだというふうにして通告してはありますが、この国庫返還金の225万9,000円についてですけれども、簡単に言えば、国からの補助を受けて事業を行ったというときの市の行為について、担当や山縣市、それから相談した県や国もそれでいいというふうにしていたけれども、最終的に、後に会計検査院がだめですよと言ったというふうに概要を理解しています。

今回のこういった結果が生じたという以上、他のいろんな補助金について市の使い道、

あるいはその範囲とか内容が、国なり県なりの補助する側の範囲、補助の範囲ですね、補助金は交付金と違って明確に用途の範囲が決められているというのが特徴ですから、だから、補助者側のオーケーですよという認定が出るのか、そういったこととのずれがないか心配をするのが普通だと思うんですが、当然そこで市の全庁調査をかけるというのも普通だと思っています。山口市は、この件を受けて全庁調査をしたのか。したのであれば、その時期とか方法、結果、これはどのようだったでしょうか。

それから、今回、新聞にも出たりしているわけですが、この案件からの教訓と、今後への具体策というのは何か考えておるのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

今回の補助金の返還金につきましては、理由につきましては先般御説明させていただいたとおりでございます、いわゆる耐震補強工事を行ったことによる一体的な、行わなければまだ継続して使われていたという、そういったことで一体的なものと考えておりますが、補助金の返還金が生じることになりまして、その結果につきましては非常に重く受けとめているところでもございます。

そこで、御質問の全庁調査につきましては、各種それぞれの補助申請を適正に行っていると考えておりますので、今までにあえて調査は行っておりません。

また、今後の教訓といたしましては、具体策ということでございますけれども、当然こういった教訓を生かし、それぞれ各担当課、それぞれの事業につきまして、先ほどお話にありましたように、補助事業ございますから補助規定があるわけでございますので、当然その事業の趣旨を補助対象の事業内容とよく精査して、今後につきましては、特に再発防止に努めていきたいと考えておりますし、また、そういったことによりまして、この補助事業の積極的な活用が後退することのないように、あえてそういった補助事業につきましても有効活用を図っていくということでございます。

補助金の内容を十分精査して補助金の申請をする、そして、また、こういったことによりまして補助事業が縮小しないような考え方を持っております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再質問しますけど、まず、全庁調査というのは特に行っていないということにびっくりしました。

それから、今後についてですけど、再発防止に努めるというのは、これは当然ですが、しかも補助金の活用が後退しないように、これも当然だと思って理解しますが、

今、最後の答えでちょっと気になったのは、補助を受けるか受けないかという判断ではなくて、今回も補助事業を行っていく中の一部に対する考え方の違いが返還につながったわけですね。だから、補助を申請し、受けたことがいけないどころじゃなかったわけですから、やはり全ての職員が、そのあたり、1つずつの事業の中の1件ずつの案件についてきちっと見るということが必要だということを指摘されていると私は受けとめています。

それで、懸念していることが1つあるんですが、いわゆる例の道路の舗装問題です。市長が随分丁寧に対応されたことは承知していますけれど、ただ、今の教育委員会の案件を照らしたときに非常に心配していること、それは、現在ほとんどのというか、11月に検査は済みましたね。市の再検査で不合格になったところを業者が舗装をやり直したということ、これが秋に済んで、11月の下旬に県と一緒に検査を済ませたというわけですよ。このときに、一部、市が厚さが足りないからやり直しますというふうに春に示したエリアの一部を舗装していないところがあると聞いています。これについて、下水の関係ですから国から50%ないし55%補助金がかかっていると思うんですが、それで舗装をした。当初の検査はオーケーだったけど、再検査をこの春にしたらだめだった、だからやり直しますと言った。不合格だと認定したのにやり直していないところがまだ一部に残っているとすると、これは、補助金を出した側は、補助事業を全部完了していないからやっていない部分は返してくださいと言われる。教育委員会は対象の認識の違いだったかもしれないけど、今回は補助事業は完了していないんじゃないですかと。市が検査して、だめでしょうと言った部分の一部がそのまま残っているという事実があるとするなら、これはやっぱり補助金を返さないと普通はなると私は懸念するわけですが、市長はそこあたり、どう考えているのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 下水につきましては、全て完了したという認識でおりますが。

〔「舗装を」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） はい。

〔「全部やった。薄いところでやっていないところがあるでしょう」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） それは……。

暫時休憩をお願いします。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時45分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

松田副市長。

○副市長（松田 勲君） 答弁をさせていただきます。

西深瀬地内の舗装工事につきましては、そもそもこの工事、23年度事業の工事でございます。当初の完了検査に基づいて事業も終了しているということで。ただ、その後、市の判断で再調査をいたしました。もともと事業としては既に終了しているものでございます。その後の調査でもってやり直しの必要があるというふうに判断してやり直したものでございますが、先般の県の補助金の検査を受けましたけれども、これはあくまでも県の側の基準でもって見ていただきまして、その結果、問題ないというふうに言っております。

今後ですけれども、御指摘のとおり、そもそも県の基準よりもより厳しい観点で再調査をした結果でやり直しをさせた部分について、御指摘のようにやり直しをしなかった部分もございしますが、その部分も含めて、全体としてまた不都合が生じるようなことがあれば、業者の責任で、負担で修繕するように約束もいただいておりますので、そのことも含めて説明をさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） まず、23年の事業で、事業は完了したと。一応補助事業はそれで次年度に完了報告をして精算するわけですけれども、逆に補助金というのは、5年間は精算はずっとするというのが補助事業の特徴なんですよね。何らかの瑕疵が途中で見つかったら、2年後でも3年後でもやっぱりさかのぼって返しなさいと。多分、今回の体育館の件もそうだと思うんですよね。一旦年度の事業は終わりました。市も終わったと思った。国も県も終わったと思った。ところが、検査院が再チェックしたらだめだったですよというケースだと思うんです。

それで、道路も同じじゃないかという心配をしているということをおっしゃっているわけですけれども、先ほどの副市長の答えでは、市が必要があるからやったということと、県も、県の基準よりも厳しいものであるからそれでいいんだと言っているということでしたが、体育館のケースに照らすと、県も国交省もいいと言っているということをおっしゃっているのと一緒だと私には聞こえるんですよ。市が3月に検査して、これは厚みが足りないよと、発注を満たしていないよということですよ。下水の関係の補助金は、最初の舗装に対して出るわけでしょう。市が5センチで発注して、その5センチを満たしていないと3月に認定したところの大部分は、確かに10月までに工事はやり直した。

でも、一部まだ薄いと認定したところ、一部やっていないところがあるわけですよ。先ほどの答えは、23年度の事業で済んでいるからいいんじゃないですか。だったら、もう全部やる必要はなかったわけですよ、その考えていけばね。というふうに聞こえてならないんです。

私が心配しているのは、補助金を返せと言われませんかということです。返せと言われたら業者にやり直しさせますから、やっていない部分、それでいいというふうに持っていくのか、補助金を今回みたいな補正で返すのか、どちらなのかということをお聞きしたい。

もう一点ですが、11月20日でしたかね、県も含めた先ほどおっしゃった検査がある。事前に担当課が県庁に行って、県ともやりとりした。県とやりとりしたときに、県のほうは、市が今回やっていないところが2カ所、この2カ所はそれでいいんですかと言ったということを県に電話して聞いたという人から話を聞きましたが、最終的に県は、検査、現地でオーケーしたのかもしれないけど、最初に、県は当初はだめだと言ったところのやっていないところがあるけど、それはいいんですかということをお聞きしたい。ということですが、それは何かうやむやになったような気がしますが、そのことはどうなんでしょうか。

以上、2つお聞きします。

○議長（藤根圓六君） 答弁者は誰ですか。

暫時休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時51分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

松田副市長。

○副市長（松田 勲君） 今回の御質問ですけれども、あくまでもやり直しの工事も含めて、あくまでも工事、事業完了後の瑕疵担保責任に基づいてやり直しをいただいたということでございまして、それと、先ほど言われましたとおり、県のほうに事前に相談に行ったのも事実ですが、県のほうの回答としても、あくまでも市のほうでの事業ですので、市のほうで責任を持ってという言い方はありました。ということでございますし、これは補助事業としては完了もしておりますので、特に問題はないというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君の質疑を終わります。

以上で、発言通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

石神 真君。

○5番（石神 真君） 資料4、ページ15、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の30万、この内容ですが、この前軽く説明をいただきました炭焼き体験等、これについて、細かい詳細について御説明願いたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

炭焼きの講習会ですけれども、先般ちょっと詳細を決めまして、炭焼きの開催ですけれども、平成25年2月24日、日曜日ですけれども、9時半から行います。いわゆる市内の間伐材を利用して、それを炭焼きにするということです。24日に窯入れですね。趣旨の説明もし、窯入れを行います。窯出しのほうが、3月になりますけれども、3月3日日曜日、1週間ぐらい冷ますということもございますので、3日の10時から行いたいと思っております。特に冬場ですので雪が心配されますけれども、何とかやりたいというふうに思っています。

対象者ですけれども、次代を担う子供たち。炭も1つのエネルギーということになりますので、子供たちを中心になるべく親子で参加してもらいたいということで、50人ほどを予定しております。親子で50人ぐらい募集をしたいと思っております。

募集は、一般募集をしまして、広報とかホームページで募集しますけれども、集まらない場合は地域の小学校のほうへお願いしようと思っております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 細かく大分説明いただきました。

あと、間伐材とか炭焼きの場所、それから募集対象は親子ということでありましたが、子供たちと、あくまでも上下年齢、保育園の子供や小さい子供は行けるわけがないでしょうから、あと、炭の焼いたものとか、そのものに対しての後の処理、これはどうなるんですか。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 済みません、場所を言っていなかったのです。これは、みやまの森のほうに市の施設で炭焼きがありますので、そちらのほうで行います。それは、1基というのか、1つありまして、そのほかにもドラム缶でも行いたいと思っております。

子供の年齢層ですれども、小学校5年生以上ぐらいを対象にしたいなというふうに思っています。小さい子は、間伐材を扱うということで危ないということもありますので、先般も養老のほうでも事故がありましたということで、5年生以上ぐらいにしたいと思っています。

そして、炭ですけれども、参加者にお配りし、余った分については、先般ちょっと事業仕分けのほうでもありましたが、畜産のほうの、いわゆる消臭にも炭はなりますので、もし余ればそちらのほうも配って少し消臭のほうにも使えないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第98号から議第107号及び発議第6号、発議第7号の12議案の質疑を終結いたします。

日程第2 議第108号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤根圓六君） 日程第2、議第108号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー6、議第108号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、人事院勧告に基づき、本市の一般職職員の給与を改定するため改正するものでございます。

内容といたしましては、世代間の給与配分を適正化する観点から、55歳を超える職員の昇給を現行より抑制する措置を講ずるものでございます。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第3 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第3、質疑。

ただいまから、議第108号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

石神 真君。

○5番（石神 真君） 資料をずっと出されて、ずっと読んで、理解しようというのはなかなか難しいことではありますが、これは、人事院のほうから来たからこういうことをするということか、それとも、それに伴い、山口市は部長制度もなくなり、ある程度の年齢になっても上へ上がる気力がないというところで、こういう制度を設けてやる気を出させるための効果も見つけてこれを出すのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） 今回の改正につきましては、人事院勧告に基づきまして山口市として対応しますが、全国の自治体の中では改正を行わない自治体もあるというようなことをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 行わないというところもありますが、山口市は行くと決めた理由は、先ほど僕がお尋ねしたように、課長職から部長職になかなか上がるあれないというところでこれを用いたのかということも答弁を聞いたかったんですが。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） 国のほうにおきまして人事院が調査した結果、50歳以上のこの年齢者の民間との給与差があるということから55歳以上の昇給停止をかけるということでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます、よって、これをもちまして、議第108号の質疑を終結します。

日程第4 委員会付託

○議長（藤根圓六君） 日程第4、委員会付託。

ただいま議題となっております議第98号から議第108号までの11議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

なお、発議第6号、発議第7号は委員会提出の議案ですので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託はいたしませんので御承知おき願います。

○議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

6日、7日は総務産業建設委員会、10日、11日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、12日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時01分散会

平成24年12月12日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成24年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 12月12日(水曜日)

○議事日程 第3号 平成24年12月12日

日程第1 議第109号 情報系システムサーバ等更新業務契約の締結について

日程第2 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 議第109号 情報系システムサーバ等更新業務契約の締結について

日程第2 一般質問

○出席議員(14名)

1番	恩 田 佳 幸 君	2番	山 崎 通 君
3番	吉 田 茂 広 君	4番	上 野 欣 也 君
5番	石 神 真 君	6番	杉 山 正 樹 君
7番	寺 町 知 正 君	8番	尾 関 律 子 君
9番	横 山 哲 夫 君	10番	武 藤 孝 成 君
11番	藤 根 圓 六 君	12番	影 山 春 男 君
13番	村 瀬 伊 織 君	14番	後 藤 利 瑗 君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	松 田 勲 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総 務 課 長	舩 戸 時 夫 君
企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君	税 務 課 長	神 原 義 広 君
市 民 環 境 課 長	林 早 笑 君	福 祉 課 長	笠 原 秀 美 君
健 康 介 護 課 長	田 原 修 君	産 業 課 長	谷 村 勝 美 君
建 設 課 長	山 口 広 志 君	水 道 課 長	服 部 正 己 君

国体推進 課長	谷 端 良 夫 君	会計管理者	棚 橋 和 良 君
消 防 長	渡 辺 晴 臣 君	学校教育 課長	宮 川 誠 君
生涯学習 課長	江 崎 護 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	林 強 臣
書 記	大 野 幹 根		

午前10時00分開議

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第109号 情報系システムサーバ等更新業務契約の締結について

○議長（藤根圓六君） 日程第1、議第109号 情報系システムサーバ等更新業務契約の締結についてを議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

本日配付させていただきました資料ナンバー7でございます。

議第109号 情報系システムサーバ等更新業務契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び山縣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成19年度に導入した情報系システムのサーバー等を情報システム機器更新計画に基づき更新するものでございます。入札方法は指名競争入札とし、12月11日に6社の参加により入札を執行いたしました結果、最低価格入札者であります中央電子光学株式会社と契約金額1,050万円で契約を締結しようとするものでございます。なお、予定価格は2,446万5,000円、落札率は42.9%でございます。

詳細につきましては総務課長から御説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） それでは、情報系システムサーバ等更新契約の内容を御説明申し上げます。

今回更新するに当たっては、サーバー仮想化技術を採用し、サーバー台数の集約によるインシャルコストの削減と消費電力の低減、運用の効率化を図るとともに、サーバー構成においては、仮想化されたシステムの障害時またはメンテナンス時に、自動または手動により、もう一台の仮想サーバー上へ最小限のダウンタイムにて移動できるフェー

ルオーバー機能を持たせ、業務への影響を極力なくす高可用性を確保するクラスター構成で構築いたしております。

更新する機器につきましては、現在、サーバー 9 台、バックアップストレージ 4 台、OA 室用無停電電源装置 1 台、ファイアウォール 1 台、新たに購入する機械でございますが、仮想サーバーが 2 台、仮想化管理サーバー 1 台の計 3 台でございます。この仮想サーバー 2 台の中に、現行の 9 台のサーバーと、今回新たに 2 つのシステムを追加構築しますので、合わせて 11 台分のシステムを仮想化構築します。そのほか、購入機器としましては、バックアップストレージ 2 台、OA 室用無停電電源装置 1 台、ファイアウォール 1 台、レイヤー 3 スwitchングハブ 4 台、KVM スwitch 等でございます。

なお、現行システムで使用しておりますウイルス対策ソフト、不正接続監視ソフト、その他セキュリティー管理ソフト、グループウェアソフトなどの各種ソフトウェアにつきましては、そのまま新しい機械へ移行します。

また、これらの機器購入のほか、サーバー等の構築・設定・設置作業と現行サーバー機器の撤去、搬出、データ消去、廃棄処分等の作業費用も含まれておることとなっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第 2 一般質問

○議長（藤根圓六君） 日程第 2、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位 1 番 石神 真君。

○5 番（石神 真君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

今回の質問は、1 点、中身をしっかりと集中していただいて答えていただきたいと思っております。

今回、私の質問は、新たな保育園の統合はということで、今まで学校関係では、学校適正規模化の推進の項目の中で、山県市立小学校及び中学校適正規模推進計画というところがあります。地域、保護者の方々の意見を伺いながら、学校統合についての検討を進めていく文言であります。

これを踏まえて質問をいたしますが、今、山県市の美山地域においては、第 2 弾の保育園の統合の話があると耳にしております。これについて、保育園児の人数が少なくな

っているのはわかっておりますが、どのような方向性を持って進めようとしているのか。ここに、今まで集めました資料の中にも、各年度、17年から23年度までと今までの資料もいっぱいありますが、徐々に徐々に本当に少なくなっております。美山地域だけではなく、ほかの地域でも、ふえたところもあれば、まず少なくなっているのが現状であります。

そこで、いわ桜保育園と富波保育園の2つを統合し、みやま保育園の2園とするのか。それとも、いきなり美山地域を1つにして、みやま保育園とし、一本化するのか。もしそのようなことをするとしたら、何年度を目標に進めるお考えなのか。中には、いろいろと施設も老朽化しており、補修、修理にお金がかかるという話も聞いておりますので、この点について福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

美山地域の保育園につきましては、本市になってから、平成16年度に旧葛原保育園と旧青波保育園を、平成23年度には旧乾保育園を統廃合して、現在3保育園となっております。

現在、いわ桜保育園の園児数は19人、富波保育園の園児は28人と年々減少し、今後増加する可能性は低く、平成21年度より保護者の方々と保育園のあり方についての懇談会を開催し、御意見を伺っているところでございます。その主な保護者の御意見は、いわ桜保育園については、約半数の保護者が統廃合に反対、富波保育園においては、みやま保育園との統合を望む意見がほとんどでございます。みやま保育園においては、保護者全員の意見ではございませんが、新たに建設するのであれば、場所の問題や駐車場の確保が課題と考えてみえます。

美山地域の3保育園は、昭和50年代に建設されており、既に30年を経過し、施設の老朽化が進んでおります。今後、保護者の皆様の多様化する保育ニーズに応えるためには、保育士の質の向上を含めた保育環境、保育サービスの維持、向上を目指すとともに、統廃合の問題は避けて通れない問題と考えております。

さて、御質問の保育園の統廃合について、どのような方向性を持って、何年度をめどに目標を進めようとしているかという点でございますが、いわ桜保育園の子供の数に注視しつつ、美山地域を一本化するかは、保護者の御意見を伺いながら、皆様の理解が得られれば、早くても平成27年度を目標に進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 端的にお答えいただき、ありがたいと思います。なかなか明確に聞きたいことをずばっと言っていただいておりますが、大きく3点ほどに分かれたような答弁でありましたが、3つ、3点ほど、いろいろと再質問させていただきます。

まず1つ目は、今の答弁では、21年度より保護者との懇談会や意見交換会を行っているという状況であるということでありましたが、今現在の保護者の方は、やはり今の現状を考えて、子供のことを考えて話をされていると私は思っております。でも、この先入園されると思われる親さんの意見というものは大事にしていかなければならないのではないかと、そのように思っておりますが、その点についてはどう思われるか。

2点目は、新たに建設するのであれば、場所や駐車場の問題もあるとのことでありましたが、その点については、あくまでも私の考えであります。旧の富波小学校、今の教育センターが最適ではないかと考えておりますが、具体的に言えば、あの富波小のグラウンドも広く、使用していないプールでも壊して、体育館のそばに新たな保育園を建てれば、駐車場も広く、みんなが通える、また雨降りでも体育館などを使える、そのような最適な場所ではないかと。特に教育センターがあり、いろんな意味で広い視野の中、子供たちの教育のあり方のまた動きも見えてくるのではないかと私は思っております。

3つ目、皆様の意見を聞きながらということ、27年度を目標に進めていきたいと端的にお答えをいただきました。もしその目標を立てたのであれば、行政としてはっきりとした方向性、保護者の皆さんにもしっかりわかっただけのように説明責任を果たしていくのも大事でありますので、これについて、きちっと親さんにはこないしてやるんだという方向性も見せていただきたい。

それについて、この3点、答弁をまた福祉課長に求めます。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

1点目につきましては、未就園児の保護者の皆様と入園児の保護者の皆さんと大きな意見の相違が見られるとは考えにくいので、現段階では予定しておりません。

2点目につきましては、新たに建設するのであれば、駐車場や運動場を含めた十分な敷地の確保が当然考えられます。そうした点から、議員の言われるとおり、旧富波小学校の跡地も有力な候補の1つと考えております。

3点目につきましては、十分な説明責任を果たしながら、多くの皆様の御理解が得られるよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） なかなか担当課の課長さんとしては、これ以上言えないようなところもあるのではないかと。あくまでも質問に対して端的にきちっと答えて、何とか無事過ごそうではないかというような答弁に私は思えるのでありますが、再々質問として、今の再確認ではありませんが、まず1点目、この答弁では、やはり保護者、入園児の保護者だけの答弁では、私としては十分ではない。やっぱりこれからのことを考えると、新たに入ってくる親さんのことも考えて、話を聞かなければいけないと私は思っておりますが、課長の答えでは、今の親のことだけ考えておれば、後のことはいいんじゃないかと、そんなような捉え方ができる考え方もできます。まず、それが1点。

2つ目に、場所についてであります。旧の富波小あたりが有力だと課長さんも言っていたので、これは私にとってはとてもうれしいことでもあります。学校とか保育園とか、いろんなところが統合されて、各地域が本当に疲弊していく中、地域にその学校という形、名前は変わるにしろ、そういうものが地元にあるということで、全く地元の親さん方、また父兄の方々も、そこを中心に動こうという、いろんな祭り、また、いろんなことができるということで、大事なことでありますので、うれしく思っておりますが、これに対して、本当に環境はいいところだと言っていて、これからも、いろんな親さんとの話では、ここを推薦していただけるのではないかとというように私は思っておりますので、うれしく思っています。これが2点目。

3点目は、説明責任も本当に大事であります。そこでですが、やはり今の課長さん、ないしほかの方々と御相談されて、この答えが出たと思っておりますが、やはり福祉課と教育委員会との連携を第一に、やはり今の富波小学校の跡地を利用するのであれば、よく考えて進めていただきたい。耐震化も進めていただくことも大事だと私は思っております。そこで、27年度を目標にという課長さんの答えであります。なかなかこれは課長さん1人ではこの数字は出なかったと思っております。そこで、27年度を目標ということであれば、市長さんに指導力を発揮していただき、また教育センターそのものが富波地域にあるということで、災害時などでも有意義に使われると思っております。公民館だけでは、いざというときに、やはりスペースも少なく、なかなか難しいのではないかと。そういうことを考えれば、やはりあそこの教育センターに活動しているということ、空き家ではだめです。人が住んで、また使っているということが一番大事なところでありますので、そういうことも考えていただきたい。

そういう観点から、富波小、今の教育センターも、どれくらい重要な位置づけの場所で

あるということを市長さんには理解していただいていると思っておりますが、最後に、確認ではないですが、この3点について市長に、課長ではなく市長に答弁を求めて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの再々質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、先ほど課長が、今現在の入園者の確認は保護者で十分だという答弁をさせていただいておりますけれども、私は、そのほかにも、地元の自治会の皆様、従来から保育所の統合につきましてはそういった調整は十分させてきていただいております、そういった自治会の皆様の御意見ですとか、そしてまた新たに入園される方の意見も総合的に勘案しながら進めていきたいと思っております。ただ、27年度の目標ということでございますけれども、これはあくまでも目標年度で、そういった時間的な手順を経まして説明を申し上げるということでございまして、これは、ただ一方では、積極的に推進するということではございません。あくまでも地元の皆さんと、これは小学校でもそうでございますが、地域の文化の中心的な位置づけも非常に大きなところがございますので、単純に統合しまして費用対効果が出るからという思いでの統合という形での進め方は、そういった進め方、考え方は持っていないので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、2点目の場所でございますが、先ほどからお話に出ております教育センター、旧の富波小の跡地が私も最有力だという考えはいたしております。ただ、いわ桜保育所ですとか、今の富波保育所につきましては同意いただけるということも、特に南へ向かってくるということもございます。ただ、また反面、今のみやま保育所から北へ向かっていく、上へ上っていくという保育所の統合につきましては、その利便性ですとか、保護者の方の考え方といいますか、日ごろからの行動の動的な線を考えますと、またいろいろ御意見がいただけるのではないかと思います。第1候補といたしましては富波小ということをお前提に進めていかなければならないのかなということをお考えしておりますし、また一方では、先ほど申し上げましたような課題にも、進めていく段階にはそういった大きな課題もあるのではないかと考えております。

そして、3点目の福祉課と、当然、教育委員会が今、教育センターの機能を持っておりますので、十分、統合するとなれば、そういった調整も図りながら、全体的な活用方法も考えたいということをお願ひしております。ただ、27年度を目標にいたしますと、新たな保育所の建設に数億円がかかりますので、それには財源が必要でございまして、財源といたしましては、考えておりますのは過疎債でございますが、ただ、今、非常に起債

が多いということもございますので、そこに数億円の過疎債を上乗せすることになります。ちょうど県内では、18を超えているのは、起債許可団体は山口市ほか1市でございますので、それが解消されるのにまだ数年、5年ほどかかると思いますが、その段階で新たな過疎債を起こすということも、そういったことも踏まえながら、総合的に判断しながら、一年一年、地元の方とのお話し合いをさせていただきながらの統合計画になるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位2番 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 議長の御指名をいただきましたので、通告順位に従って質問をさせていただきます。

これは、先に質問内容をお話ししてありますので、大まかわかっていただけたらと思うんですけども、シルバー人材センターの運営と商工会のバランスについてをお願いしたいと思っておりますが、シルバー人材センターは、就業を通じて高齢者の福祉の増進をするために設立された団体であることは改めて言うまでもありませんが、人材センターの組織の機能化の中に、高齢者の労働力の雇用と人材センターの機能は分けて考えるべきであると。これを説明すると時間がかかりますので省略させていただきますが、人材センターは企業のかわりを果たすものではない。ここが大事なところなんです、企業と同一の考えではないという意味なんです、センターの仕事は、補助的、臨時的作業で、収入は追加的なものにすぎない。人材センターは、営利事業となり得るような賃仕事を、公益法人という非営利目的、非営利目的ということは、お金もうけをしないという意味なんですけれども、そうした組織形態で行うのがセンターの本来の目的であると。

そもそも、人材センターの生い立ちは、高齢者事業団、生きがい事業団、高齢者能力活用協会の趣旨や理念を同じくした団体を統一して、シルバー人材センターとして全国展開をしたと、こんなふうに私は記憶をしていますが、定款の中にも、商工会と一緒にはないというようなことが随分うたってあるんですけども。

それで、質問なんですけれども、山口市のシルバー人材センターの年商額、登録者数、租税公課、税金ですね、それから家賃、雇人費、消費税、それから預金残高、市からの補助金等々を伺いたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

山口市シルバー人材センターは、平成23年4月1日に岐阜県下で初めて公益社団法人

として認定を受けております。その目的といたしましては、先ほど議員が御指摘された内容となっております。また、公益法人の性質上、公益目的事業が事業費の50%以上であることが認定要件とされており、承認後、3年間に一度立入検査が行われるほか、年1回の書類審査が行われ、事業内容や経営状況が民間圧迫につながっていないかなど、県の審査が行われます。本市のシルバー人材センターの場合は100%公益事業とされております。

人員構成といたしましては、定款に定められておりますが、現在、理事が13名、監事3名就任しており、理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事としております。

年商額につきましては、平成23年度の決算ですが、国と本市からの補助金各637万4,000円を含めて、経常収益2億271万2,000円、経常費用2億202万1,000円であり、当期の利益につきましては75万1,000円となっております。しかし、公益法人の性質上、収支相償を原則としており、3年間で平均収支状況ゼロベースを基本に、平成24年度においては赤字決算となる予定でございます。

就業者人数につきましては、会員数が24年4月現在で399人、12月1日現在で426人が登録をされています。平成23年度の就業の延べ人数は5万5,715人でございます。

本市のシルバー人材センターは、自主事業として新鮮野菜クラブをつくっており、店頭販売やシルバー農園を開催しております。その店頭販売のレモンタイムでは、基本的にシルバー農園や会員がつくった野菜、山県市の特産品を販売しており、レモンタイムの売上高の80%で、年間150人から160人の会員が働いており、高齢者の就業の場の1つとなっております。

その他、買い物不便地域で、地域の高齢者から依頼された市内15カ所、39拠点で移動販売サービスを行っております。この場合、対象地域に野菜などの販売を行っている小売業者がないかどうかを確認しながら、地元の自治会長さんの同意をいただきながら、買い物不便地域のみ実施しております。

就業状況は、会員1人当たり月80時間以内を限度に、臨時的、短期的な請負業務を行っており、就業形態も、多くの会員に仕事を提供するため、ワークシェアリングやグループローテーションの方式をとっております。そのため、山県市商工会とは別の性格のものというふうに考えております。現在、山県市商工会から月1回、会報やチラシの配布を請け負っているほか、商工会に加入されている企業から、雇用では補えない部分の請負業務の案内をいただくこともございます。

現在、本市の高齢化率は全国平均よりも高く、介護予防対策は重要な課題であると認

識しております。先日行われました事業仕分けの席においても、高齢者の生きがいの1つに仕事といった意見も出されておりました。

今後の展望につきましては、本市の皆様にもシルバー事業のより一層の理解を深めていただくことが重要であると考えております。そのため、広報紙、ホームページを活用し、普及啓発活動を行っていただきながら、会員の入会促進を図り、自主自立、共働共助の推進を堅持し、会員の安全就業を推進するとともに、さまざまな社会活動を通じて地域社会に貢献していただけるような後方支援をしていきたいと思っております。

そのほかに、今お話ししていない中に、納税額の話が、租税状況のお話があったかというふうに思っておりますが、あくまでも公益社団という性質上、法人税はゼロ、消費税に関しましては加算されておまして、23年度決算の中では4万3,565円還付されております。そのほか、費用といたしまして、光熱水費を含めて89万2,000円ほどいただいているのが現状でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 今、詳細に御説明をいただきました。

私は、このシルバー人材センターが全てがいかんとか、そういう意味ではないんですけども、この文面の中に、今、説明の中にあつたように、それぞれすみ分けをして、きちんとルールを守ってやっていかなければいけないということが一番言いたいことなんです。今、レモンタイムの話が出ましたが、そのレモンタイムの、あのトンネルのこちらのところなんですけれども、このレモンタイムで販売をしていらっしゃる。これは、実際にそこで働いた方からの私へのアピールなんですけれども、そこで働いた人が、そこで働く前に、まず登録をするわけです。登録をすると、しばらくの間あそこへ行ってくれと言われるので、そこへ行く。そこでは、格好よくグループでやるようになっていんです。グループでやると、そうすると、売り上げをして、そこから経費を引いて、その残りをみんなで分け分けしようかというようなことをすると、日給が500円だと言うんです。500円ですよ。そうすると、時給500円でも、これは労働基準法では違反していますし、今、最低賃金は716円ですから、これから大きく離れることは言うまでもありません。

それから、このレモンタイムの中で調理を行っているんですけども、これは恐らく保健所の許可はとってあると思うんですけども、がしかし、その中で、本当に衛生的に事が行われているかというようなことは、本当に私が遠くから見ても心配をするところです。それから、その残飯というか、残った汁とかそういうのが、排水口もない

のに、そこで何か処理されているというようなことも伺っています。

それから、レモンタイムのところで果物とか野菜が販売されているんです。しかし、これはいつも聞いている地産地消ではなく、岐阜の青果市場から仕入れをして、そしてそこで売っていると。これでは全くルール違反ではないかということですし、さっきの説明の中にも、民間の業者の圧迫はしていないかという、これは圧迫しているに決まっているんです。同じところから同じように仕入れをしてきて売っているんですから。片や、今の説明にあるように、高額な補助金をいただいて事業をやっているわけです。そうでしょう。それで、一般の商工業の関係の人たちは、自分らで生活をしながら、そしてその市場で仕入れて、同じ条件の中で、片や1,300万、これは県と市と合わせると1,300万、補助金があるんですけれども、この人たちと同じようなレベルで同じような競争をするというようなことは言語道断だと私は思っているんですが。

それから、これは会社名を挙げてもいいかどうかわかりませんが、挙げないとわからないので、あえて言いますけれども、アグリフーズというところへ派遣をされているわけです。そのアグリフーズへ派遣されている人たちは、私を知るには、やっぱり公益法人とみなされてからのルールどおりだと思うんです。しかし、ここで働いている人たち全ての人が言うことは、アグリフーズへ人材派遣で行くというのは、このシルバーセンターのドル箱だと言っているんです。全部の人が言っているんですよ、ドル箱と。ドル箱ということは、たくさんもうかるという意味なんです。これでは、さっきの説明とは随分違うというふうに思います。

それから、郵便物の配達もありましたね。郵便物の配達も、これは信書ですから、自分らで勝手に封をして、そして配るということは、お金は幾らか知りませんよ。恐らく、我々商売人の感覚でいけば半額だと思うんですけれども、その信書を配るということも、これも郵便法の違反だと私は思っているんです。

それから、草刈り事業。草刈りは、一般的にはどれだけの面積をやるかということを決めるんです。そして、それは幾らかかるかという見積もりをするわけですがけれども、どうも私が聞くには、その日当でできるだけをやる。そして、出来高精算というのですけれども、これも実際のことを言うとおかしなやり方なんです。

それから、年金の受給者、このシルバーの人たちというのは、おおよそほとんどの人が年金を受給しているんです。ですから、どうしてもこれだけの収入を得て、1カ月の生計あるいは1年の生計をやらなければならないという、そういう人たちではないんです。年金制度は皆さん御存じのとおりですから。私は、それを思うと、何か矛盾がいっぱいあると言うんです。

さらに、平和堂の2階の、一番東側の2階のところで販売事業をやっているんです。シルバー人材センターが販売事業をやらなきゃならんという理由がどこにあるかわからないんです。

さらに、ここにチラシを持って、まだ二、三日前なんですけれども、キッズパラダイスといって、平和堂高富店の2階にある室内遊園地、遊キッズ愛ランドがキッズパラダイスに生まれ変わってオープンしますと。それで、平和堂高富店2階、管理者、公益社団法人山県市シルバー人材センターとあるんです。この人材センターがそんなところでこんなことをやらなければならない理由がわからないんです。

ですから、私は、商工会と人材センターのすみ分けをきちんとしていただかないと、これはまだまだ大きな波紋が出るというふうに思うんです。まだ挙げたら切りがないんですよ。

そらね、財政の厳しいときですから、いろいろわかるんですけれども、市長は、前年度の予算の2,500万のうちの補助金、補助金を500万円カットして2,000万円にした。500万円もカットするというようなおかしい話は、ちょっと私には信じられないんですけれども、恐らくこれを市長に尋ねると、商工会には4,000万か4,500万ほどの預託金があるから、そんなたくさん補助金を出さなくてもいいというのが恐らく意見だと思うんです。何でこんな言い方をするかというと、再々質問が途中で終わってしまうといかんもので、全部自分でしゃべってしまうんですけど、わかります、言う意味。途中で、これ、どうしても聞かなんということが聞けんようになるといかんもので、市長から答弁をもらう前に、私のほうから、こうやっておっしゃるだろうということでお話しするんですが、今お話しした4,500万円というのは、商工会振興資金等の引当預金と言うんです。これは、何も山県市だけがたくさん持っているわけではないですよ。他市町村の残高をお話ししますと、柳津町が5,300万円、海津町商工会が4,500万円、中津川北商工会が9,350万円、さらに郡上市は1億500万円持っているんですよ。これは、それなりにどうしても必要な金額だというふうに私は聞いているんです。間違っているかもわかりませんよ。でも、大体当たっておると思います。そのことと比較してみると、この500万円ものカットをするということは本当に適切な処置かということをお尋ねするわけですが、やっぱり商工会は900もの事業者がいらっしゃる。その人たちが本当に汗水流して働いていらっしゃる。その人たちの税金のおかげで、我々も執行者も住民の方たちにサービスができるわけです。商工会が頑張らなかつたら何もできないんですわ。

それで、私は、商工会の予算が削られるということは非常に残念だと思うのは、私も県外でもいろいろ商売をやってきたんですが、その行くときに、どこかで事業を始める

ときにやることは、労働や資本やいろいろあるんですが、訪ねていくのは商工会なんですわ。商工会へ行って、ここで事業をやりたいという話をするんです。そうすると、商工会の人たちが、こんなふうにやったらいいとかいろいろな指導してくれる。それが商工会の本来の姿なんです。市長はいつも、これはもう頑張ってもらわなあかん、地元の企業に頑張ってもらわなと言いながらも、500万円カットされておる話を外の人が聞いたら、誰も絶対に山口市で商売やろうかという気にはならないと、私はそう思っているんです。こっちでは、頑張ってもらおう、頑張ってもらおうと言っている。こちらでは、500万円カットする、その次もまた500万円カットする、1,500万円ぐらいまでカットするぞとおっしゃっている。といううわさですけど、そうすると、恐らく幾ら頑張っても新しい事業者はあらわれないというふうに私は感じているんですが。

それで、ちょっとこれは余談ですけど、市長は座談会でいろいろな企業を訪問しているとおっしゃっていますが、これはひょっとすると公職選挙法の戸別訪問に当たらないかということをおっしゃっているんですよ。それから、この間も座談会でおっしゃっていましたが、4社、私が話をきて、うまくいったという話をしましたが、これも公職選挙法でいくと便宜供与に当たるんです。恐らくそうだと思うんです。だから、これは絶対にアウトなんです、これをまたこれからお話しすると、この本題から離れてしまうので、多くは言いませんけれども、これはそういうわけなんです。

ですから、私は、今お話ししたような状況をいろいろ考えると、そうすると、この人材センターと商工会への補助金のバランスというのは深く考えていただいて、商工会はどんどん頑張ってもらいたいというのは、エールを皆さんで送るのが、これが正規のルールだと思うんですよ。それをしなかったら、どんどんどんどん目減りしていく。そのサービスを提供する我々に力が衰えていくという意味ですから、何とかそこをもう一度原点に戻って考え直してほしいということをお願いするわけですが。

それで、市長への質問は、これは通告はしてありませんので、正確に数字とかそんなことは求めませんが、今後、人材センターへの調査をしていただけるか。それから、今後、人材センターとのかかわりはどうされるのか。数字は要りませんよ。どうするかという気持ちだけでいいですが。それから、商工会の補助金についてはどうされるか。あるいは、これからの商工会に対する期待はどうするか、この4点を伺いたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の、先ほどいろいろ商工会のすみ分けですとか、それから日給が非常に低くなってしまして、労働基準法に抵触しないかですとか、郵便物の配付につきましてで

すとか、それから排水処理、そういったものにつきましては、御質問いただきましたので、その中身につきましては、また今後担当課で、担当者のほうでそれぞれその状況を確認いたしまして、しっかりと対応していきたいということを考えております。

それから、2つ目の商工会とのバランスということでございますけれども、すみ分けをするということは当然なことだと思いますが、私もちょうどこの質問をいただきまして、その事業の内容が、例えばレモンタイムでリンゴを売るとかミカンを売るとか、地産地消でないということは事実でございます、こういったことがどうなのかということを確認いたしましたら、そうしましたら、やはり高齢者の福祉のための施策であるということで、これは公益法人上も認めているということでございますし、そもそもシルバー人材センターの成り立ちそのものが、そういった中での位置づけをされているものというところの確認をしております。

ただ、そういった中でも、実際になりわいとしてみえる方がおみえになりますので、その点につきましては、もう少しその仕事の職種の内容を私のほうでも確認をさせていただきながら、どの程度なりわいとしてみえる方への影響があるかという調査も一度行いたいということを考えております。

それと、3つ目の500万円、商工会の予算の500万円のカットにつきましては、これはその内容、まず第1点は、5,000万近い基金を目標に積んでみえました。その確認をしましたら、商工会からの回答は、職員の1年間の人件費分を目標に積むということでございました。これはしっかり事務局長から確認をしました。どうしてその人件費を1年分積むかといいますかと、商工会の職員の給料といいますのは、国を通じて県から入ってきます。それと、市の補助金から成り立っていますけれども、国の予算が数年、もっと前ですかね、通らなくて、補助金が流れてこなかった。そのために、1年間の目標額で積んでいくということでございました。

そういうことを考えますと、職員の人件費のために、例えばその5,000万円近い金が目的基金で、新たに商工会を建設するとか、そういったものと、それなりの目的があって積んでみえるという理由がございますけれども、職員が、ひょっとして給料が払えないという目的での基金の積み立ては、私どもといたしましては認められないという見解でありますし、また、ちょうど昨年、新聞でも報道されておりましたが、岐阜市の外部監査で、柳津町の商工会が、基金が、岐阜市ですよ。柳津は岐阜市の管内ですから、補助金を出しておるということで、不適切だということで、外部監査でひっかかっております。

そういった状況を踏まえまして、今、私どもは、先ほど、将来この500万が1,500万に

なるという、そういった考えは持っておりませんが、基本的には補助金を出すというのは、その会が運営ができないということで、その補填をするという意味での補助金ですので、この基金を減らしていただいて、そして適切な運営をしていただくということもございます。

そして、もう一点、去年とことし違いますのは、職員の人件費1名、職員が1名減となりまして、予算書を見ていただくとわかりますが、900万円ほどの減額になっております。それは、職員が減ることによります減額です。

そういったことを考えますと、決して500万円というの大きな減額であるとか、商工会に大きな影響を与えているとか、そういうものではございませんし、また、ことしの予算を見ていただければわかりますが、そのことによって、今、先ほどからお話にありますような商工会活動に影響しているということは全くございません。むしろ昨年よりも少し多いような状況で、特にことしは栗まつりがなくして、この間の、前回のような、あれは50年でしたか、イベントも開催されておりますし、減ったことによります、その大きな原因といいますのは、1つ目は、先ほど言いましたような職員の人件費が一番大きいわけでございます。そういったことを思いますと、決して減らしたことによって商工会に影響が出ているというのは100%ないという認識をしております。

ただ、これから、先ほどの1,500万円という、そういったことは、ただそういったうわさであって、初めて私も聞きましたが、今、来年度の予算査定を行っておりますが、多分そういった観点での、今、各課からの予算が出てきておるとは思いますけれども、年が明けまして、私どもの査定を行うわけですが、そういった予算になっておるとは少し考えられません。

それから、4点目……。

〔「商工会への期待」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 商工会への期待。前回の商工会のイベントの際に、私のほうから提案させていただきましたのは、市の職員は、昨年までは商工会担当の職員は1名いません。0.何人の世界でございまして、特にことしから2名の、企業支援という形で2名を配置しまして、先ほど違法性があるということをおっしゃったけど、そのことにつきましてはまたよく確認をさせていただきますけれども、非常に期待をしておるから新たな配置をしたということと、もう一点は、商工会には8人か10人のプロパーの職員の方がみえまして、あのとき私が皆さんに申し上げたのは、商工会の皆さんからの意見を集約して、市に対しましていろんな政策的な提言をいただきたいというお願いを皆さんの前で私はしました。あの会場で、二、三百人の方がおみえになったと思いますが、そう

いった思いでありますので、これからの山県市のまちづくりを進めていく上では、特に中心的な商工業者の方の元気がないことには、まちの活性化にはなりませんので、決して期待が少ないとか、特に今まで以上に提案をいただきながら、商工業活動の支援といえますか、活性化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 市長から前向きな答弁をいただきましたので、ぜひとも今おっしゃったようなことは実行していただきたいと、こんなふうに思っていますので、何せ、何回も言うようですけれども、やっぱり商工会が元気を取り戻さない限り、まちの発展はないというふうに思っていますので、今後ともよろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

通告順位3番 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、議長より御指名いただきましたので、2問ほど質問させていただきます。

まず最初に、質問書に市長となっておりますけれども、谷村産業課長にお願いをいたします。

農業政策について。

我が国の食料自給率はカロリーベースで約4割となっており、先進諸国の中でも最低水準であります。世界的に食料を取り巻く事情は、中国、インドなどの人口増加や食生活の改善等により、もはや経済力さえあれば自由に食料が輸入できる、そういう時代はなくなってきております。

農業は今後も持続的に発展させていくべき分野であり、さらに経済的にも確立させていく必要性はあると考えているところでございます。農業の基盤となるのは、生産者、そして農地であります。しかしながら、近年は、後継者不足による耕作放棄地の増加が日本農業の深刻な問題となっております。この問題の要因としては、戸別の経営面積が小さいこと、それから農業の生産性が低い点などが挙げられております。農業における生産性の低さゆえに、国や行政の支援が必要と考えております。

こうした日本農業全体の課題とも言える耕作放棄地の有効利用を図るために、国では耕作放棄地再生利用対策を、平成23年4月において、メニューの見直し、拡充した上で、交付金事業として再編されました。農地の再生利用のための定額助成のほか、基盤整備や農業用機械、施設、農業体験施設に対する助成もあるようであります。

国では、この事業のほか、さまざまな事業を立ち上げ、農業の生産性を高め、食料自給率を高めようとしております。山口市における食料生産、農業生産の優位性を確保することにより、国に対し農業における支援を要請し、農業の生産性を高めることが、農業を産業として重要な位置づけできるものとして有効であると思っております。

農業が基幹産業である現在の山口市においては、若者が就農することが担い手不足の課題の解消につながります。小さな農業から安定した農業経営ができるまで行政支援があれば、若者が安心して就農することができると考えております。担い手不足の問題を解決しながら、農地の有効な利用をすることによって、農業が産業として成長し、日本の食料供給基地としての役割を担えるようになっていくものと考えております。

そこで、質問を5点ほどさせていただきます。

1つ目、現在の耕作放棄地はどのくらいであるのか。また、どのような方法によって把握をしたのか。

2つ目、耕作放棄地の解消はどのような方法を考えているのか。農地が担い手不足による耕作放棄地にならないようにする方策はとっているのかどうか。

3つ目、山口市が食料供給基地と生産基盤の確保をしていくために、山口市独自の農業支援策を国に要望していく等を考えているのかどうか。

4つ目、市内外の若者の就農支援や認定農業者の要件以外の小規模農家等に対して、生産性を高めるための独自の支援策を考えておられるのかどうか。

5つ目、農業における担い手の確保、特に都市部からの就農に対する支援策をどう考えているのか。

以上5点、お伺いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、御質問にお答えします。

1点目の現在の耕作放棄地の面積と把握の方法についてですけれども、平成23年度の調査時点で、市内の耕作放棄地は11.4ヘクタールであります。把握した方法は、農業委員会事務局等による現地確認調査です。

2点目の耕作放棄地の解消にはどのような方法を考えているか、農地が担い手不足による耕作放棄地にならないかについてですが、農地パトロールを定期的に行い、管理不適正な農地に関しましては、草刈りの通知等にて農地の適正管理を指導しております。また、一定期間耕作放棄された農地に関しましても、耕作の意向確認等を行い、農地の適正管理を指導しております。

3点目の食料供給基地と生産基盤の確保をしていくために、山口市独自の農業支援策

を国に要望していくのかについてですけれども、農業を支える農業生産基盤である農地や用水路などの農業用施設を守ることは重要な課題です。しかしながら、本市独自の農業支援策を国に要望することは考えておりませんが、国、県の補助事業については引き続き積極的に要望してまいります。今後とも、農業者や地域が取り組みやすい補助事業に取り組んでいきたいと考えます。

4点目の市内外の若者の就農支援や認定農業者の要件以外の小規模農家に対して、生産性を高めるための独自の支援策の考えについてですけれども、若者に限らず、就農希望者支援は、今後、本市農業の担い手として大変重要な位置づけと考えております。しかしながら、本市独自での就農支援はしておりません。就農支援の相談に関しましては、岐阜県、ぎふ農協、市町等で構成する岐阜地域就農支援協議会で、就農希望者の要望等を考慮し、就農支援をしております。また、小規模農家に対して生産性を高める独自の支援は行っていませんけれども、岐阜農林事務所と連携を密にして、農作物の栽培技術向上や新技術の導入などの支援を今後も行います。

5点目の担い手の確保、都市部からの就農支援策についてですけれども、4点目の御質問でもお答えしましたように、担い手の確保は最重要課題と捉えていますが、本市独自で就農支援をすることは大変非効率であります。岐阜県、ぎふ農協等関係機関と連携を密にして、都市部からの就農希望者にはきめ細やかな就農支援をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、課長に再質問をいたします。

ただいま答弁いただきました中で、まず1つ目、耕作放棄地の面積と把握の方法について、平成23年度の調査結果で11.4ヘクタール遊休農地が確認されましたが、この数字を見て、どのように現在感じておられるか。

2つ目の耕作放棄地の解消策について、農地パトロールを定期的に行い、農地の適正管理指導、耕作の意向確認を行っているとのことですが、国による耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業を活用して取り組む考えはあるのでしょうか、いかがでしょうか。また、近隣の本巢市では、地元農家、市、J A、県と農家参入企業が協働で解消活動を実施されていると聞いておりますが、山県市では導入するような考えはあるのか、ないのでしょいか。

3点目、農業支援策について、山県市独自の支援策を国に要望する考えはないが、補助事業については国、県に要望されるとの答弁でしたが、ぜひ積極的に働きかけていた

だきたいと思います。

4つ目、就農支援小規模農家の支援について、まず就農支援の相談に関してですが、岐阜地域就農支援協議会で就農希望者のメニューにより就農支援をしているようですが、就農支援内容と就農農家がどれほどか。また、小規模農家に対して、栽培技術の向上や新技術の導入の支援内容はどうか。また、生産性向上の支援策に簡易パイプハウスや小規模機械導入を検討すべきと思うのですが、これはいかがでしょうか。

5つ目、担い手確保について、最重要課題であるとのことで、関係機関と連携を密にして、都市部からの就農希望者にはきめ細やかな就農支援をするとのことですが、とりわけUターン者に対して比較的条件のよい耕作放棄地を就農委員会からあっせんしたり、都市部の方々に耕作放棄地を貸し農園としてあっせんするような考えは持っておられるのでしょうか、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 再質問にお答えします。

1点目の耕作放棄地面積の11.4ヘクタールをどのように感じているかについてですが、この11.4ヘクタールは全て田であります。本市の田の面積は約934ヘクタールですので、率にしますと1.2%で、数字から見ると少ないと考えております。これは、農業委員会の農地パトロール等による農地の適正管理指導の結果と考えますが、農家、集落の高齢化が進んでいく中で、農地の適正管理は重要な課題と考えていますので、今後、農業委員会等と協力して、耕作放棄地の増加防止・抑制に努めてまいります。

2点目の国等の補助事業の活用についてですが、農家等から補助事業を活用したい要望がありましたら、積極的に協力したいと考えます。また、本巣市根尾能郷地区で約3ヘクタールの耕作放棄地の解消に取り組んでおられる農地イキイキ再生事業につきましては、企業等から相談がありましたら、これも積極的に協力したいと考えます。

3点目の国、県への補助事業の要望についてですが、これも積極的に要望してまいります。

4点目の就農支援内容と就農農家についてですが、岐阜地域就農支援協議会に尋ねましたところ、平成24年度の新規就農農家は4名で、岐阜市でイチゴ1名、本巣市でイチゴ3名とのことでした。ちなみに、平成23年度は2名、平成22年度が3名、平成21年度が4名、平成20年度が2名で、全てイチゴに就農とのことでした。残念ながら、本市の就農者はございません。栽培技術の向上や新技術の導入については、岐阜農林事務所の農業改良普及員より指導をしていただきます。農作業機械等への支援としましては、本市が利子補給を行っています融資制度の活用を進めるとともに、本市独自で行っていま

す高能率農業機械の補助についても、補助制度の啓発を行っていきたいと考えております。

5点目のUターンの就農希望者に対しての農地等のあっせんについてですが、現在、本市に、Uターン住民や新規就農希望者による農地のあっせん依頼や市内外住民による貸し農園の情報提供の要望はありません。今後、就農に関する各種の要望、相談等には積極的に対応、協力していきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） ただいま答弁いただきましたが、この質問の答弁として、少々ちょっと寂しくは思ったんですが、次の質問に行きます。いろんな形で、産業課、農業委員会、それぞれが一生懸命頑張っておられる姿は見えますが、まずはよいのかなと思います。今後、今まで農地として使ってきたけれども、機械も入れない、労働力もかかり過ぎるというような事態にあって、農地であったものがどう活用していけばよいのかを思い、本当に思い直しながら、改めて考えていかなければならない問題だと思っております。時間をかけながら結構ですので、その点についてもしっかりと示していただきたいと思います。答弁は要りませんが、これで次の質問に入らせていただきます。

2問目、定住策について、これも市長になっておりますが、再質問までは久保田企画財政課長、お願いいたします。

平成15年4月1日、高富町、伊自良村、美山町が合併し、山口市が誕生し、平成12年の国勢調査によると、3町村の総人口は3万951人であり、平成22年の国勢調査では3万316人で、635人の減少となっておりますが、現在、平成24年10月1日現在で人口は2万9,582人となっております、平成22年以降でも734人もの減少となっております。

人口減少は山口市のことだけではございませんが、全国的に人口の減少、少子高齢化が問題となっております。地方においては、地域の活力の源は何といても人口であり、人口の減少は地域活力の減退に直結することから、各自治体は強い危惧の念を抱き、若者を定着させ、人口の減少に歯どめをかけ、人口再生産をどのように図るべきか、若者の定住に向けた施策に真剣に取り組んでおります。

人口減少の要因としましては、少子化によるもの、一方、若年層の流出に伴うもの、若年層流出は、大学への進学、あるいは都市部等への就職、住宅を持つに当たっての転出等、さまざまな要因がございます。

大分前になりますが、若者定住のため、地方自治研究機構がある自治体から依頼を受

けて、調査研究結果資料によると、皆さんもよく耳にしておられると思いますが、内容の一部を紹介しますと、職、これは働く場のことでございます。住は住宅です。遊、遊というか遊びというか、これは交流、遊ぶと交流です。そして、生活利便の機能の充実を図る必要があると提言をしておりました。つまり、職、住、遊、遊びですね、と交流、生活利便の一体的整備が必要であると提言をしておるのであります。これらの組み合わせによって、若者が定住する条件とされております。

この若者定住策を基本とし、多くの自治体に取り組んでいるところでありますが、山口市としまして、このような総合的な施策の実施を目指し、若者に魅力のあるまちづくりを推進することにより、住み続けてもらう、住みたくなるような定住化を促進して、本市の生産年齢人口の維持を図る必要があると思うのですが、先ほど述べた4点の施策は理想でしょうが、本市の特色を生かした山口市ならではの若者定住策作成が急務であると考えますが、いかがでしょうか。

また、この若者定住策の作成に当たっては、小中学生はもとより、一般市民をも対象にアンケート調査を実施し、基礎データを持ちながら、市民参加型の例えば若者定住戦略会議のようなものを設置し、山口市の未来像を掲げ着実に実行し、若者が集う活力に満ちた実現が必要だと思うのですが、どうお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

人口定住のために必要な4つの要素を御紹介いただきました。私も同様の考え方を持っております。中でも、第一義的には働く場であると考えておりますので、現在、企業誘致と市内の企業支援の積極的な推進に努めさせていただいております。

本市の特色を生かした山口市ならではの若者定住策といいますのは、私もとても重要なことであると考えております。ただ、若者定住策だけを主体とした計画作成までもは考えておりませんが、今後の各種計画を策定する際の重要な要素の1つにしたいと考えております。

また、その際のアンケート実施に関しましては、さきに実施いたしました18歳以上を対象にした市総合計画に係る市民意識調査等を活用してまいりたいと考えております。また、地域福祉計画の策定に係るニーズ調査ですとか、子ども市民会議での御意見等も基礎データにしたいと考えております。

市民参加型の若者定住戦略会議の設置というのは、とても重要な発想だと存じます。ただ、専門の戦略会議を設置するというのではなく、現在準備中の市自治基本条例策定委員会等の中で、本市の未来像も含めた都市宣言を検討し、若者に魅力があり、若者が

集う活力に満ちたまちづくりというテーマについても検討していただきたいと思いますと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、再質問として、市長にお尋ねをいたします。

1つ、働く場が第一義的であるとのことでしたが、今年度より市長みずから市内の各企業、各社を訪問してみえますが、訪問した企業より市に対しての要望はあったのか、あればどのような要望だったのか。

2つ目、住宅のことについて、全国的に高齢化が進み、ことし10月1日現在の人口2万9,582人で、65歳以上の人口に占める割合は約26%と伺っておりますが、高齢化が進むと同時に、人が住まなくなった空き家が徐々にふえ、明かりがともらなくなり、寂しい限りであります。そこで、空き家の活用を進めるために、空き家情報の収集、入居者募集、契約の締結など、さまざまな取り組みを行い、空き家を活用した定住に努めるべきと思うのですが、どうお考えでしょうか。

3つ目、市民参加型の若者定住戦略会議の設置は難しいとのことでしたが、今準備されている市自治体基本条例策定委員会ですね、これの中で、山県市の未来像を掲げ着実に実行し、若者が集う活力に満ちたまちづくり実現を強く要望するものですが、市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の企業訪問に関しましては、市長に就任した昨年の秋からでございますが、訪問させていただいております。訪問の件数といたしましては、前年度が22件、今年度44件で、今までに66件訪問させていただいております。

その際に伺った御意見等につきましては、法律の改正ですとか規制緩和など大きなテーマから、拡張用地の確保ですとか開発協議のあり方ですとか、時にはカーブミラーの設置といったような細かい御要望等もいただいております。千差万別でございました。個々具体的に申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思っております。そして、総じて、やはり役所にしかできないこと、行政にしかできないことを求めているとお感じを受けております。

そして、私が心がけておりますのは、企業訪問に際しまして心がけておりますのは、そうしたお話し合いの中での話の内容につきまして、余り聞きっ放しにすることではなく、必ず御返事をさせていただくということで、可能なもの、可能でないものを後に速

やかに返答させていただいております。

そして、特に働く場の確保ということで、今年度から新たな政策といたしましては、前から皆様方に御説明させていただいておりますように、2人の企業支援の専任スタッフをつくったことですか、そしてまた企業誘致活動につきましては、特に岐阜市との人事交流ですね。岐阜市の企業誘致課に市の職員を派遣いたしまして、また向こうから1人来ていただきまして、これは福祉の関係の仕事でございますけれども、岐阜市の企業誘致情報を私どもも100%活用させていただいておりますし、そしてもう一つ、働く場の確保ということに関しましては、やはり東海環状自動車道の推進が非常に大きいものがございまして、この11月からでございますけれども、岐阜国道のほうへ市の職員を派遣いたしております。これも、人件費につきましては100%向こうで支給していただくということで、積極的な働ける場所に向けての本年度からの新たなそういった施策を打っているところでもございます。

そして、2点目の空き家の活用につきましては、御発言のように、空き家を活用して定住化に資するようなことになれば、そうしたことになるならば本当に理想的なことではありますけれども、市が不動産業に関与するような空き家バンク等も考えられないわけではございますが、現実には空き家が抱える弊害のほうが問題が大きいのではないかと考えております。庁舎内におきましては、現在、プロジェクトのような形で、今、空き家の活用につきまして、もう立ち上がっておるわけでございますけれども、検討させていただいておる状況でもございます。

次に、3点目の若者が集う活力に満ちたまちづくりという点につきましては、私も重要なテーマだということを考えておりますので、特に若者定住戦略会議、そういったものも、これからの難しい課題ではございますけれども、目指すべき理念の1つとして取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） ただいまの答弁で、取り組んでまいりたいと考えておりますということで、ぜひ実現させていただきたく思います。また、企業訪問については、十分な配慮をしながら進めさせていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

議場の時計で11時35分まで暫時休憩をいたします。

午前11時23分休憩

午前11時36分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） それでは、通告してあります以下5点について水道課長にお尋ねをいたします。

まず、1点目でございますが、水道の有効給水率が23年度決算で73%と、これは他の市町村と比較しましてどんな状況であるか、お尋ねをいたします。

2点目でございますが、有効率が低い要因は何かと考えられますか。また、有効率を高めるための施策は何かあるというふうにご考えておられますか。

3点目、現在、不特定多数の皆さんが利用されます公共的施設の墓地等や地区の集会場など、水道料が免除の対象になっている施設で、消火栓以外の区分とそれぞれの数を教えていただきたいと思っております。

そして、4点目、ただいまの区分ごとの合計使用量はどれだけか。

5点目ですが、また、その量を料金に置きかえますと、金額はどのぐらいになりますか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 服部水道課長。

○水道課長（服部正己君） 御質問にお答えします。

1点目の有効給水率につきましての他市との比較でございますが、料金の対象となった水量の有収率で申し上げますと、県下の平均が81.6%でございますので、本市は8.6ポイント低い数値となっております。

2点目の有効率の向上の施策でございますが、本市は、集落が枝状に分散していることから管路延長が長く、あわせて老朽化による漏水によりまして、有収率あるいは有効率が低くなっていると考えられます。こうした現状と将来の見通しを分析し、方策等を示すものとして、平成22年に山縣市水道ビジョンを作成したのは御案内のとおりでございます。この中で、管路の老朽化・震災対策は短期、中期での計画となっております。このことから、毎年漏水調査を実施しまして、漏水箇所が顕著な地区を特定して、順次老朽管の更新を行っております。高富、富岡地区につきましては、公共下水道事業にあわせまして、老朽管の布設替えと耐震化を進めております。今後、有効率を高めるためには、財源と機動力を確保し、更新量を一定に保てるように、計画的、効率的にこうした施策を実施していくことが大き

な要因と考えられます。

3点目の水道料金免除の対象となっている施設区分でございますが、墓地等が16件、地区集会場等が145件の合計161件となっております。

4点目の区分ごとの合計使用量につきましては、各自治会で管理されている墓地等の合計使用水量が月117立米で、うち基本水量以下が14件、地区集会場等の合計使用水量が月840立米、うち基本水量以下が139件でございます。

5点目、使用量を料金に置きかえますと、161件の合計金額は216万2,400円になります。給水収益の約0.6%に当たります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） 水道料金は、19年から21年にかけて50%という大幅な値上げ改定をいたしました。その効果として、20年度決算から黒字に転換をしておりますが、そこで、先ほどお尋ねいたしました水道料金免除の対象施設に使用量のメーターがつけられておりますが、18年に設置をされました。それは、いずれも有料化をされるという前提であろうと思いますが、ただ使用量のみを計測するだけとは考えにくいのですが、いかがでございますか。

2点目でございますが、先ほどの答弁で、墓地等の合計施設数が16件とは、えらい少ないなというふうに思うんですが、これはよろしかったでしょうか。その墓地等の合計の使用量でございますが、月に117立米と、地区の集会場等の合計使用量が月840立米で、そのうち基本水量以下が合計で施設数161件の中の153件との説明でございますが、それで間違いはなかったでしょうか。

そこで、そういたしますと、問題は、基本水量以下の施設は、基本料が10立米までで月に1,050円ですので、例えば1立米だけを使いましても、1,050円という基本料をいただくわけでございます。そうしても、有効の給水率は変化はないのかどうか。

3点目でございますが、この計算で、例えば基本量の1立米であっても基本金額が1,050円ということは、10立米までですので、そのときの、その計算でありましても、年額216万2,400円というのは変わりはないのかどうか。

そこで私は、この際、山縣市全体の中で広く薄く御協力をいただき、そして現在の水道料金免除対象施設をなくして、財源を確保し、たとえ少しずつでも早く計画を前倒しして、老朽化している管路に手をつけて、漏水対策等をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 服部水道課長。

○水道課長（服部正己君） 1点目の水道メーターの設置理由でございますが、導水状況を把握するためと、将来的に有料化する上での判断材料として使用量を調査するためでございます。

それで、墓地等のメーターの設置件数でございますが、16件で間違いございませんが、全てを網羅して把握しているわけではございませんが、今後、有料化する上ではもう少し調査は必要と考えております。

2点目の基本水量以下の施設の合計は153件で間違いございません。基本水量が1立米であったとした場合、有効給水率はどうかのお尋ねでございますが、率に関しましては、総配水量に対して、料金の対象となる有収水量と料金の対象とならない無収水量を足した有効配水量の割合となりますが、それぞれ水道メーターにより数値の管理をしておりますので、有効給水率に変動はございません。

3点目の年額216万2,400円につきましては、基本使用料と追加使用料をそれぞれ積み上げまして計算してありますので、変わることはございません。

また、議員御心配のとおり、5年後には耐用年数を超える老朽管が多数出てまいりますので、計画を早めまして、管路の布設替えを行い、有収率の向上を図っていくことは当然のことと感じております。

現在、水道事業給水条例施行規程第25条によりまして、公益上の理由によりまして墓地や地区集会場などの料金を免除とさせていただいておりますが、安定した水の供給には、老朽化した施設の更新は避けて通れない問題であることを市民の皆様にご理解いただかなくてはなりません。地区集会場等の有料化につきましては、今後、水道審議会にお諮りし、自治会等の御理解をいただく形で慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） 私自身も、何も公共施設等について、私も一市民として公民館の水道料を払いたいと、そういうものではございませんが、やっぱり墓地等につきましては、かえって、そうしたことを促すことによって、じゃ、誰が負担するのかとか、そういったことが墓地の中でも当然話題となり、そうすると、環境整備等にも、そうした墓地の管理組合等が設立をされまして、他のまた効果が出てくるのではないかと、こんなことを思っております。それで、一度よく検討いただきまして、財源のない非常に厳しい状況でございますので、広く薄く、皆さんに御理解をいただいて、そうしたことにも御協力をいただくというのがいいのではないかと考えております。

そんなことをお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

議場の時計で1時まで休憩をとります。暫時休憩をとります。再開は1時です。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております3点について順次質問をさせていただきます。

初めに、子育て環境の整備について福祉課長にお尋ねをいたします。

社会保障と税の一体改革の一環として、さきの通常国会で子ども・子育て関連3法が成立をいたしました。この3法は、幼稚園と保育所の機能を持つ認定こども園が拡充、強化がなされます。認定こども園は、就学前のゼロ歳から5歳児、全ての子供に対して教育と保育を一体的に提供する施設です。保護者の就労の有無にかかわらず施設が利用でき、預かり時間も保育所並みの8時間となっています。

さらに、これまで十分な公的支援を得られなかった小規模保育、利用定員が6人以上19人以下というところですが、そうした小規模保育や、保育ママなどの家庭的保育、これは利用定員が5人以下ということになっております。事業所内保育、地域の子供にも保育を提供する場合、こうしたものにも推進がされます。あわせて、保育士などの待遇改善や復職支援による人材確保などが盛り込まれています。また、財源基盤の強化もされます。

2015年度以降、毎年7,000億円の新たな財源が子育て施策に投入されることになりました。具体的には、認定こども園、幼稚園、保育所に対しては施設型給付として、また小規模保育、保育ママなどの家庭的保育など多様な保育に対しても地域型保育給付によって安定した財政支援が受けられるようになります。

そして、施設型保育や家庭保育などのほかに、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブなど、さまざまな角度から実施される子育て支援の実施主体を市町村が担うということになります。新たな支援策を実施するに当たり、自治体は子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に合った子育て政策を実施していくことになります。

平成27年度施行になりますが、この計画立案には、幼稚園や保育所の事業者、利用者、児童委員など現場の意見を反映させる仕組みとして、有識者、子育て支援事業に従事す

る者などから成る地方版子ども・子育て会議の設置を定めています。しかし、この会議の設置は努力義務となっており、自治体の裁量に委ねられております。

平成25年度の予算編成に取り組んでおられる時期ですが、25年度にこの会議の設置と子育てに関する実態調査の経費を計上することになるとは思いますが、本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、8月22日に公布されました。この3法の正式な施行日について、国は平成27年度施行を想定していることから、本市においても、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、対応が求められているところでございます。

さて、御質問の会議の設置ですが、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映を初め、市における子ども・子育て支援施策を地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保する上で重要な役割を果たすことから、現在設置しております次世代育成推進協議会で検討してまいりたいと考えております。

また、経費の計上につきましては、事業計画等の調査、審議のために必要な会議を開催するための経費及び事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費等の予算を協議しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、予算のほうは計上するように協議されているということでしたが、地方版の子ども・子育て会議の設置については、現在設置している次世代育成推進会議で検討されるということでした。この次世代育成推進会議の構成はどのようになっているのでしょうか、再質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

この子ども・子育て会議の中で、今後審議していく内容といたしましては、1つ、整備計画策定フォローアップの体制のあり方、2つ目に事業内容の点検、評価等が主な内容だというふうに考えております。そのため、現在設置しております次世代育成支援対策協議会と大きな違いがないのではないかと考えておりますので、この協議会の活用を検討しております。

構成メンバーといたしましては、学識経験者として子ども学部長、医療関係者、保育

園・幼稚園・学校関係者、地域自治会の代表者、子育てネットワーク協議会などが入ってくるかというふうに思っております。そのほか、小中学校のPTAの代表、子育て支援サポーター、商工会の青年部長、住民代表といたしましては親グループの代表者、行政関係者として警察、それから岐阜労働局とか保健所、教育委員会等を考えておりました、計19名ぐらいで今は構成しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、子ども・子育て会議のメンバーを教えてくださいました。広範囲な関係者の方々が参加をされているということで、ちょっと安堵しております。今まで以上のよりよい環境を整えていただきたいと思います。

特に放課後児童クラブについては、25年度より対象学年を1学年上げて、4年生まで拡大されるということになったわけですが、先日の所管事務調査において高富児童館を視察させていただきました。1部屋に1年生から4年生までの子供たちが入って過ごすには余りに狭いのではないかというふうに感じました。平日の数時間は我慢できるかもしれませんが、夏休みなどの長時間、また長期にわたり対応するには、とてもよい環境とは言えないというふうに感じております。子ども・子育て関連3法には、対応できる財源が確保できるわけですので、早急な調査と対応をしていただいて、よりよい子育て環境を整えていただきたいことを要望しておきます。

2点目の質問に移ります。がん対策について、健康介護課長と学校教育課長にお尋ねいたします。

日本では、年間1万5,000人の女性が子宮頸がんを発症し、約3,500人が死亡しています。全国で毎日約10人が亡くなっているということになります。特に20歳から30歳代の罹患率、死亡率がともに顕著になってきているようです。

ヒトパピローマウイルス、HPVといますが、に感染しても、多くは自然に治るわけですが、長期の感染が続くと子宮頸がんを発症する場合もあり、進行すると子宮摘出が必要になります。がんに行進していく過程で症状がほとんどないことから、早期検診で発見することが必要となります。現在の検診は、肉眼でチェックする細胞診ですが、進行したがん細胞の発見には有効ですが、がんになる前の細胞、前がん病変は見落とすことがあるとのことで、細胞診よりも高精度で前がん病変を発見できるHPV検査の併用が望まれています。

厚生労働省は、来年度の予算の概算要求に、子宮頸がんの原因となるウイルスのDNAが子宮頸部にあるかを調べるHPV検査への補助を柱とする新規事業費116億円を盛り

込んでいます。HPV検査は、これまで一部の自治体での実施にとどまっていたが、死亡率が上昇している女性のがんの早期発見のため、新たに30歳代への検診を中心に実施するとしています。

自治医科大学附属さいたま医療センター産婦人科教授の今野先生は、子宮を傷つけないためにも、絶対に前がん病変を発見する検査は必要、ワクチン接種も前がん病変を防ぐのに有効だと強調されています。死亡率が高いのは、検診率の低さだと言われています。日本の検診率は約20%で、欧米の先進諸国では60%から80%程度と大きな開きがあります。

女性特有のがんについては、5歳刻みに検診の無料クーポンが配布され、検診率が向上していると思います。また、今年度から大腸がん検診にも無料クーポンが配布されるようになり、検診率が向上していると思いますが、無料クーポンが配布されてからの検診率はどのようでしょうか。

また、唯一予防ができる子宮頸がんのワクチン接種率は、22年度ではどの学年も77%以上となっています。23年度は、新たに中学1年になった子の接種率は57%となっています。子宮頸がんは、ワクチン接種と検診でほぼ100%予防できると言われています。本市のがん検診の検診率向上についてのお考えをお伺いします。

また、検診受診率の低い理由は、国民の多くががん検診について教育されていないからと言われています。学校で、がんについて、あるいは検診やワクチンについての教育、健康教育、命の大切さという教育はされているのでしょうか、本市の状況をお伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 御質問にお答えいたします。

1点目の検診率についてでございますが、女性特有のがん検診につきましては、平成21年度から国の助成を受け、20歳から40歳まで5歳刻みの年齢に達した方を対象に子宮頸がん、それから40歳から60歳までの5歳刻みの年齢に達した方を対象に乳がん検診の無料クーポン券を配布し、無料検診を実施してきているところでございます。

子宮頸がん検診では、平成20年度の受診率、検診率が11.6%、21年度では17.5%、22年度は19.7%、23年度が19.1%と、無料検診を実施する前と比較すると最高で8.1ポイント受診率が向上しております。

また、乳がん検診では、平成20年度の受診率が16.8%、21年度は23.7%、22年度は24.3%、23年度は22.5%となっております。

大腸がん検診につきましては、昨年度の受診者が1,611人であったのに対し、今年度は

1,680人と69人の増加となっておりますが、検診率につきましては19.6%から、今年度は19.1%と0.5ポイント減少しています。なお、今年度から、先ほど議員もお話がありましたように、40歳から60歳まで5歳刻みの年齢に達した方を対象に無料クーポン券を配布しております。その大腸がん検診の無料検診対象者のみの受診率についても9.1%と低く、乳がん検診の無料検診の受診率に比較しても13.7ポイント低いいため、受診率向上に向けた改善が必要と考えているところでございます。

次に、2点目の受診率向上についてでございますが、がん対策は、検診を受診することによりまして早期発見、早期治療を行うことでございます。多くの方々に検診を受けていただくために、これまでの広報啓発に加え、来年度は検診日程を追加するとともに、検診日を忘れて受診できなかった方などに対して受診勧奨を行うなど、受診しやすい環境を提供し、気軽に受診していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 学校におけるがん教育や検診ワクチンについての御質問にお答えをします。

小学校では5、6年生の保健の教科書、中学校では保健体育の教科書にがんに関する記述がなされており、本市の小中学校においても、教科書を中心に、がん予防のための食事や運動などの日常の生活習慣の大切さや、定期的に検診を受けるなど早期発見、早期治療の重要性について授業で扱っております。

具体的に申しますと、がんにつきましては、小学校では、日本人の死因の30%ががんによるもので、年間に34万人以上の方が亡くなっていることや、その予防のためには、調和のとれた食事、適度な運動、十分な休養、睡眠が必要であることを指導しております。また、非喫煙者の肺と喫煙者の肺の写真を比較して示すなどして、長期間の喫煙が肺がんになりやすいこと、たばこを吸い始める時期が早いほど健康への害が大きくなることなどを指導しております。

中学校においても、1940年代の半ばごろからがんによる死亡率が右肩上がりであること、その要因を考えさせたり、健康を保つためには、一人一人が生活を見直すとともに、個人が健康を管理し改善できるように、さまざまな情報を提供したり、環境を整えたりするなどの社会的な取り組みが大切であることを指導したりしております。がんを防ぐための12カ条、例えばバランスのとれた栄養の摂取、食べ過ぎを避けたり脂肪分は控えたりすること、焦げた部分は避けること、日光に当たり過ぎないことなどについても指導をしております。

喫煙との関係で申しますと、非喫煙者と喫煙者とのがん死亡率の比較、例えば食道がんでは3.4倍、喉頭がんでは5.5倍、肺がんでは4.8倍など、そういった割合ですとか、受動喫煙の危険性、夫が1日に20本以上喫煙した場合、妻が肺がんになる発症率は2.2倍になるそうでございます。そういったことについても、資料をもとに指導をしておるところでございます。

さらに、ワクチンにつきましては、子宮頸がん予防ワクチン接種の助成が始まった22年度から毎年、中学生の女子や保護者に対して、子宮頸がん予防ワクチン接種の助成のチラシを配布し、啓発を図っているところでございます。

生涯を通じて、みずからの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てることが保健分野における目標でありまして、こうした資質や能力を育てることは、命を大切にすることに直結する教育であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 丁寧にお答えいただいて、ありがとうございました。

検診率向上には、検診日程の追加及び受診勧奨を進めていただけるということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

子宮頸がんの検診には、HPV検査を併用して行うことで、異常が認められなければ、検診間隔の年数をあけていくことができ、受診者の負担も軽減されますし、検診費用も軽減できます。また、早期発見には大切なことだと思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。この点は健康介護課長にお伺ひします。

また、学校における保健体育内容というのはよくわかりましたが、授業数はどのぐらいとられているのでしょうか。この点について学校教育課長にお伺ひいたします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） ただいまの再質問にお答えします。

HPV検査に対する私どもの認識ということではいいかと思いますが、今、議員がおっしゃられましたように、早期発見につながるということは、いろんなものを見ても書かれておりますし、述べられておりますので、議員のおっしゃるとおりだと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 再質問にお答えをします。

健康教育にかかわりましては、小学校の3、4年生の保健の授業で、健康の大切さを認識するとともに、健康によい生活について理解をするために4時間、5、6年生では、

病気の予防について理解するために6時間の指導をしております。がんにつきましては、5、6年生の生活習慣病の予防や喫煙の害と健康の単元の中で指導をしております。

中学校の保健の授業では、小学校の保健の授業を踏まえ、心身の機能の発達と心の健康について、健康と環境について、傷害の防止について、健康な生活と疾病の予防について理解を深めるために、3カ年で48時間の指導をしておりますが、がんにつきましては、健康な生活と疾病の予防の学習の中で、生活習慣病、喫煙、飲酒、環境とかかわらせて指導をしております。

また、保健の授業だけではなく、日常の学級活動や朝の会、帰りの会、給食の時間の中で、心身ともに健康で安全な生活態度の育成や、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成の観点から指導をしております。そのほかにも、健康安全・体育的行事といたしまして、健康に関する講演会や発育測定、各種検診の際にも健康の保持増進について指導しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、HPVの併用検査については、そのとおりというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひ実施をしていただきたいということを希望しておきます。

学校においては、健康で本当に生活ができる、また命の大切さを学んでいくということで、自分だけでなく家族や友人のことまで考えられるような環境があれば、みずからの命を落とすことということもなくなっていくのではないかなというふうに思います。今以上の推進を希望して、次の質問に移らせていただきます。

3点目の質問です。リサイクルの取り組みについて市民環境課長にお尋ねをいたします。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進める小型家電リサイクル法、使用済み小型電子機器等再資源化促進法が本年8月に成立し、2013年4月に施行となります。この法律は、資源確保、有害物質管理、廃棄物減量化の3つの視点を踏まえた循環型社会形成の推進を目的としています。

現在、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は、多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずに、ごみとして埋立処分されていますが、この法律により、市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることとなります。

新制度では、消費者や事業者に新たな負担を義務を課すこれまでの各種のリサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携して、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することが狙いとなっています。

レアメタルの回収、リサイクルについては、既に先駆的に取り組んでいる地方自治体もありますが、制度導入は市町村の任意で、回収業務の中心的役割を担う市町村がどれだけ参加できるかがリサイクル推進の鍵となります。本市においても、電球や電池の回収をされていますが、より多くのリサイクルが可能になると思います。

環境省では、平成24年度事業として、小型電子機器等リサイクル社会実証事業を実施していますが、平成25年度についても、新制度に参加した市町村に対して円滑に実施できるように、ボックスやコンテナを購入した際の初期費用の援助、またランニングコストについても地方交付税に算入するなどの財政支援措置を予定しています。本市の推進のお考えをお伺いします。

また、インクカートリッジや陶磁器などのリサイクルについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えいたします。

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律は、議員の御説明にございましたように、使用済み小型電子機器等に含まれますアルミ、貴金属、レアメタルなどがリサイクルされずに埋め立てられることに対応が急務であることから、平成24年8月に公布され、1年以内に施行となっております。

本市における小型家電リサイクル法への取り組みでございますが、本制度においては、再資源化のため使用済み小型電子機器等の回収運搬及び処分の事業を行う者は、再資源化事業計画を作成し、国の認定を受けることとなっており、本市が小型家電機器等を分別収集した場合は、認定を受けた認定事業者に引き渡すことが責務となっております。

また、環境省において、再資源化として検討されている対象品目は現在96品目あり、その中でも、資源性と分別のしやすさから、特に回収したほうがよいと思われる品目として、携帯電話やデジタルカメラ、CDプレーヤー、電子辞書など16品目を挙げられています。

回収品目について認定事業者と協議する必要があることや、回収方法などについて定めた国のガイドラインが11月の段階では決定されておらず、詳細が明らかでないことから、今後の認定事業者の認定状況と他市の動向を確認しながら対応してまいります。

次に、使用済みインクカートリッジのリサイクルについてでございますが、市民の方

には、お買い求めされる際に使用済みのカートリッジを御持参いただき、販売店等に設置してあります回収箱を御利用していただくよう御案内をしておりましたが、市民の方々の利便性や回収率向上のため、早速に、プリンターメーカー6社並びに日本郵便が推進しているリサイクル活動、インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加いたしまして、市役所、各支所と西武芸出張所に回収箱を設置する方向で協定書等の手続を進めております。

陶磁器のリサイクルについてでございますが、本市では、不燃ごみとして出していたいただき、クリーンセンターにおいて重機等で細かく破碎して最終処分をしております。県下でも、陶磁器の粘土原料への再生利用を目的に回収している市がありますが、陶磁器産業が盛んな地域ならではの再資源化であります。本市の各家庭から出されますさまざまな陶磁器は年間約10トンほどで、粘土として再利用ができない材質も含まれており、量的にも分別して再利用をするには難しいことから、現段階での実施は考えておりませんが、再生利用が細分化され、また回収受け入れが可能となれば取り組んでいけるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） インクカートリッジについては実施していくということでしたので、また市民の皆さんへの周知をしていただきたいと思います。

また、小型家電のリサイクルは、国の財政支援もあることなので、早期に対応できるよう準備をしていただきたいと思いますというふうに思います。

もう一つの陶器のリサイクルですが、こうしたものも、最終処分場の延命も含めて、垂井町では陶器のリサイクルをしておりますので、そうした地場産業のみのところだけではないと思いますので、またそうしたところのこともよく検討していただいて、ぜひ実施をしていただくよう要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位6番 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従い、質問番号1番、地方交付税の縮減額への対応について企画財政課長に質問いたします。

平成の大合併により誕生した山県市も、合併から10年目を迎え、ぎふ清流国体・清流大会の開催や、東海環状自動車道のインターチェンジの完成にも見通しがついてまいりました。市長の公約の多くも、2年目を迎える本年で急速に実現しつつあると見受けら

れます。先般行われました山口市版の事業仕分を初め、山口市まちづくり振興券による新生児出産祝金事業、福祉医療助成事業、新築等祝金事業、全国大会等出場者応援金事業や、企画財政課内の企業誘致や企業支援の担当職員の配置など、市民や将来の山口市にも必要な施策の実施には支持もいたしております。

しかし、その一方で、財政状況はどうでしょうか。実質公債費比率は18.5%となり、現在の山口市は起債許可団体と陥っている現状です。また、合併算定替えによる地方交付税の増加額は平成26年度から縮減され、平成31年度には一本算定への流れとなり、地方交付税は大きく縮減されていきます。平成24年度は約49億円の地方交付税も、一本算定へと移行した平成31年度には約38億円と11億円の縮減となります。

地方交付税が縮減していく中で、安定的なサービスの維持を行いつつ、計画的に市債の返済を行っていかねばなりません。合併算定替えによる地方交付税の増加額の縮減に対する対応策について、下記の3点について質問いたします。

地方交付税の縮減額を、どの事業を削減して補っていくのでしょうか。

2点目、地方交付税の縮減に際して、対応策をいつまでに整えていくのでしょうか。

3点目、地方交付税の縮減による予算編成の基本方針や公債費負担適正化計画に影響はあるのでしょうか。

以上3点について企画財政課長に質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

1点目の御質問に関し、地方交付税の縮減分を特定の事業費の削減によって補っていくとする考え方は持っておりません。あくまでも包括的な対応をしてみたいと考えております。

ただ、対応への大きな要素の1つといたしましては、公債費の減少がございませぬ。公債費は、平成25年度がピークとなり、約27億円を見込んでおりますが、平成31年度には20億円程度になるものと見込んでいるからでございませぬ。また、引き続き職員数の縮減による人件費の縮減も大きな要素の1つと考えております。

2点目の御質問に関しましては、こうした地方交付税の縮減は町村合併前の段階でわかっていたこととございませぬので、地方交付税の縮減に対する対応策をいつまでに整えようとする考え方を特に持っているわけではございませぬ。これまでも、合併時以降、特別交付税等も億円単位で減ったこともございませぬましたが、これらもわかっていたこととございませぬしたので、粛々と対応してきたところでございませぬ。

3点目の御質問に関し、この縮減は初めからわかっていたこととございませぬので、予

算編成の基本方針を転換するというようなことは基本的にはございません。また、公債費負担適正化計画の影響ということでございますが、普通交付税は公債費負担比率の分母の要素でございますので、この率はより高くなることにはなりますが、無論こうしたことも想定してきていたことでございますので、方針の転換というようなことはございません。

ただ、地方交付税につきましては、国のほうで毎年そのあり方が大きな話題ともなります。平成17年度のときには、三位一体改革ということで、本市でも7億円ほど減少したことを記憶しております。このような不意打ち的なことは今後はないものと考えてはおりますが、平成25年度の地方交付税につきましては、これから年明けにかけてが佳境となるものと考えられますので、十分注視してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問させていただきます。

平成23年度の歳入歳出差し引き額が約6億4,600万円や、実質収支額のうち基金繰入額も3億5,000万円ありますので、近々に特定の事業費の削減が必要だとは私も思っておりませんし、事業費を減らす側は、早い段階で事業名を挙げることは控えたいかもしれませんが、事業費を減らされる側は、早い段階で認識していれば、それはまた対応策も早く講じることができると思います。

包括的に対応していくのは当然のことですが、包括的に対応しても、最終的にはどこかの予算が削減される運びとなってまいります。具体的に、2年後から交付税が縮減されていく中で、いつまでに対応策を講じるのか、どの事業費を削減していくのかを山縣市総合計画にも取り入れて検討していただくことを期待いたします。

現段階では特定の事業費を削減する予定でないのか、それとも時期を迎えれば明示するのか、今後も単年度ごとに削減を検討していくのか、どのように検討されていく予定でしょうか。

市政座談会の会場で市長は、今後の地方交付税の縮減額をどう補っていくかが課題であると参加者の前で述べられましたが、市政を担う一番の責任者であれば、本来、今後地方交付税は縮減されていく中で、どの事業を我慢していただかないといけないのかを示し、今後このような将来ビジョンがありますと道筋を示していかなければならないのではなかったのでしょうか。

平成24年度当初予算編成方針で、経常的経費については、義務的経費を除いた一般財源に前年度当初予算額と同額を各部局に枠配分して、その範囲内で予算編成に当たるも

のとし、臨時的経費に関しては、前年度臨時的経費額の10%減を目標額としながらも、経常的経費のまちづくりビジョンに関しては経費を別枠とした大枠を示されております。

もちろん、当初予算編成方針は、合併算定替えによる交付税増加額の縮減とは直接関連性はありませんが、現段階で具体的な事業名を示すことができないのか、もしくは公表する段階でないのか、最終的には大まかな方針を検討していただかなければなりません。

再質問として、下記の5点について質問いたします。

現段階で削減する事業名が決まっていないことはわかりましたが、今後、特定の事業名を事前に挙げずに、予算を上程した段階で周知していく予定なのでしょうか。

2点目、今後、適切な時期を迎えれば、削減する事業費名を挙げるのでしょうか。

3点目、人件費の削減額を大きな要素と挙げていましたが、いつまでにどの程度削減額を予測しており、また公債費の削減と人件費の削減で何年度にどの程度の財源を捻出することができ、残りどの程度事業費の削減に臨まないといけないのでしょうか。

4点目、まちづくりビジョンに関して、経費を別枠として計上する理由と効果について。

5点目、粛々と対応していく具体的なスキームについて。

この5点について企画財政課長に再質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

1点目の再質問に関しまして、今後の厳しい財政事情を勘案して、事業の廃止や事業費の削減、事業の転換といったことを検討していくこととなった場合に、最悪の場合は当初予算案の上程する段階でということもあるかもしれません。しかし、特に市民生活に大きな影響を及ぼすおそれのあるものですか、団体活動に大きな影響を及ぼしかねないものにつきましては、その前の対話等に十分心がけつつ、なるべく早い段階での事前周知に努めるべきものと考えております。

2点目の適切な時期に削減する事業名を挙げるかということですが、御案内のように、現在、国内では、国と地方の抜本的なあり方が論議されておまして、地方交付税の抜本的なあり方も俎上に上がっております。これは私見ではございますが、こうした論議の行方は、来年の秋ごろから本格化し、再来年には一定の方向性が見えてくるのではないかと感じております。ときに、本市の総合計画は、再来年度いっぱい計画期間が満了します。そこで、再来年度中には、一定のビジョンを持ち、議会を初め市民の方々と情報の共有化をしていくことが必要かと考えております。

3点目の公債費と人件費の縮減につきましては、公債費のピーク年度である平成25年度と、地方交付税の再算定がなくなる平成31年度との比較では、概括的ではありますが、公債費と人件費を合わせて10億円程度は減少するものと考えております。ただ、公債費の縮減に伴いまして、算入されることとなります地方交付税も1.5億円程度減少することにはなると考えておりますので、この試算で考えますと、あと2億円ほどが不足するということにはなりません。ただ、先ほども申し上げましたように、地方交付税等は抜本的なあり方も論議されている中でもございますので、こうした数値は何ら意味を持たなくなるかもしれません。

4点目の平成24年度の当初予算編成方針に関してでございますが、当該年度の当初予算は、現在の市長が就任後初めて編成する予算ということで、一定の枠配分予算としつつ、市長の公約に関する事項については別枠にしたものであるものと考えております。他方、本年10月9日に作成した平成25年度の当初予算編成につきましては、特に別枠予算とする考え方を持つことはなく、基本的には対前年度99%という考え方を示したところでございます。なお、平成25年度の当初予算編成につきましては、ただいまの御質問である地方交付税の縮減にも触れておりまして、そういったことから、この99%というものを意識して書き込んだものでもございます。

最後に、5点目の再質問で、具体的なスキームということでございますが、先ほども申し上げましたように、平成27年度以降の総合計画を検討していく中において、財源計画についても検討していくことになるものと考えております。その場合、地方交付税の縮減に伴う財源の減少の対策としましては、単に特定事業費の削減だけを検討していくつもりはございません。歳入において、税収の確保は無論、遊休財産の活用などによる税外収入の確保なども重要な要素となるものと考えております。また、受益者負担の適正化ですとか減免制度のあり方なども、改めて検討していかなければならない要素かと考えております。さらに、公共施設のあり方、今どきの言葉でいいますと、公共施設のファシリティーマネジメントとありますが、こうしたことも視野に入れ、時代の流れに柔軟に対応しつつ、包括的に対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 具体的な事業名を今後も挙げる予定はないということは十分わかりましたので、総合計画にて、具体的な数値目標や、曖昧な計画ではなく現実性がある、将来に希望が持てる計画の策定に期待するとともに、策定に際しては議会としても協力していきたいと考えております。

第2回定例会の一般質問にて市長に企業誘致の観点から見る法人市民税の減税について質問した際、具体的な企業の増加数や雇用の増加数の回答はありませんでした。先ほどの答弁に、単に特定の事業費を削減するだけでなく、削減だけを検討するのではなく、歳入において税収の確保をされると言われるのであれば、具体的にどのようなスキームで税収を上げていくのか提示してから御答弁いただければありがたかったです。

私も事業費を削減することを望んでいるのではなく、現実的にどこかの事業費を削減していくことになるのであったり、また受益者負担をお願いすることも同じですが、私たちには市民の皆様説明をする責務があります。何も事業費を削減することを責めるつもりはございませんし、市民の皆様負担をお願いするのであれば、我々も、まずみずから身を削り、納得していただける環境を整えていかなければならないと考えてもおります。

現段階で具体的な計画ができていないということはわかりましたので、再々質問に答弁はいたしませんので、ぜひ山縣市総合計画の策定と同時に具体的な施策の構築をお願いし、合併算定替えによる地方交付税の増加額の縮減と一本算定までいく意向に市民の皆様が納得していただけるような計画をぜひとも立てていただきたいと思います。

1点目の質問をこれで終わります。

続きまして、通告に従い、質問番号2番、非常勤特別職員による委員会のあり方について副市長に質問いたします。

現在の山縣市では、山縣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、非常勤の特別職として、学識経験のある委員やその他の委員として、多くの委員会や審議会、審査会に携わっていただいております。本条例は、地方自治法第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤の者に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるもので、第2条で、特別職の職員の報酬額と、特別職職員の所属委員会や審議会、審査会などが示されております。

各種委員会や審議会、審査会は、現状の把握や、学識経験者による専門的な見解を施策に反映させるために、一つ一つの委員会は必要だと考えるとともに、施策の決定には不可欠な委員会も多種にあると見受けられます。身近なサービスに携わる委員会から、山縣市の方向性にかかわるスケールの大きい委員会も存在しておりますが、現在どの程度各種委員会の見解が施策に反映されているのでしょうか。

また、本市のホームページを確認すると、どの委員会も開催予定日が公表されておらず、開催日時は担当課に問い合わせを行わなければ知り得ることはできません。また、傍聴を行うこともできず、多くの委員会では議事録すら残っておりません。議事録が残

っていないければ、今後担当課内で引き継ぎを行っていく際にも支障が生じるのではないのでしょうか。また、傍聴もできず、議事録の開示も行いうことができない現状では、貴重な情報も限られた範囲でしか情報共有することができません。なお、今後、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例で、報酬及び費用弁償額が変更になる際には、議会としても判断材料に不安を覚えます。

各種委員会の必要性は非常に感じておりますが、行われた委員会での内容が適切に活用されているのかは疑問に感じられます。今後、各種委員会を公開し、個人情報にかかわる内容以外は、より現状を周知し確認していただき、より各委員会での見解を効率的に活用できる環境整備を進めていくべきではないのでしょうか。

非常勤特別職員による委員会や審査会、審議会のあり方について、下記の6点について質問いたします。

非常勤特別職員による委員会や審議会、審査会は、どの程度施策に反映されているのでしょうか。施策に反映されるまでのスキームについて。

非常勤特別職員による委員会や審議会、審査会の非公開で傍聴ができない要因について。

3点目、非常勤特別職員による委員会や審議会、審査会の議事録を残す委員会と残さない委員会の違いについて。

4点目、非常勤特別職員による委員会や審議会、審査会の設置基準と委員の選定方法について。

5点目、非常勤特別職員による委員会や審議会、審査会が適切に運営されているのか、確認方法と運営基準について。

6点目、非常勤特別職員による委員会や審議会、審査会に求めている結果と課題について。

以上6点について副市長に質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 松田副市長。

○副市長（松田 勲君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の非常勤特別職員による委員会や審議会、審査会ほどの程度が施策に反映されているのかについてでございますが、現在、各委員会や審議会、審査会は、市の施策の方向性を示していただくものや、直接市民サービスにかかわる決定をしていただくものから御意見を整理していただくものまで、いろいろな性格のものが存在をいたしております。また、それぞれの会議は、決定していただく事項が必要な場合などに開催されますので、その結果は全て何らかの形で市の施策に反映されているものと考えてお

り、反映されるまでのスキームは会議によって異なり、翌年度の施策に反映されるものから、市民サービスとして即日反映されるものまでございます。

次に、2点目の非公開で傍聴ができない要因についてでございますが、公開をすることにより、個人情報の保護に配慮する必要があり、当事者もしくは第三者の権利もしくは利益または公共の利益を害するおそれがあることや、自由闊達な意見を述べていただくためには、時として非公開で行うこともございます。

次に、3点目の議事録を残す委員会と残さない委員会の違いについてでございますが、それぞれの会議によっては議事録作成を義務づけているものがありますが、これまで意識して、また理由があって、残すもの、残さないものと整理しているわけではございませんでした。

多くの委員会では議事録が残っていないと議員はおっしゃいましたが、全ての委員会等においては、開催した際に議事録か会議の記録を残しておくよう努めております。一部議事録がないものがございますが、こちらは正式な議事録の形式では残っておりませんが、会議記録として会議の結果及び要旨等は残しておりましたので、事務に支障は特にないものと考えております。

なお、今後におきましても、経緯を含めて、意思決定に至る過程及び事務事業の実績を合理的に跡づけ、検証できるように、発言者及び発言内容を記録した議事録や会議の記録を、その会議の目的に応じてしっかり作成するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の設置基準と委員の選定方法についてでございますが、それぞれの委員会や審議会、審査会では、法律や条例、規則、要綱に基づき設置が定められておりますし、委員の選定方法につきましても、その条例などに基づいて選考しているところでありまして、学識経験を有する方、市議会、市民の代表の方など、それぞれの会議にふさわしい方をお願いをいたしております。

次に、5点目の適切に運営されているかの確認方法と運営基準についてでございますが、こちらも該当する条例などに基づき開催、運営されておりますし、それぞれの会議の庶務は各担当課により行っておるところでありまして、役割によっては、審議の結果を市長に答申の形で報告いただいているものもございます。

最後に6点目、委員会や審議会、審査会に求めている結果と課題についてでございますが、まず求めている結果につきましては、1点目で述べましたとおり、各委員には市民の代表として、よりよい市民生活を実現するための施策などに反映できるよう、忌憚なく意見を述べていただいております。委員会等の開催結果としての意見や決定事項は市の

施策に何らかの形で反映をしていることから、委員としての役割は果たしていただいていると考えております。

次に、特に大きな課題はないものと考えておりますが、男女共同参画社会を推進する立場からすれば、本市の各種委員会等における女性委員の人数は、ふえてはいるものの、全体の割合から見てもまだまだ少ないため、今後はもっと多くの女性の方に委員になっていただけるようお願いしていきたいということと、それから、より幅広い御意見がいただけるように、若年層からも委員に加わっていただけるように、選考基準を改めて検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

再質問に移らせていただきます。

各種委員会や審議会や審査会が必要に応じて施策に反映されていることは望ましいことだと思いますし、私自身もこうした委員会の必要性は非常に感じております。しかし、費用弁償をして開催している委員会で、非公開でなければ自由闊達な意見が述べることができないというのは非常に残念なことですし、市民の代表者として一般の方から意見をいただくということであればそうした配慮も必要かもしれませんが、学識経験がある委員が、みずからが司会をして、非公開にしないと意見が言えないということであれば、非常にこれ、学識経験のある選定方法にも問題があると思いますし、本来だったら、各論のような、個人情報が出てくるような内容であれば非公開にする必要はあると思いますが、総論のような全体像であれば、必ずしも非公開にしないと差し支えがあるということはないのではないかと考えられます。

また、議事録もしくは会議録が残っているということであれば、事前に何件か、委員会のこれまでの審議内容を確認したく、問い合わせたんですが、そのときに担当課からは、議事録を残す義務はなく、公開する義務もないとの回答でした。議事録や会議録が残っているのであれば、当時提出を拒否した理由はなぜなのでしょう。議事録や会議録が残っていればいいのですが、今後、個人情報に触れる内容でなければ情報提供をしていただきたいと思います。

各種委員会の設置基準と委員会の選定方法ですが、もちろん要綱に沿って設置するのは当然ですが、要綱には詳細は明記されておりませんので、このたび一般質問にて質問させていただきました。例えば、学識経験のある委員の選定方法はどのようなのでしょうか。学識経験のある委員は、事前にお伺いした際にも、厳密な選定基準はありませんとの回答

でした。また、各種委員会の中には、学識経験のある委員が非常に必要だと感じられる委員会にも、その他の委員と費用弁償額が同等で、実際に学識経験のある委員を選出できない状況の委員会もございます。費用弁償額は、一般会計の規模からすれば、それほど大きい予算ではないかもしれませんが、選定基準を明確にして、目的意識を持った委員会にしていきたいと思います。

その他の質問とも関連しますが、各種委員会が適切に運営されているのか、確認方法と運営基準ですが、先ほどの答弁からも、事実上確認方法はなく、各担当課に任せているのが現状です。ある委員会では、学識経験のある委員が議事進行を行っていましたが、審議内容を理解されていない委員がいるにもかかわらず審議は進められ、開催委員会内に結論は出されませんでした。一つ一つのサービスや条例の内容について幅広い意見を伺うために、市民の多くの皆様からも選出していただき、委員として協力していただいていると思いますが、一般の市民の代表の方から、細かい施策や一つ一つのサービスというのはなかなか理解しづらいところもあると思います。学識経験の方が本当にそうしたふさわしい委員であれば、こうしたときに、サービスの内容とか現状を理解していない、周知できていない現状をしっかりと確認して、議事進行を進めていかなければいけないのではないかと認識しています。

今後の課題はまだまだたくさんあると見受けられますが、答弁にあった課題の解決に向けて努力しつつ、情報公開や委員会設置基準や委員の選定方法を明確にしていいただくことを今後の課題に含めていただきたいと思います。

再質問といたしまして、今後、各種委員会について、傍聴を含めた公開のあり方や学識経験のある委員の選定基準、委員会の設置状況の確認方法について、改めて質問させていただきます。

○議長（藤根圓六君） 松田副市長。

○副市長（松田 勲君） 再質問にお答えをいたします。

非常勤特別職員による委員会のあり方について、改めて幾つかの御指摘をいただきました。

先ほども申し上げましたが、審議会等には、行政における新たな政策課題等への対処に際し、外部の専門的な知識や経験等を活用すること、それから利害関係者の参加による公正かつ適正、妥当な結論を導くこと、及び市民の参加により広く民意を反映することといった機能がありまして、行政の機能を補完するものとして大きな働きを担っていることを御理解いただけたものと思っております。

また、市民の皆様方にもしっかりと理解をしていただくために、まずは原則公開する

ことを前提にいたしまして、整理をし直したいと考えます。ただ、審議会等の会議は一部非公開にしている場合がございますが、これは本市情報公開条例第5条各号に定めま
す非公開情報に該当する内容について審議を行う場合、また不服申し立て、苦情、あ
っせん及び調停に該当する内容を扱う場合、さらに公開をすることによりまして公正
または円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる
場合は非公開としていることもございます。

委員の選定方法につきましても、先ほど申し上げましたが、学識経験者に関しまし
ては、専門知識を有します大学教授の方々や弁護士、地域に精通した有識者など、
それぞれの会議の性格、役割に応じた方々をお願いをすることとなるわけござい
ます。

審議会等が適正に運営されているかの確認方法につきましても、改めて御指摘を
いただきましたが、適正に運営されている結果といたしまして、市政運営に係る
答申や各種計画書の策定といった成果をもって確認できるものと思っております。

そのほか、議員からは、議事録、会議録による情報提供なども含めまして、
目的意識を持った委員会にするよう、幾つかの御提案をいただきましたが、今
後は、より公正で透明性の高い開かれた市政の推進を一層図っていくため、
御提案いただきました項目を網羅するような形で必要な事項を整理すること
を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 近々に解決していただきたい気持ちはありますが、最終
的に、今後の市政の施策に反映できる、そして効率的に情報収集ができる、
そうした各種委員会にしていきたいと思っております。また、今後、課題と
していただいたことに取り組んでいただければと思っておりますので、この
質問を終わらせていただきます。

続きまして、質問番号3番、若者世代の住環境改善と市営住宅の現状について
質問させていただきます。

類似の質問が先輩議員から先ほどありましたので、重複した質問となります
ことをお許しいただきたいと思っております。また、厳しい財政状況の中で、
本質問が本来ふさわしい内容かどうか、私もちょうちょしなごらの質問であり
ますので、御指導いただければと思っております。

若者世代、働く世代の方に、より多く山県市内に定住していただく観点から、
山県市内における住環境についてお尋ねいたします。

総務省統計局の調査では、平成22年度10月1日現在、山県市の持ち家率は
90.3%で、岐阜県内の73.4%、全国の61.9%を大きく上回る結果とな
っております。近年では、賃

貸住宅も高富小学校区や富岡小学校区内を中心にふえてきましたが、市内の戸数や立地場所には限りがございます。大手不動産会社3社に確認したところでは、山県市内と岐阜市北部の賃貸住宅では家賃に差はなく、戸数では岐阜市北部のほうが圧倒的に多いことから、山県市内に勤務される方で住まいを探している方の中でも、最終的に岐阜市北部に住まわれる方も多いとのことでした。

このたび、若者世代の住環境について質問した経緯といたしましては、地元企業への支援や企業誘致の施策が進む中で、雇用の創出をしたとしても、住環境が不十分であれば、人口の増加や流出の歯どめとはなりません。若者世代の働く場所と住環境の両輪が整うことにより、山県市内での定住にもつながると思います。そうした中で、若者世代の住環境に目を向けていただきたいと思い、このたび質問させていただきました。

事前に市営住宅の現状について建設課に確認しましたが、戸数も少なく、現状の空き状況は極めて少なく、事実上、市営住宅に入居の希望をかなえることはできません。

先般行われました市政座談会で、小学校の統廃合を心配される声を伺いました。賃貸住宅が少ない小学校区では、親の世代の方々と同居するか、住居を購入する方法が多数だと考えられます。所得が少なく賃貸住宅で生活している若者世代の方々に、子供が小学校へと入学する程度の年齢まで成長すれば、育った環境でこれからも子育てをしたいと思い、これまで生活した小学校区や中学校区に新居を構えるケースが多いとも伺いました。

山県市市営住宅建設基金や社会資本整備交付金を活用して、山県市内での若年世代の定住の促進を行ってはいかがでしょうか。どこまでサービスを提供していくのかは、財政状況を考えれば、今提案する内容かどうかは疑問に感じますが、働く世代の方々に、より多く市内で暮らしていただくためにも、働く場所と住環境の両輪を施策として検討していただきたいと思います。

改めて、若者世代の住環境改善と市営住宅の現状について、下記の4点についてお尋ねいたします。

山県市内の市営住宅の戸数と利用状況について。

他市の市営住宅と山県市の現状の比較について。

3点目、現在の山県市内の若年層を取り巻く住環境への認識と問題点について。

4点目、今後、市営住宅の新設を含めて、若年層向けの住環境向上についてどのような施策を講じていくのでしょうか。

4点について建設課長にお尋ねいたします。

○議長（藤根圓六君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の市営住宅の戸数と利用状況でございますが、高富地域に23戸、美山地域に15戸、合計38戸となっております。そのうち30戸に入居があり、政策空き家が7戸ございまして、残り1戸の入居募集をしております。

2点目の他市の市営住宅と本市の現状比較についてでございますが、市営住宅の総戸数から見ますと、県内21市のうち18番目に低い水準になっております。これにつきましては、議員お考えのとおり、持ち家率の高いことが一因であると考えております。

3点目の若年層を取り巻く住環境への認識と問題点につきましては、景気の低迷に伴う雇用不安や所得の低下などが大きな問題であり、若年層を取り巻く環境は厳しいものと認識しております。

最後に、4点目の市営住宅の新設、住環境の向上についての施策につきましては、まずは民間賃貸住宅の入居状況や市内若年層の住宅需要動向などを考慮しつつ、今後の住宅施策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問として、ただいま答弁にありましたように、山県市内の市営住宅の現状は、決して充実している環境とは言えません。維持管理のことも考えれば、安易に市営住宅の戸数をふやしたり、市営住宅の建設をしても、若年層の定住に直につながるとも言えないかもしれません。景気の低迷も理由の要因かもしれませんが、現状も考慮しつつ、若年層の住環境の向上をさせ、働く世代の方々に市内に定住していただけるよう、そうした環境整備をお願いいたします。

また、賃貸住宅の入居状況や住宅需要動向に考慮するために、市営住宅の新設や住環境向上に取り組むことに消極的になってしまえば、現状の改善はいつまでたってもできません。もちろん、民間企業と競合、競争することは避けなければなりませんし、民間の活力を活用し、住環境の改善を行っていくことができれば一番望ましいことです。民間企業の自発的な行動を促す施策を講じていくのも1つの施策だと考えております。

先ほど述べましたが、社会資本整備交付金は、民間賃貸住宅を活用した市営住宅の展開も可能ですので、官民一体となった取り組みや、山県市市営住宅建設基金の活用も含めて、若年層の住環境改善に取り組んでいただき、その先にある働く世代の方々に市内に定住していただく施策へとつなげていただきたいと思います。

再質問といたしまして、下記の4点について質問いたします。

市内若年層の実数と民間企業住宅の現状の把握について、1点目質問いたします。

2点目、山県市市営住宅建設基金について。

3点目、社会資本整備交付金を活用した市営住宅の建設について。

4点目、民間賃貸住宅を活用しての住環境向上の計画について。

以上4点について建設課長に再質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の本市の若年層の実数と民間賃貸住宅の現状把握でございますが、平成22年の国勢調査によりますと、若年層を20歳から35歳未満とした場合、その人口は4,562人となっております。また、本市の民間賃貸住宅数は、本年11月、独自で調査を行った結果、64棟で566部屋を確認しております。民間賃貸住宅の現状については、空き室率が推計で52%と高く、経営環境は厳しいものと推察されます。

2点目の山県市市営住宅建設基金についてでございますが、平成24年3月末時点で5,079万9,000円の残高となっております。また、その用途につきましては、市営住宅の建設に活用することとなっておりますが、これには既存施設の大規模修繕費も含まれていると考えております。

3点目の社会資本整備総合交付金を活用した市営住宅の建設ですが、公営住宅法に基づく市営住宅の新設及び建てかえを行う場合には、その財源として有効な手段ではありますが、この制度を活用するためには、既存の市営住宅を含む全体の整備計画を策定することが必要となります。

最後に、4点目の民間賃貸住宅を活用した住環境整備の向上計画についてでございますが、公営住宅法に基づく市営住宅につきましては、条件は幾つかありますが、民間の賃貸住宅の買い上げや借り上げを行うことも制度上可能となっております。平成24年4月に岐阜県住生活基本計画が改定されたことから、本市においても、岐阜県の方針に沿った山県市地域住宅計画及び市営住宅の長寿命化計画を平成26年度をめどに策定してまいりたいと考えております。今後、この計画の中で、若年層を含む市民全体の住生活の向上目標と、民間賃貸住宅の活用も検討に加えた市営住宅の整備方針を決定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 時間も来ましたので、これで終わりますが、御答弁いただきましてありがとうございます。

本当に財政状況が厳しい中で、こうした質問をさせていただくこと自体がふさわしい

かどうか、私自身も疑問に思いますが、働く世代、次の世代を担う、この議場にいる唯一の1人の市民だと私は思っておりますので、ぜひとも市民の、働く世代の皆さんの定住しやすい環境を行政としても後押ししていただければと思います。

時間を少し過ぎて申しわけございませんでしたが、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 以上で恩田佳幸君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で2時35分まで。再開は2時35分とします。お願いします。

午後2時18分休憩

午後2時35分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それでは、お許しをいただきましたので、通告書に沿いながら、大きく2点御質問をいたします。途中で誤字等を修正させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず第1に、想定外の自然災害発生時の緊急事態の対応と体制について市長にお伺いをいたします。

防災基本計画や地域防災計画の策定の基礎となっている情報というものは、中小規模の災害を念頭に置いたものとなっていると一般的に言われております。しかし、東日本大震災を契機に、これまでの防災計画の見直しが問われるようになってきております。本年8月29日に発表されました南海トラフをめぐる被害想定は、想定外を想定したとして、最悪のシナリオを示しているとされています。大きくは津波ということになっておりますけど、そういった情報が流れております。

市民の命や体、財産を災害から保護するため、あるいはまた被害を最小限に抑えるための体制を整えることは必要不可欠であると思っております。万が一に備えて、最悪の状況というものを想定して、それに備えた対応措置を講ずることが強く求められております。さまざまな被害発生に関する情報を得ることができる現在、想定できなかった、想定しなくなかった、あるいは情報に無関心であったということでは済まされない社会状況になってきております。想定外の非常事態に対して、平常時とは異なった体制と発想で取り組み、早急に平常復帰を果たす発想が非常に大事になってきておりまして、それが自治体の真価を問われる1つになっております。

そこで、想定外と言われるような大規模災害に対応できる体制について3点お伺いをいたします。

まず最初に、1976年、昭和51年、9・12豪雨と言われておりますけれども、この地域でいいますと、9月9日に既に冠水しております。鳥羽川は氾濫し、現在の市役所一帯は泥水の海と化したのが、この教訓を生かした対策について3点お伺いをいたします。

1点目、最悪どの程度までの浸水を想定しておられるのでしょうか。

その場合、市役所、消防署等の防災拠点の機能は十分果たせると考えておられますか。

同じく、そういった想定をした場合に、身動きがとれないお年寄りとか疾患を持った方々の搬送対応の具体化はなされておりますか。

大きな2点目といたしまして、伊自良湖の堤防、マグニチュード6と書きましたが、震度6でございますので、震度6に訂正をお願いします。震度6程度の耐震と言われておりますけれども、これ以上の地震が発生した場合についてお伺いをいたします。

大規模な発生によって堤防が損壊し、私が調べた水量では54万トンの満水というふうになっておりますが、その水が一挙に流れ出た場合の被害地域の想定はできておりますでしょうか。

その場合の対応と対策は具体的に描かれているのでしょうか。

大きな3点目、想定外と言われるような大規模な災害の発生に緊急に対応できる体制づくりということについて4点お伺いをいたします。最近の情報では、その4点が大事だと言われております。

1、地元医師等による災害医療コーディネーターの配置や仕事内容の具体化を図っておるかどうか。

2番目、避難は逃げるほうでございますので、避難の仕方の具体化は図られておりますか。冠水時の車とか船とか、そういったものを想定されておりますか。

3点目、過去の大規模災害や想定できる大災害等の情報の共有は、行政と市民と共有されておりますか。

4点目、常に非常事態に立ち向かう厳密な再点検を進める体制整備というものはできておりますか。特に組織の情報共有などはどのように図られているかについてお伺いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1問目の1点目につきましては、国土交通省が平成15年3月に、岐阜県が平成17年9月に作成しました浸水想定区域をもとにした市の洪水ハザードマップにもござい

ますが、庁舎周辺においては、地盤の低いところで1メートルから2メートル程度の浸水が想定されておりますが、これは庁舎北側を流れております三田又川が鳥羽川の河床でサイホンになっており、流下能力が悪いためであります。現在、鳥羽川改修が施工中で、三田又川のサイホンもここ数年で撤去されることにより、鳥羽川及び三田又川の流下能力が改善されますので、庁舎周辺の浸水もなくなるものと思っております。

次に、2点目につきましては、市役所庁舎は平成8年に竣工しており、建設当時に51年の9・12災害時の浸水状況を考慮して地盤高を検討し工事しておりますので、防災拠点としての機能は十分果たせるものと思っております。

次に、3点目につきましては、現在、社会福祉協議会が中心となって、まめネット協議会を市内14地域のうち7地域で立ち上げ、このまめネット協議会が、本人の手挙げ方式になりますが、要援護者台帳、要支援者マップの整備を図っておられます。そのうち台帳整備は、高富、梅原、伊自良南、伊自良北の4地域が完了しており、1,016名の方が登録されておられます。支援策につきましては、今後協議会で整備していかれるものと考えております。この台帳等を活用いたしまして、有事の際には、地域の方々に組織されたグループで対応していただけるものと考えております。また、避難所において特別な配慮が必要な方を受け入れていただくため、今年3月に市内の5つの法人と1施設と福祉避難所の協定を締結し、協力体制の強化に努めているところでもございます。

続きまして、2問目の1点目につきましては、平成16年度に調査を実施しており、その調査結果をもとに被害想定区域を定めた伊自良湖防災パンフレットを平成17年に伊自良地域の全世帯に配布しております。その内容といたしましては、被害想定区域を確認していただき、速やかに高台などへ避難することを周知しております。

次に、2点目につきましては、平成18年度に耐震調査を行っておりまして、その結果としましては、満水時に震度5弱までは堤体、堤でございますが、これに耐えられる調査結果になっております。仮に想定を上回る大きな地震が発生した場合は、堤体や余水吐きが壊れ、貯水されている水が下流域に流れるおそれがありますので、伊自良湖を危険ため池として県の台帳に登録されております。平成22年度に、県において伊自良湖等の危険ため池を調査していただき、地域ため池総合整備計画が策定され、防災・減災対策の基本方針をまとめていただいております。そして、県事業といたしまして、本年度、24年度でございますが、県単ため池耐震診断調査事業で、危険ため池の全体構想設計、工法及び仮設計画の検討を行ってまいります。差し当たり、これから地域住民とのワークショップを開催し、ハザードマップの作成が予定されております。

続きまして、3問目の1点目につきましては、市と山県医師会が平成16年8月15日に、

山県歯科医師会とは平成19年11月19日に、それぞれ医師等の提供、救護班の派遣等を目的とし、災害時応援協定を締結して、医療救護に万全を期すこととしております。そのため、毎年開催しております山県市総合防災訓練に参加いただき、応急手当て、トリアージの意義等に関し、住民への普及啓発に努めていただいております。

次に、2点目につきましては、土砂災害警戒区域に関する岐阜県の指定を受け、自治会範囲程度が掲載される縮尺での土砂災害ハザードマップを各戸に配布しております。このマップは、それぞれの御家庭においての避難経路等を記入することができるものとなっておりますので、これを常に目につくところに張っていただき、いつでも各家庭で対応できる体制づくりや避難経路の確認に努めていただきたいと思いますと考えております。また、洪水・地震ハザードマップも各戸に配布しておりますので、御活用いただきたいと思いますと考えております。

次に、3点目につきましては、市では地震・洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、各家庭に配布しております。また、ホームページにも掲載しております。そして、災害等の情報伝達手段としての防災無線戸別受信機の貸し出しを行い、連絡体制の強化を図っております。当然、転入者の方につきましても同じように対応いたしております。このような方法で市民の方にも情報提供を図っております。

次に、4点目につきましては、本市では毎年1回、各種防災協力機関と連携し、総合防災訓練を実施しており、非常時の対応について再確認を実施しております。また、本年度は地域防災計画の見直しを行っているところで、県の計画を考慮し、より実践的なものとなるよう作業を行っております。

いずれにいたしましても、大災害、大きな災害対応は、第1に自助、次に共助、その次が公助と言われておりますが、まず自分の身を守り、地域で協力していただくことが命を守る最大の方法であると認識しております。市におきましても可能な施策を実施してまいります。皆様の地域での自主防災活動についても、市の助成制度もありますので、活発な活動を行っていただきますようお願いを申し上げます。そして、今後も市民の皆様お一人お一人が防災意識を高めていただきますよう、啓発活動を積極的に進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 再質問を幾つかさせていただきます。

まず1点目ですが、庁舎周辺の地盤の低いところで1メートルから2メートル程度の浸水の想定ということでございますけれども、これ、流下能力の改善によって浸水がな

くなるという想定は非常に甘いのではないかと私は思っております。想定外の想定という場合には、例えば9・9ですね、9・12、ここら辺は9月9日には水につかってしまっているわけですが、そのときの洪水量よりも多いということを想定しなければならない。最近では集中豪雨と言っておりますけれども、1時間に80ミリを超えるようなゲリラ豪雨というような名前にも変わってきておまして、非常に雨が集中的に降るといえることが大きくなってきております。そういった場合に、防災拠点の機能は十分という認識でいいのかどうかということでございます。

私は最近、ちょっと住民の方から、市民の方から資料をいただきまして、9・12豪雨の記録というのを写真で提供されているのがあるわけですが、これを見させていただきますと、今の消防署あたり、それからこの庁舎あたりは完全に水にのってしまっております。船しか動けない状況です。これは先ほど市長にお渡ししましたけど、こういうものを見ますと、これ以上の雨量も想定されるわけですから、本当に十分であるという認識はどこから出てくるのか、そのあたり非常に不安でございます。

同時に、資料もちょっとお借りしてきましたけど、ここにそのときの状況を映したビデオもあるわけですが、こういったものをやっぱり駆使しながら、想定外と言われるようなことも想定しながら、やっぱり山口市独自として検討していくべきではないかと。もう一度、この雨量との関係、降水量との関係で、大丈夫なのかどうかというあたりもきちんと精査していく必要があるというふうに思っておりますが、その辺の検討事項についてどのように考えられるか、1点目お尋ねをいたします。

2点目、伊自良湖の堤防の強度の問題でございますけれども、皆さん御案内のように、クラフト工法という工法で堤防ができております。簡単に言えば土で固めているわけですが、御母衣のように石で固めたロックフィルに比べますと、強度が非常に低いと言われております。

歴史を調べてみますと、大正年間にあそこでため池をつくろうという計画があったわけですが、ところが、あそこにため池をつくったときに、被害が非常に怖いということで、長滝地内の人たちが猛反対をして頓挫したという歴史もあるわけですが、したがって、長滝地区の人たちは、大丈夫かという不安が非常に大震災以後高まっているわけですが、

そういったものに対して、やっぱり安心感という意味も含めまして、今後どのように強度に対して対応していくかということも含めまして、また、それ決壊したという場合に、高台に逃げるなんていうのは、想定外を想定したことにはならないわけですが、その辺のことも含めまして、どういうふうにバーチャルに計画をしていくのか、

想定をしていくのかということをごきちんとやっていただく必要があると思いますが、いかがですか。

また、ここは、私の調べた範囲ではですよ、違っているかもしれませんが、国のほうから管理委託をされているという情報もありますけれども、危険に対して対策を十分していくということもあわせて考えていかなければならないと思います。あれ、一旦、決壊だけでなしに、ゲリラ豪雨などが来ますと、あそこに流木がどっさり集まってくるわけです。実際に私も見ましたけれども。そうすると、あれが流れ落ちて危険な状況になるということも言われておりますので、そういった面も含めて、総合的な対策というものをどういうふうにご考えておられるか、2点目お伺いをいたします。

3点目に、特に子供さんとか、病気の方とか、自分で逃げられないとか、そういう方たちがどういうふうにご搬送されるのかという問題は、非常に危険度の高い問題でございます。私は、防災計画、決して否定するわけではございませんけど、あの総合訓練というのは、中小規模、しかも対応できる方を対象にしている。私は、逃げられない方、参加したいけれども参加できない方というのは随分いらっしゃるというふうにご聞いております。自主防災でも、防災会議を開きますと、参加したいけれども、高齢のために参加できないよという情報も入ってきておりますので、そういった人たちにやっぱり情報提供しながら、どういうふうな搬入、搬送ですか、をするかということも私は具体化していかないと、実際に起こった場合には機能しないと言えるのではないのでしょうかね。その辺を今後十分な具体的な検討をするということが大事であるというふうにご思っております。

ちょっと言葉を強めて言いますけれども、これは市長の掲げるマニフェストの8番にも書いてあるんですね、きちんと。8番だったと思います。何と書いてあるかというのと、より実践的な訓練に基づく、実効性のある防災づくりの構築と、ここに掲げられているんですよ。市民にこういうことを約束されている以上、きちんとした具体的なものを示していく。そして、情報も、新しく来た人いらっしゃるじゃないですか、ここを見ても。結構住宅が建っていますよね、新しく入ってきた人たち。あの人たちは、この9・9、9・12のそういった状況をどのぐらい認識しておられるかということも非常に不安な状況でございます。そういった面も含めて実践的なものを構築していく必要があると思いますが、市長はどのように考えますか、再質問させていただきます。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、私もこの写真を見せていただきました。当時、私も、役所へ入りまし

て何年目でしたか、この災害の対応に当たらせていただきました。3日ですか、4日間ですね、前の旧の庁舎で泊まり込みまして対応させていただきました。そのときの状況から判断しますと、この庁舎は、今のこの庁舎の位置でございますが、この庁舎の位置につきましては、あのときはちょうど鳥羽川がオーバーフローして、大体鳥羽川と同じ高さになりました。同じ高さになりまして、堤防の高さまで、ちょうど伏越の上の近辺もそうでございますけれども、あの状況で、堤防が水にかぶった状態でも、この庁舎の位置につきましては水位が上がってこないというレベルになっていると認識をいたしております。

そういったことから、鳥羽川改修が今現在進めていただきまして、あの当時とは、かなり幅も広がりまして、河床も下がりまして、流速が速くなりまして、先ほどの答弁の中では、サイホンが解消されて、今まで以上に、より一層、この西深瀬地内のそういった水位が、降雨時の水位が早く引くということもございますけれども、当時と比較しますと、河川の幅も、河床も下げられまして、特にことしも、新川大橋の下流まで、サイホンでくぐり抜けた三田又川の分も、新しい鳥羽川と申しますか、新川の分まで、かなり下がっておりますので、従来よりも、かなりの水量の多いゲリラ豪雨等にも対応できるのではないかという認識でおります。

次に、2点目の、震災が発生しまして、具体的な対応ということでございますけれども、これは先ほども答弁させていただきましたように、こちらからやはり事前に啓発をさせていただく方法以外におきましては、ほかに方法がないと思っておりますけれども、ただ、あそこのこれからの計画でございますが、ちょうど県への要望活動の中で、県議会の岐阜県域の全員の方の議員の皆さんがみえる中で、私が要望させていただいて、特に五十数万トンの、そしてレベルの高いところに水位がありますので、それが一気に流れてくるということは、岐阜県でも一番危険なスポットであるので、特に早急に、ほかに私はないと思っております、一番危険なスポットですから、対応していただくようお願いしました。それが去年のちょうど秋過ぎだったと思いますが、それ以降、ことしも補正予算で計画を、今、具体的な計画を練っていただいておりますけれども、具体的には25、26年度で計画しまして、27年度ぐらいに事業に着手していただけるのではないかと考えております。

それから、管理委託につきましては、ちょっと私も把握しておりませんので、あの堤防の管理委託につきましては、また後ほど担当課長から説明させていただきます。

次に、弱者の方の避難と申しますか、避難方法でございますけれども、これも、震災によります大きな災害につきましては、やはり公助という立場から、震災が発生して、

短い時間の間に救助に駆けつけることはできませんので、それはちょうど先ほど御説明申し上げましたまめネット協議会、この機能を今まで以上に発揮していただけることと思います。この機能は、ある自治会でございますけれども、要支援者が市で把握しているのが6人ということでございましたけれども、自治会で検討していただいて、自主的に申し出ていただいた要支援者の数が数倍になったということを知っております。そして、具体的には、個別の個人情報ということが、行政が行いますと、個人情報というかわりの中での制約がございますので、このまめネット協議会、先駆的に立ち上がっていただいて、どこにどんなおじいさんとかおばあさんがみえるとか、障がいの方がみえるとか、そして部屋の、自治会によってはその場所まで把握してみえるということもございます。新しくことし立ち上げていただきましたこの機能を社協が中心になって行っていただいておりますが、これを先ほど説明させていただいた地域以上に、具体的にこれから広めていただいて、その自主防災活動、特に大きな災害、公助が短時間のうちにできない災害の対応の中心的な命を守るというかなめの施策にさせていただけないかということを考えております。

それから、最後に何でしたか。

〔「マニフェストにかかわって」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 当然、私もそういった、特に実践的な対応ということで、昨年末でございますけれども、市の招集訓練におきましても、職員に通知しないで、まだ暗いうちでございましたけれども、こんな時間に行っているのかと思いましたが、招集訓練ですとか、より実践的な災害対応の訓練をそれぞれ、防災訓練も含めまして、これからもその内容を高めまして、行っていきたいという気持ちでおります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔「市長、さっきの管理は山口市です。伊自良湖自体は、管理は山口市です」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 伊自良湖は市が管理委託をされておるということでございますので、より認識を新たにして、防災に……。

〔「市長、委託ではないです。移管されて、もらっています。市のものです」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） より一層、そういった認識のもとに、防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 具体的にということは非常に大事なことで、私もちょっとこうい

った市民の方からお声を聞いて勉強させていただきますと、例えば車で逃げるといった場合に、浸水10センチでブレーキがきかなくなるとか、ハンドルをとられるとか、あるいは50センチになると、マフラーから逆流して完全にエンジンストップするとか、そういった状況をどのぐらい具体化してみんなが知っているかどうかということも、あわせてやっぱり情報としては共有していかなければいけないのではないかなと、そういうこと。あるいは、病気の人たちも、透析する人、東日本の大震災で見ておられますと、本当に1日置きぐらいに透析されている方が3日も待たされるということは命にかかわるといったこともございまして、そういった具体的なものをテーマにしながら、こういった行政がやっぱり認識を深めていくということは非常に大事なことですよと。そうしないと、想定外の想定にはなかなか対応し切れないということもありますので、ぜひマニフェストに掲げられた実践的なものも、そういったことを含めて検討いただくように要望をして、次の質問に移らせていただきます。

2点目は、守秘義務の遵守と職務命令に従う義務について副市長にお伺いをいたします。

最近、市民の方から、市長の考えと職員の受けとめに違いがあるようだがといった類いのお尋ねが複数あります。こうした声が広がっていけば、私は行政に対する市民の不信というのは拡大していくと思っております。

市長は、選挙で選出されているわけですから、市民に約束をしたマニフェストの実施に向けて遂行を図っていく責任がございまして。そうなりますと、当然、市民サイドに立った考えで職務に励んでいかれるわけがございまして。

職員は、選挙にかかわっておりませんので、大なり小なり事なかれ主義的な思いや発想があつて、市民のためとはいえ、自分中心的な思考が潜在しているのではないかと私は推測をするわけですが。市長と職員の一致点はなかなか見出しがたいというのが現実かと思えますけれども、そのことが、市民サイドから見た場合には、むしろいいことかもしれないかもしれません。

職員には、上司である市長の職務命令に従う義務があります。同時に、職務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない守秘義務も法律で規定されております。本来従わなければならない事柄に対して、その責任を他人転嫁したり、職務執行を怠るということは、地方公務員としてはよくよく慎むべきことであるというふうに考えます。

市民に不信感を与える情報が職員から出ていくということは非常に問題であります。守秘義務と職務命令に従う義務に関して、職員の認識が私は薄いのではないかとというふうに思います。したがって、その観点から、次の諸点についてお伺いをいたします。

1点目、職務命令に従う義務について、この機に全職員に徹底するよう指導する必要があるのではないかと思います。副市長はいかが考えますか。

2点目、公務員の守秘義務について、管理職は当然のこと、全職員がよく認識して、内部の不平不満等も含めた情報が安易に外部に漏れることがないようにすべきではないかと思います。副市長はどのように考えますか。

3つ目、こういうことを強く言いますと、知らせるべき情報も知らせないということも起こってまいりますので、その守秘義務との関連がよくわかる資料を作成してはどうかと思います。いかがでございましょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 松田副市長。

○副市長（松田 勲君） 御質問にお答えをいたします。

まず、議員の御質問の中の、最近市民から市長の考えと職員の受けとめに違いがあるといった類いのお尋ねが複数あるとのことでございますけれども、その具体的な内容等については把握はしておりません。しかし、議員御指摘のとおり、市民の方々から行政への不信感を持たれるようなことがあってはならないことでありますし、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の皆様のために、市長とともに施策、事業の推進をしていかなければなりません。

それでは、1点目の職務命令に従う義務について、この機に全職員に徹底するよう指導する必要があるのではないかということにつきましては、地方公務員法第32条に、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」とありますように、公務員の基本的事項、義務でございますので、改めて市民の皆様のために迅速な事業の推進とスムーズな市政運営に努めるよう職員を指導、徹底してまいります。

次に、2点目の公務員の守秘義務について、管理職はもとより全職員がよく認識し、内部の不平不満等も含めた情報が安易に外部に漏れることがないようにすべきではないかということにつきましては、地方公務員法第34条に、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とありまして、1点目の上司の職務上の命令に従う義務と同様、基本的事項として、常に守秘義務等についても意識しながら業務に携わっているものと考えております。

なお、秘密とは、一般的に了知されていない事実であつて、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものとされておりまして、不平不満等が外部に漏れることがあつたとしたら、それは各自のモラルの問題ではないかと

いうふうに考えております。そのようなことのないよう指導はしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の知らせるべき情報と守秘義務の内容との違いがよく判断できる資料を作成してはどうかにつきましてでございますが、まず知らせるべき情報につきましては、広報やまがたやホームページ等を活用いたしまして、お知らせをしているところでございます。

一方、個人情報等につきましては、当然守秘義務に係るものでございます。そのため、平成15年11月に情報公開条例の解釈と運用の手引書を、それから平成16年3月には個人情報保護条例の解釈と運用の手引書をそれぞれ作成しております。また、インターネットからの情報漏えいが各地で発生しておりますので、本市としても情報セキュリティポリシーを策定し、そして個別に電子媒体等持ち出し手順書を作成いたしまして、情報漏えいの対策を講じておるところでございます。

このようなことから、職員に対しましては、これらの各種手引書に基づきまして業務を行うよう指導をしておりますので、せっかくの御提案ではございますが、改めて議員がおっしゃるような資料の作成は必要はないものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） ちょっと1点だけ副市長にお尋ねをしたいと思います。

実は私は、昭和62年でしたけれども、初めて教育行政に携わりました。そのときに、1時間ちょっと講話を受けました。教育長も一緒に講話を受けたので、教育長はどのくらい覚えているか、ちょっと試してみたいくらいですけど、原 範明さんが、長年行政に携わってきて、そして、こういうことが大事やと言われたんです。物すごくわかりやすい。今も鮮明に覚えています。1点目、教育はプロセスを問われる、行政は結果だと言われました。くどくど一生懸命考えましたと言っておっても行政はだめなんだと。結果がどうなるか、そこが一番行政のポイントだとおっしゃいました。2点目、首長は選挙で選ばれてきておるんだから、市民の声の代弁と、次の選挙を目指しておると思ったほうがいいと。そうすると、職員は、その首長の命令、たとえ間違っておるなと思っても、黙って遂行する責任があると、こうおっしゃいましたよ。簡単に言うとその2点ですよ、1時間ちょっと講話されて。

私は副市長に言いたいんですけど、個人的には、このマニフェストの内容を掲げられて立候補された市長を私は個人的には応援してまいったんです。それが、市民の声から、市長はだめやないかと逆流してくる。それはおかしいことじゃないでしょうか。市民は、

それを受けて選挙に臨んでいるわけですので、私は、個人的には不平不満はあるかもしれないけど、それが外部へ出ていくということは極めて守秘義務にもとっている。しかも、職務命令として受けとめていないのではないかと思います。職務命令として受けとめて邁進するということが職員の義務じゃないでしょうか。副市長、これはあなたが管理職としてセカンドにある立場で職員を指導すべきだと私は思いますけれども、あなたの決意をお聞かせください。

○議長（藤根圓六君） 松田副市長。

○副市長（松田 勲君） 再質問にお答えをいたします。

私の決意ということでございますが、議員おっしゃるとおりだと私も思っております。それで、先ほども申し上げました各職員に対しまして地方公務員法に定められております職務上遵守すべき義務について、常日ごろからそれぞれ念頭に置いて仕事をするとともに、また、先ほども申し上げました手引書等の内容も改めて確認した上で業務を行うよう、モラル上のことも含めて職員に徹底、指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

通告順位8番 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告に従って3問、問いかけます。

まず、第1問目ですけれども、事業仕分けの成果と手法の反映をということでお聞きします。

さきの11月23、24日に、山口市として初めての事業仕分けが行われました。私は、具体的に仕分けをアドバイスした構想日本の経験を積んだ手法や観点、指摘などに敬服し、かつ市民判定人の意見も興味深く、その判定にも合点しました。もちろん、コーディネーターやボランティアで訪れた専門家の指摘は、現在の市の事業につき、成果の検証が不十分であること、それが市民へのPRのあり方の根底の問題に直結していることを明らかにしたとも映りました。さらに、職員らは、今回の経験によって、説明の仕方の原則も上達方向に進むと感じました。

そこで、具体的に、まず1つ目として、事業仕分けについて、市長の感想と今後への展望はどのようでしょうか。職員の感想の主な点はどのようであったでしょうか。

2つ目ですが、私は何より、仕分けに取り上げられる各事業に関して担当課が事前に

用意した事業シートに驚きました。このような冊子として、議員にも当日も配られました。例えば、各事業ごとの人件費について、それなりに担当正職員0.3人などと書き込まれ、それに対応する人件費は1,757千円等と、必須要件として示されていました。

私は、数年前、この議会の一般質問で、各事業ごとの職員の人件費を求めたところ、ほとんどの管理職が意味がわからないとの返事でした。そのときは説明し、各課1つの事業を任意に選択して人件費を試算してもらいました。今回の事業仕分けでつくられた事業シートは、そのほか予算額や実績、対象市民数などをおおむね4年分ずつ明確に示されています。議会の議論にも、行政の仕事に興味のある市民にも極めて有用な資料です。

言うまでもなく、事業シートは、今回対象とされた12事業以外にも作成できます。私は、事業シートをつくるのが、職員のみずから進める事業に対する客観的評価の前提を整えることであり、かつ、そのことでみずからの説明力を高めるとともに、成果を認識し、次への改善を見出すことができるなど、重要かつ好適な手法であると考えます。市長は、事業シートをどのように受けとめ、どのように活用しようと考えているのでしょうか。

3つ目ですけれども、職員は、事業を進めること、いわば予算執行に追われ、実は後で振り返る、成果を検証する、つまり決算的観点で不足しているということは、従来からこの自治体議会でも指摘されています。

ところで、毎年9月の議会で前年の決算が議論されます。その資料には、成果説明書が附属しています。しかし、現在の山県市の説明書は概要的過ぎて、いつもデータが足りないと感じています。

そこで、事業仕分けで作成した事業シート、これを今回対象とされた12事業以外の主な事業にも広め、それらを成果説明書（事業シート編）とでもいう冊子として議会の決算審査に供していくことが極めて効率的かつ効果的であると考えます。議員も市民も、従来の事業概要説明的な成果説明書と別冊の事業シート編を対照して見ていけば、よりわかりやすいものです。

このことは、予算の説明にも通じます。そもそも、職員自身の日常遂行している各種事務事業の成果の検証に直結する。成果説明書（事業シート編）、予算説明書（事業シート編）、仮称ですが、これを作成するということを提案いたしますが、市長はどう考えるのでしょうか。

まず、以上お尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の私の感想といたしましては、初めての試みではございましたけれども、特に市民参画ですとか職員の研修の一環として、非常に意義は大きかったものと考えております。また、職員の感想につきましては、現段階で個別に把握はいたしておりませんが、おおむね私と同じような感覚にあるものではないかと考えております。また、貴重な体験をできたというふうに肯定的に捉えているものと感じております。

ただ、今般の仕分け人などの多くは同じ行政の職員でしたけれども、実は本市におきましても、予算査定を初め、関係課で協議する際には、同様ですとか、それ以上のやりとりはして、予算等の査定の中でいたしております。ただ、今回のようなオープンな場でのやりとりというのは初めてのことでございまして、ふだん以上の緊張感はあったと思います。また、こうした緊張感は、公務に携わる上で非常に重要なことだと考えておりますので、今後につきましても、全く同じ手法にするのかどうかは別といたしまして、こうしたことは継続してまいりたいと考えております。

次に、2点目の事業シートについてでございますが、このシートが事業の全容を把握する上で最適な様式であるかどうかは別にいたしましても、本市が今まで市民の方々へ統一的に提示してきた資料の中では、より有用なものであったと感じております。ですから、来年度予算の要求に当たって、各課が企画財政課へ提出する資料の一部としても既に活用しているところでもございます。

次に、3点目の決算資料等として、統一様式として活用してはどうかという御質問でございますが、詳細な資料はあるにこしたことはないのでございますが、作成する労力ですとか効果等を勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。と申しますのは、今回の12の事業シートにつきましても、非常に職員は結構時間をかけてつくっております。職員数を大幅に削減している現在でもございます。事業シートの多くは、実は担当課長がみずからつくっておりますが、このシート作成を全事業に広げることになりますと、日常業務へのしわ寄せ等も考えざるを得ないということもございます。こうしたことも考えながら、今後、よりよい予算、決算の説明資料のあり方を検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、市長に再質問します。

まず、1つ目の感想等の関連ですけれども、全く同じ手法かどうかはともかく継続したいということでしたが、今回、事前の段階で、コーディネーターとか市民判定人の判

定結果については、市のそれ以降の事務事業にそのまま反映するかどうかは必ずしも言えないという、1つの意見としては聞くような趣旨を伝えられています。実際に終わってみて、今回、12事業について一定の評価はされたわけですね、外部と市民から。その結果については、当然、公に点数も要点も公表されていますが、実際に終わってみて、市長としては、じゃ、これ、どの事業についてはどう反映させようかと。あるいは、いわば聞きおいて、姿勢を抽象的に改める程度なのか、具体的に、じゃ、これは予算額を減らそう、ふやそうとか、そういうイメージを現在持っているのは何かあるんでしょうか。

それから、2点目に関してですけれども、既に予算要求、今、現在進行形かと思いますが、これについて、事業シートのものというふうに考えていいかと思いますが、そういったものは活用しているということでしたが、それは、事業仕分けは12事業でしたが、どれくらいの事業と考えたらいいんですか。数十事業ぐらい、それとも数事業、そのあたりはいかがでしょうか。もちろん、いいことだから、さらに確認したいということですよ。

それから、3つ目に関して、そのシートを作成する労力が大変だということでした。確かにそうですが、これは一度つくれば、次の年度は若干の変更で済むということもまた事実でありますし、つくりなれば、よりスムーズにつくれる。あるいは、今、課長がつくっているということでしたが、各担当の責任者がつくれるようにもなっていくし、そうしなければ将来に反映できないわけですから、それは、やっぱり最初はちょっと厳しいけど、少しずつたくさんやっていくということを頑張って最初はやるしかないわけで、そういう観点からすれば、もちろん議会や市民の目につく形の正式な資料として、一気にできないにしても、例えば1年目は4分の1ぐらいとか、2年目で全部そろえましょうとか、そういう姿勢はとれると思うんですよ。先ほどの市長の答弁では、非常に消極的に聞こえました。今回、事業仕分けのために事業をリストアップすると、大体220から230あったということは聞いていますので、最初の年に12はもうできたわけですから、来年に向けて、例えば4分の1程度の50ぐらいつくとか、そういう形でいけば、多分数年でできると私は見るんですが、そのあたり、市長は具体的にいかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えさせていただきます。

この結果を、私も2日目は終日、朝から見せていただきました。内容につきましては、指摘されていることは本当にごもつともな話でございました。ただ、補助金ですとか、いろいろ相手のあることでございますし、特に私、あの段階で感じていましたのは、き

ようも一般質問の中にございましたように、これから交付税の算定がえが10億、11億減らされていく中で、ある程度の時間を置きまして、そういった基本的な考え方を踏襲していきたいということを思いましたし、そしてもう一つは、同じ事業でも、市民の皆様に本当に周知がされていない、事業の目的もしっかり周知されていないということでございまして、その点につきまして、それぞれ個々におきまして、今後しっかりと周知をしなければいけないということを感じたところでもございます。

次に、2点目の、今現在、確認をしましたら、補助事業単位、五、六十の事業シートが作成をされて、予算査定で使われておるということでございました。

そしてまた、そういったことも踏まえまして、3点目の今後二百数十あります全体のシート化につきましては、状況を見ながら、成果等も考えながら、順次、これからの次年度に向けまして継続的に枠を広げていきたいという考えであります。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、再々質問です。

1番目は、周知を十分しなければならないということは、職員の人も十分に周知方法も含めて検討の余地があるということは感じたと思います。

再々質問は、予算要求の段階の事業シート、あるいはそれ的なものは五、六十あるというような今お答えでした。既に今できて、予算査定で進んでいって、最終的に市長の段階もそれを使っていくんだらうと。途中で修正されるなら、一部数字もされるだらうと思います。とするなら、3つ目に問いかけた議会に出す予算や決算の成果説明書、それについて、220ぐらいの事業について数年かけてつくったらということを先ほど申し上げたんですけど、非常にまた再質問でも消極的な答弁でしたが、じゃ、とりあえず現在予算要求に使っている五、六十の事業のシート、それを例えば来年の予算審査の、あるいはそのまま決算にも行くと思うんですけど、そういう形で移行すれば、若干の修正で済む形で、議会や市民に見える形になるじゃないですか。今、もう50、60できているんだから。それは、職員の課長たちが苦勞してつくったんだらう。その成果をより多くに生かすということにもなるので、とりあえず現時点でなされているものは、職員の皆さんが今検討されているとして、それを来年の予算の、名称は、正式な説明書とするか、参考資料とするか、それはどちらでもいいんです。審査の資料を報告するという意味で、今動いているシートをぜひ提供していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えさせていただきます。

具体的にまだ中身を見ておりませんが、非常にわかりやすいということは私も感じておりますので、具体的に前向きに検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 本当に職員の皆さんが成果としてつくったものですから、ぜひ議会にも出していただきたいと思います。

次の2番目についてお尋ねしますが、これは指定管理の運用と人件費の関係ということでお聞きします。

自治体の施設などの管理運営を委託する指定管理者制度が地方自治法の改正によりまして導入されて、10年近く経過しました。今回の私の質問は、指定管理の運用のあり方と、指定管理によって市の職員人件費、この質問では給与、手当、積み立てなどを全て含むというふうにお願いします。それがどのようになったかという観点で整理したいと思います。

指定管理制度は、形式として外部への業務委託です。大抵の首長が、指定管理により職員人件費が減ったという旨を説明します。しかし、議会側には、委託料の中に相当額の人件費が含まれているから、結局人件費が見えなくなっただけとの声すらあります。

そこで質問しますが、まず1つ目ですが、山県市の施設に関する当初の指定管理の協定、委託契約、その直前の市の職員数と人件費はどのようだったのでしょうか。詳細は、通告書に描いた表に、各指定管理案件ごとに埋めていただくということで、議場では、合計欄のそれぞれの項目の金額とか人数等の答弁を求めたいと思います。

それから、2番目として、今後、つまり平成25年以降に新たに指定管理を行うことを検討もしくは想定しているという施設とか、その場合の現在必要としている職員の人数、そしてその当該の人件費はどのようでしょうか。

それから、3つ目ですが、まず小設問の1つとして、香り会館というのがありますが、これはドルフィン株式会社の不正事件に起因して、株式会社ハウスビルシステムが途中で管理者となりました。このときの公募では、唯一県外から応募したこのハウスビルシステムが受託しました。しかし、極めて不自然に映るという市民の声が寄せられています。どういう理由でこの県外の1社を選択したのでしょうか。

その受託先に、同社であるがゆえの画期的もしくは出色の業務、そういったものはあるのかなのか、あれば一体何なのでしょう。

3つ目ですが、他の応募者は、市内、県内が幾つずつで、どのような団体であったのでしょうか。

4つ目ですけど、指定管理は、市の仕事を外部に委託するわけですが、市民に役所の仕事を回す意味、税金や公金を地域内で循環させるという観点です。そういった意味で、市内で受託能力のある団体をふやす政策、そして積極的に市内の団体を選定する政策をとるべきということを私は提案しますが、市長の考えや方向性はどのようでしょうか。

4つ目として、指定管理受託において、低価格にするために従業員の賃金を下げる傾向があります。賃金は、労働者の生活保障という意味でも、日常運營業務の質に直結し得ることとしても、大事な要素です。

現在、市は賃金についてどのように求めているのでしょうか。

また、市は、公募の段階で、発注者として最低賃金を常に示すべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） ただいまの御質問に、まず担当課長の分野につきましてお答えさせていただきます。

1点目の人件費等につきまして、指定管理者制度を採用する前の当該施設の市職員数の合計は、常勤職員が8.4人程度ですが、パートタイム等の臨時職員を1日7時間、週5日勤務に換算した日々雇用職員等の臨時職員10.4人を合わせまして、19人分程度になるものと考えております。その人件費につきましては、常勤職員の給与や共済掛金等を含めた1人当たりの平均人件費を760万円としますと、日々雇用職員等臨時職員分を合わせまして8,400万円程度になるものと考えております。

指定管理者制度導入直後の指定管理料の合計額は5,835万4,000円でございます。ちなみに、平成23年度の利用料金収入は2億5,600万円ほどでございます。

指定管理者における人員合計は、正社員が5人程度、パートタイム等の臨時職員を同じく1日7時間、週5日勤務に換算して約17人分と考えまして、合わせますと22人程度になるものと考えております。1日当たりの人件費合計は13万6,000円程度、その年間の人件費総額は約6,000万円になるものと現時点ではつかんでおります。

これら指定管理業務を市職員が担うとした場合には、常勤職員が8.4人程度、パートタイム等の臨時職員を1日7時間、週5日勤務に換算した日々雇用職員等の臨時職員が11.5人程度で、合わせまして20人分程度になるものと考えております。また、その人件費は、常勤職員の給与や共済掛金等を含めた1人当たりの平均人件費を760万円としますと、日々雇用職員等臨時職員分を合わせて8,600万円程度になるものと考えております。

3点目の応募につきましては、地域要件等を設けることなく広く公募いたしましたと

ころ、市内から2、県内で5、県内の市外ですが5、県外から1の合計8提案がございました。選定は、市指定管理者候補者選定委員会で審議、検討がなされました。実質的な審査に当たったのは3人ですが、その合計点において、現在の指定管理者が最高点でしたので、指定管理者の候補者となったものでございます。

画期的な業務提案があったかどうかは、各審査員の、3人の審査員の捉え方によるものではございますが、当時の審査結果を見る限り、現在の指定管理者が最高点をとった要素は、財務状況やその実現性等が評価されており、会社規模が比較的大きかったことが要因となっているように判断できます。

4点目の最低賃金についてでございますが、本市は市指定管理者制度導入及び運用ガイドラインというものを策定しております、この中の標準仕様書で、労働基準法等の遵守という形で、法定の最低賃金の遵守義務は課しておりますが、いわゆるワーキングプアを回避しようとする最低賃金というものを明示したことはございません。

こうした最低賃金を公募段階で常に示してはどうかということでございますが、最低賃金の引き上げは、労働者の生活力確保というメリットがある反面で、多様な労働供給を制限することにもなって、雇用確保性を阻害するという懸念がないわけではございません。そうしたことから、こうした最低賃金を示して公募している自治体というのは、現時点では全国的にも余り多くは存在してはおりません。本市では、他自治体の動向も見きわめつつ、当分の間は、公募で選考する際に、人員配置等の提案をよく審査しまして、不当な雇用関係が生じないように配慮してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま担当課長が答弁申し上げましたけれども、それ以外の部分につきまして答弁をさせていただきます。

まず、2点目の25年度以降に指定管理の検討または想定している施設ということでございましたが、検討いたしておりますのはグリーンプラザみやまがございます。現在の市の職員は、常勤一般職が0.4人程度、非常勤職員を合わせて4.8人程度と考えておりまして、当該人件費につきましては1,100万円ほどと考えております。

次に、3点目の積極的に市内の団体を選定する政策をとるべきとの御提案でございますが、私もそういった気持ちでおります。先ほどの提案に、指定管理候補者選定委員会の審査を尊重いたしまして指定したわけでございますけれども、今後につきましては、地元の市民団体等が優先的に指定されるような、選考基準の中で、そういった基準の点

数といいますか、そういった配慮を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、市長に再質問いたします。

4点ほど考えますけど、まず1つ目ですけど、先ほど課長のほうがずっと、各指定管理担当課で調べてくれた全体表から合計欄だけ答えてくれましたけど、その概要とすると、指定管理に出す前の市の職員の人件費、正職も臨時も含めて約8,400万円ほど、それが5,800万円ぐらいに減ったというふうな概要だろうと、約7割になったと。つまり、職員の人件費、市の職員に払う人件費は減ったけれども、委託料という形で出ているという、先ほどの私の当初通告どおりですが、7割なんですよ。人件費はやっぱり7割行っているわけですよ、外部に出したということであつてもね。

ということで考えると、例えばよく言われること、この何年間で山県市の職員の人数が減りました、人件費は何億円減りました、例えば50人減りました、4億円は減りましたとかという言い方をするわけですね、執行部の皆さんは。じゃ、そのうちの指定管理で出たのは何かというと、今の5,800万円ぐらいは人件費として、ちゃんと委託料というお金で出ているわけでしょう。ということですよ。退職とか新規不補充という形で職員数はとどめてはいるけれども、それまでの仕事は委託料という形、お金で出している。実質的に人件費で出しているわけですよ。そうすると、人件費の削減は、例えば4億減ったといったときには、6,000万ぐらいはやっぱりお金で出ているわけだから、真実は3.4億円減っただけじゃないのという視点を持つべきだと私は考えるんです。

そのあたり、市長は、今回の秋の地域の懇談会でも、昨年から何億円減りましたというお話をされましたが、そういったことも考えて、この10年間の山県市の指定管理では、6,000万円ぐらいは人件費でやっぱり出ているんですよという認識を持つ必要があると考えますが、いかがでしょうか。

さらに補足すれば、今も答えがありました。指定管理先の受託している利用料ですね。従来、山県市が一般会計に入っていたお金が2億5,000万ぐらいですか。それが今は指定管理先に行っているんですよ。だから、山県市は、職員の仕事する分はないけれども、人件費として6,000万ぐらい出し、各施設の利用料収入が2億何千万、そちらに行っちゃっているわけですよ。そうすると、指定管理って、かなりプラマイはゼロに近いんじゃないかなと思うんですが、そのあたりの市長の、概括的な見解で結構ですけど、いかが思われますか。

それから、2つ目としてお聞きしたいのは、最低賃金ということですが、岐阜県の最

低賃金は、昨年10月が707円、ことしの10月が713円です。今回、私がずっとこの表でお願いした中で、例えば社会福祉協議会も750円ぐらいですよ。最低賃金に近い。それから、どんぐり会も750円に近いんですよ。

そういった実態の中で、職員は1時間2,000円から3,000円で働いている仕事を確かに七百幾らのところに出せば、ある程度は減るけれども、それがちょっと過酷な労働を強いることにならないのかということをしっかり考えてほしいんですが、そういう意味では、今後は、最低賃金をちゃんと守るよという趣旨を委託契約の中にするんじゃないかと、山口市としてはもう少しここをねという水準を検討すべきではないかと。今まで検討したことはなかったんでしょうけど、その点について、いかがでしょう。法律が定める最低基準ではなくて、行政が仕事を出すんだから、もう少し上で設定するというものを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目ですけれども、今回調べていただいた中で、ドルフィン、県の指定管理で不正があったドルフィン、これは各自治体がそこで中止したことによって、それぞれみんなかえました。山口市は、大阪のハウズビルシステムにかわったということですね。何か新しいことをしているかといえば、先ほどの答弁にもあったし、私は担当課にも聞いていますが、特に何も変わっていないと、内容はね。じゃ、なぜわざわざ大阪の業者なんだろうという疑問が、市民の疑問は全くそのとおりでというふうに思います。

そこで、担当課にもちょっと聞いてみますが、実は正職は、大阪の会社の正の職員は1人で、月に2回来るだけ、山口市に。それで、集計してもらった表では、年間220万円のお金と向こうが言っているそうですね。1日10万円ぐらいですよ。臨時職員が何人もいます。臨時職員が一番チーフは、施設の管理者をやっている岐阜市の女性の方で、私はこの人がどうこうなんて言うつもりは全然ないですけど、ドルフィンの時代に管理者の現地の責任者だった人がそのまま今もやっているわけです。新しい会社になったのに、その人は前の人を採用しているわけですよ。それがいけないと言うつもりはないけど、この構造の問題、市長はわかりますよね。なぜ大阪に多額のお金に行くようにして、でも実際に働いている人は大阪から月に2日来るだけで、あとは岐阜市の人の責任者はかわっていない。それから、岐阜市や山口市の人も何人か採用されていますが、もちろん顔ぶれは幾らかかわったし、かわっていない人もいる。でも、基本的にはかわっていないんじゃないですか。じゃ、なぜ大阪に行ったのという、そこなんですよ。やっぱりさっき市長が言われたように、地元のことを明確に選べるような基準をとということがありましたが、その点に通ずると思うんです。

一応確認ですが、市長にお聞きしたいけど、月に2日しか本社から来ていないという

ことを知っていましたか。年間220万円ということを知っていましたか。それから、香り会館の実質的な現場の責任者は、臨時職員のドルフィン時代からの人であるということは知っていたでしょうか。この2つ、ちょっとお聞きしたいですね。

それから、4つ目として、指定管理の期間ですけれども、議会でも幾つかの意見も出ていますけれども、行政の答弁では、市のガイドラインとして、1回目の指定管理は3年、継続の場合、2回目以降は5年にするというのがありますので、そのようにしているだけだというのが議会で答えられています。通常は契約は1年なんですけど、指定管理においては、なぜ1年だけの単年度契約にせずに、3年とか5年とか長期にする理由、これは一体何なのですか。

以上、4つお聞きします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えします。

1点目の人件費につきましては、先ほどの数字の上では、大体7割ぐらいということでしたが、私は全く違う観点で見えております。それは、それぞれの従来からの、香り会館ですとか伊自良老人福祉センター、美山老人福祉センター、青波の福祉プラザ、山村開発センター、体育施設の総合体育館、そして有線テレビでございますけれども、おおむねこの中で人が、市の職員のかかわっていましたが、7人ほどございまして、その比較の中で、従来から賃金で雇っていた、市が事業主体となって賃金で雇っていた時代と比較しますと、それをトータルで比較しますと、余り削減額が少ないように見受けられますけれども、実質的には、全体で見ますと、例えて言いますと、昨年から行っておりますシーシーエヌ株式会社の有線テレビの施設運営につきましては、これは人件費だけではなくして、ちょうど今年度、従来からと同じ手法でいきますと、IP電話の投資に2億円ほどかかる。そして、27年だったと思いますが、このインターネットの…

〔「人件費について聞いていますから」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） それは全体で答えさせていただかないといけませんので、4億円ほどかかるということで、非常に大きな費用がかかるということでございました。そして、先ほどのテレビの利用料につきましては、2億円ほど入ってくるということはございましたけれども、そうした人件費のほかにも非常に大きな、いわゆる従来の子供市が投資を行ったイニシャルコストが、ああいった機械につきましてはある一定の期間で来ますので、そういったものもトータルでこの中に入っておりますので、ということは、その初期投資の4億円と2億円だけの、全くこの中に入っておりますので、人件費だけ

では換算できないということを思います。先ほどの人件費ということでございましたけれども、そして今の人件費の中でも、特に有線テレビにつきましては大幅に削減できているとの認識であります。

それから、最低賃金に対する基本的な考え方でございますけれども、当然最低賃金は守っていただくということでございますので、この点につきましては、今後の指定管理の方法の中で検討をさせていただきたいと思います。

それから、3点目の大阪の業者への月2回職員が、正規の職員が月2回ということでしたが、これは私は承知しておりませんし、そして従来ドルフィンでの指定管理でございましたが、ああいった事件が発生したことによりまして退いていただいたということもございます。そういった中で、継続して、先ほどお話を聞きますと、あそこで働いてみえる方が同じ方ということでもございましたけれども、私は具体的には承知していませんでした。ただ、ドルフィンの時代も、正規の職員が何人みえたかとか、そういった認識といたしますか、承知はしていませんでした。

それから、最後に指定期間でございますが、これは指定管理を相手に出す場合に、相手方の経営状況につきましても、やはり雇用の確保、それから、ある程度長期のスパンになりますと、経営の安定化もできるということで、それは私どもに対する、その期間が長くなることに対しまして、市民サービスのそれぞれの指定管理の質の向上が図られるという前提で、当初は3年、2回目以降は5年という形の方針を持っておりますが、これは本市に限らず、一般的に今の傾向の中ではそういうような状況で、長期での指定管理が、相手方の経営内容にも触れることになるかと思いますが、経営状況の確保のためにも、同じサービスを提供していただくなら、より有益なサービスの提供をしていただける長期の方法をとるという考え方で、現在は3年から5年という形にしております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、市長に再々質問しますけど、時間が随分たちちゃったので、コンパクトに行きますけど、先ほど市長は、地元の人たちができるような基準をこれからはということでした。それはぜひですが、そのためには、明確に市が発注段階、公募段階でそこをうたわないと、選定委員の方は、やっぱり今回の大阪と一緒にすよね。大きい会社だから安定じゃないかとせざるを得ないので、そこは発注段階で明確にさせていただくことが必要だと思います。

もう一つ質問ですが、もう時間がないから1つだけ。先ほどの3年から5年という期間ですけど、私は議員として、債務負担行為にこれは計上されていないことで、ふだん

わからない。今回はたまたまどんぐり会の更新でインターネットに一覧表が出ています。それで、すぐに全体像がわかりました、どこがあって何年かということは。

実は、総務省は平成22年12月28日に通知を全国の自治体に出しています。その中の8番目では、指定期間が複数年度にわたり、かつ地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合は、債務負担行為を設定することと明確にされているんですね。これに従わないところもあるようですが、私はやっぱり、議員だって市民だってそう。何もわからないんですよ。たまたまインターネットに更新の団体があったから出ているときだけしか見られないというのはおかしいわけです。

市長の先ほどの3年、5年の説明は、やっぱり長期にすることによって相手方にメリットがあるわけでしょう。ということは、ちゃんと出すわけだから、やっぱり法令上の債務負担行為に該当すると考えるべきで、それが説明責任を果たすことになると思うんですね。ですから、今出ていない現状はともかく、今度、来年の予算書からは、ぜひ今の幾つかの指定管理団体、何年から何年で、大体幾らぐらいというところを明示していただきたい。それが市民や議会に対する説明責任であり、国からの考え方の原則でもあらうと思いますが、指定管理を予算書に明記すること、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問の2点についてお答えをいたします。

当然、公募の段階で、地元の方に対しては、しっかりした明記の仕方での公募をしたいと考えております。

それから、債務負担につきましては全く想定しておりませんでした。今後検討させていただきます。必要なものは議会の債務負担行為の議決をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、3問目ですけれども、自治基本条例の進め方と骨格ということでお尋ねします。

自治基本条例づくりは、各地で進められているところの比較的新しい概念の取り組みです。そこで質問ですが、まず1つ目として、山口市の自治基本条例づくりは、今年度予算化されていますが、その進捗状況と進め方、成案の時期はいつと予定しますか。

2つ目ですけど、自治条例の関係について、全国各地で試行錯誤が進んでいます。私は、前例などを見ていて、まず大原則の自治基本条例がトップに存在し、その次に行政条例、行政基本条例、あるいは議会条例、議会基本条例と、それから市民条例、市民基本条例ですね、こういったもの、基本が1つあり、その後に3つの骨子があるという、

これを対等な位置につくるのが望ましい姿だと考えます。なぜなら、市民も行政も議会も、それぞれ位置づけや成り立ち、意図、思い、直面する現実、その他もろもろ違うわけですから。私のこの質問での提案を市長はどう考えるのでしょうか。市長が望ましいと考える形式やイメージはどのようなのでしょうか。

3つ目として、ともかく新しい制度をつくる時は幾つかのパターンがあって、まずトップですね、骨格、頭をつくってから次に行く方法と、その逆の方法、具体的などころから積み上げていくという方法があります。私は、全国的にもまだ試行錯誤の状態であること、そして実行してみて、時代や状況の流れとともに柔軟に変えることも必要であること、このようなことの経験が浅い山県市であるということなどを考えれば、先ほど申し上げた3つの骨となる基本をそれぞれ作り上げてから、最終的に山県市自治基本条例をまとめるというのが適切だというふうに考えます。つまり、時期については無理に統一する必要性は少ないわけですから、それぞれ3者が相お互いを見つつも、それぞれ独自につくれば足りるというふうに考えます。このような進め方について、市長はどのように考えるのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の進捗状況につきましては、現在、担当課が学識経験者の選考に当たりつつ、自治基本条例策定委員の公募をし、委員の選考をしている段階でございます。また、各種団体などからの委員も選考中でございますが、議会側からも2名程度の代表委員に加わっていただけないかと考えております。そして、年内には第1回の会合を開催したいと考えているところでもございます。

その後につきましては、本市の現在と将来を見詰めていき、当面は、まず都市宣言の候補案を検討していただきたいと考えております。こうした段階ですので、成案の時期を具体的に決めているわけではございませんが、ただ、委員の任期を2年といたしておりますので、この期間内に草案をまとめることを1つの基準と考えております。

2つ目の自治基本条例を上位とし、行政、議会、市民の基本条例をそれぞれ対等な下位の条例とする考え方につきましては、基本的には私もそんな思いでおります。ただ、下の下位の3つの基本条例がそれぞれ全て必要かどうかにつきましては、今後検討していく中でのテーマの1つだとも考えております。

3点目のこの3つの基本条例を作り上げてから、最終的に自治基本条例をまとめるというのはどうかということですが、私はそれぞれが並行して進められてもよいと考えております。あえてどちらかを先にすべきとするのであれば、私はむしろ、ま

ず自治基本条例をつくり上げてから、必要に応じて個別の基本条例をつくり上げていく
ほうが望ましいのではないかと現段階では考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長にお聞きしますけれども、2年間程度でつくっていきたくと、
そういった御意見でしたけれども、じゃ、原案がそういった人たちから出されてくる、
会議から出てくると思うんですが、そのときに市長としては最終的に、条例ですから、
原案をつくって議会にかける必要がある。市長として、出てきたものを、じゃ、そのま
まいくのか、修正を加えるつもりなのか、ここは大事なところだと思うんですが、どん
なおつもりでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 私の意見といたしましては、まずその原案を見させていただきな
がら、具体的に内容を検討させていただいて、その時点で考えさせていただきたいと思
っております。

○議長（藤根圓六君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

13日に予定しておりました一般質問は本日全てを終了いたしましたので、13日は休会
としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。したがって、13日は休会とすることに決定
いたしました。

14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後4時03分散会

平成24年12月14日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成24年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 12月14日（金曜日）

○議事日程 第4号 平成24年12月14日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第98号 山県市土地開発基金条例の廃止について
- 議第99号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について
- 議第100号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山県市水道法施行条例について
- 議第102号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第103号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第104号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 指定管理者の指定について
- 議第106号 市道路線の認定について
- 議第107号 市道路線の変更について
- 議第108号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第98号 山県市土地開発基金条例の廃止について
- 議第99号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について
- 議第100号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山県市水道法施行条例について
- 議第102号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第103号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第104号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 指定管理者の指定について
- 議第106号 市道路線の認定について
- 議第107号 市道路線の変更について

- 議第108号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 討 論
- 議第 98号 山口市土地開発基金条例の廃止について
- 議第 99号 山口市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について
- 議第100号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山口市水道法施行条例について
- 議第102号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第103号 平成24年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第104号 平成24年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 指定管理者の指定について
- 議第106号 市道路線の認定について
- 議第107号 市道路線の変更について
- 議第108号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第 6号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第 7号 山口市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第4 採 決
- 議第 98号 山口市土地開発基金条例の廃止について
- 議第 99号 山口市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について
- 議第100号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山口市水道法施行条例について
- 議第102号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第103号 平成24年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第104号 平成24年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 指定管理者の指定について
- 議第106号 市道路線の認定について
- 議第107号 市道路線の変更について
- 議第108号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第 6号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

- 発議第 7 号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
 日程第 5 質 疑
 議第109号 情報系システムサーバ等更新業務契約の締結について
 日程第 6 討 論
 議第109号 情報系システムサーバ等更新業務契約の締結について
 日程第 7 採 決
 議第109号 情報系システムサーバ等更新業務契約の締結について
 日程第 8 発議第 8 号 敦賀発電所 1 号機、美浜発電所 1 号機・2 号機の40年廃炉を求
 める意見書について
 日程第 9 質 疑
 日程第10 討 論
 日程第11 採 決
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員会委員長報告
 議第 98号 山県市土地開発基金条例の廃止について
 議第 99号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資
 格を定める条例について
 議第100号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について
 議第101号 山県市水道法施行条例について
 議第102号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第 5 号）
 議第103号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 議第104号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2
 号）
 議第105号 指定管理者の指定について
 議第106号 市道路線の認定について
 議第107号 市道路線の変更について
 議第108号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第 2 委員長報告に対する質疑
 議第 98号 山県市土地開発基金条例の廃止について
 議第 99号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資
 格を定める条例について

- 議第100号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山口市水道法施行条例について
- 議第102号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第103号 平成24年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第104号 平成24年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 指定管理者の指定について
- 議第106号 市道路線の認定について
- 議第107号 市道路線の変更について
- 議第108号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 討 論

- 議第98号 山口市土地開発基金条例の廃止について
- 議第99号 山口市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について
- 議第100号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山口市水道法施行条例について
- 議第102号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第103号 平成24年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第104号 平成24年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 指定管理者の指定について
- 議第106号 市道路線の認定について
- 議第107号 市道路線の変更について
- 議第108号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第6号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第7号 山口市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第4 採 決

- 議第98号 山口市土地開発基金条例の廃止について
- 議第99号 山口市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について
- 議第100号 山口市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山口市水道法施行条例について

	議第102号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第5号）
	議第103号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議第104号	平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議第105号	指定管理者の指定について
	議第106号	市道路線の認定について
	議第107号	市道路線の変更について
	議第108号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	発議第6号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
	発議第7号	山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第5	質 疑	
	議第109号	情報系システムサーバ等更新業務契約の締結について
日程第6	討 論	
	議第109号	情報系システムサーバ等更新業務契約の締結について
日程第7	採 決	
	議第109号	情報系システムサーバ等更新業務契約の締結について
日程第8	発議第8号	敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉を求める意見書について
日程第9	質 疑	
日程第10	討 論	
日程第11	採 決	

○出席議員（14名）

1番	恩 田 佳 幸 君	2番	山 崎 通 君
3番	吉 田 茂 広 君	4番	上 野 欣 也 君
5番	石 神 真 君	6番	杉 山 正 樹 君
7番	寺 町 知 正 君	8番	尾 関 律 子 君
9番	横 山 哲 夫 君	10番	武 藤 孝 成 君
11番	藤 根 圓 六 君	12番	影 山 春 男 君
13番	村 瀬 伊 織 君	14番	後 藤 利 瑗 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	松 田 勲 君
教育長	森 田 正 男 君	総務課長	船 戸 時 夫 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	神 原 義 広 君
市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	笠 原 秀 美 君
健康介護課長	田 原 修 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	山 口 広 志 君	水道課長	服 部 正 己 君
国体推進課長	谷 端 良 夫 君	会計管理者	棚 橋 和 良 君
消防長	渡 辺 晴 臣 君	学校教育課長	宮 川 誠 君
生涯学習課長	江 崎 護 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書記	林 強 臣
書記	大 野 幹 根		

午前10時00分開議

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（藤根圓六君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 杉山正樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長（杉山正樹君） それでは、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月6日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第98号、議第102号及び議第106号から議第108号までの所管に属する条例案件2件、予算案件1件、その他案件2件の5議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第98号 山県市土地開発基金条例の廃止については、市の普通財産としての扱いと企業誘致の関連について。議第102号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第5号）（総務産業建設関係）では、土地開発基金繰入金の内容及び土地開発基金土地購入費の内容。岐阜クリーン農業生産支援事業費補助金の内容。清流の国ぎふ森林・環境基金事業において、事業主体件数と内容。緑資源幹線林道受益者組合費、組合負担金の内容と今後の事業の方向性。補正予算給与費明細書で、職員の退職等による増減分と異動等による増減分の内容。議第106号 市道路線の認定については、認定の基本的な原因及び内容。議第108号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、条例を改正することにより減額となる額と今後の動向について質疑応答がございました。

採決の結果、議第98号、議第102号及び議第106号から議第108号については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉を求める意見書について、審議の結果、採択を望む意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択し、本委員会発議として議長に提出することに決定をいたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 尾関律子君。

○厚生文教常任委員会委員長（尾関律子君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月10日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第99号から議第105号の所管に属する条例案件3件、予算案件3件、その他案件1件の7議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第102号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第5号）（厚生文教関係）では、高富中央公民館の耐震補強工事に関する国庫支出金返還金及び返還金利子に関し、エアコンの台数と金額の内容及び利子率について。県への申請時点でエアコンを補助金対象とする検討について。議第105号 指定管理者の指定については、施設の使用と耐震診断との関係について。指定する期間の年数の考え方について等の質疑応答がございました。

採決の結果、全議案とも、全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第98号から議第108号及び発議第6号、発議第7号の13議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第98号から議第108号及び発議第6号、発議第7号の採決を行います。

最初に、議第98号 山県市土地開発基金条例の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第99号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第100号 山県市下水道条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第101号 山県市水道法施行条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第102号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第5号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第103号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第104号 平成24年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第105号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第106号 市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第107号 市道路線の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第108号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りい

たします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

発議第6号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

発議第7号 山口市議会会議規則の一部を改正する規則について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第5、質疑。

議第109号 情報系システムサーバ等更新業務契約の締結についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、資料の7ですね。一昨日追加上程された議第109号 情報系システムサーバ等更新業務契約の締結についてという議題についてお尋ねします。

まず、突然出てきてということで、しかも11日に入札を行い、12日の議会に上程されたというごく短期であるということ、本会議でしか質疑ができないということなどで、さらに加えて、非常に低価格で入札をしているということ、それから中央電子という、9月議会でも6月議会でも私がここが寡占状態にあるのではないかと指摘してきたところが落としているということで、何点かお聞きしたいということで、数字が必要ですので、事前に担当課のほうに昨日質問したい項目もお伝えしつつ、行います。まず、最初の質問では、お伝えしたとおりにお聞きします。

まず、この事業の必要性ということですが、実施しなかった場合、あるいは実施した場合のメリットとかデメリットというのは一体どのようでしょうか。

2つ目ですが、その次に、当初に市がどういう事業の内容を予定し、それがど

のように変わったかといったようなことの概略を時系列で確認いたします。

それから、私のほうからですけど、まず予算をつくるという段階、予算原案の策定までについてですけれども、3つ目として、担当課において、予算要求のために業者から見積書を徴収するわけですが、これがあると思いますけど、その依頼日、それから依頼した業者の名前、業者ごとの実際に見積もりが出てきた取得日、それから示された見積もり額、これは幾らでしょうか。当然、そこでは、業務の内容、こういった機器とかソフトとかという概要も示されていると思いますけれども、それが担当課がこういうものについて見積もってくれと出したものと違うのか。実際に過去違ったケースもありますので。あるいは、そのままで見積もられたのかということ、どのようでしょうか。

それから、4つ目ですけど、その業者を、見積もりを徴収する、予算をつくるための見積もり、前年秋の段階です。その相手方として選定した理由ですね。6月議会でも、教育委員会について、この場で、初めから見積もり業者が落としているのは、結果的にそうでしたから、おかしいじゃないかということ、9月にもお話ししました。

次に、予算とその業務の内容の確定という作業が進んでいると思うんですけども、5つ目として、その見積もりを前提に担当課が行った予算要求の額ですね。最終的に課として幾ら予算を要求しよう、何をしようということですね、その内容。最初に業者から見積もりをとったときの気持ちと、そのときの気持ち、見積もりが上がって後の気持ちは違うこともあるんですが、その変更部分があれば、そこを示してください。

それから、6つ目ですけど、最終的に市長の査定に至ると思うんですけども、そのときに確定した予算の額と内容ですね。変更があれば変更があった、なければなかったというところをお願いします。

それから、3月議会で予算が通ったわけですが、その後、予算の執行年度になると、設計金額というものを各課で出すと思うんですが、それに基づいて入札の事務が進むと思います。その関連ですけど、予算の確定ということを前提に、設計金額というのは、この議案の資料では2,725万8,000円というふうに示されています。それから、次の質問、7、8とお話ししましたが、一緒ですけど、予算の議決ですね、3月の。それから、設計金額を確定する段階について、これも教育委員会でもそうでしたが、業者からまた見積もりをとって設計金額を決めていたということです。今回のこのサーバーの案件についてはどうでしょうか。先ほどお聞きした業者から設計金額のための見積もりをとったのかとか、その額とか、内容の変更とかがあれば、そこを説明してください。

さらに、設計金額が決まって入札に入ると思うんですけれども、入札までについてということで、入札の日というのは、議会の提案の前の12月11日ということが提案説明でされたと思います。なぜこの時期に、12月の時期としたということ、その経過とか理由、あるいは事情があるかと思いますが、そのあたりの説明をお願いします。

それから、この種の業務というのは随分たくさんあると思いますし、教育委員会でもっとたくさんの業者が挙がっていたと思うんですけれども、今回は6社、しかも1社は辞退しているということですが、私から見ると少ないんじゃないかと、この業界にしては。ということなんですが、その理由は何でしょうかということ。実際にたくさんある中で、この6社を指名したということの選定理由、その概要をお願いします。

それから、次に、実際の入札が行われたということで、設計金額2,725万8,000円に対して、予定価格は2,456万5,000円というふうに決められたということで、これは89.7%ですね。設計金額に対する予定価格は89.7%と計算されます。予定価格をこの額とした理由ですね。約90%と置いた理由は何かということ。それから、予定価格の決定した日、それから決定したのは誰かというところを説明してください。

それと、じゃ、入札が済んでということで、議案の資料にもありますけど、契約金額ですね。これは消費税も加えるということですが、予定価格の2,456万5,000円に対する契約金額1,050万円というのは42.9%と議案資料にも書かれています。もとの設計金額というところと対照した数字、パーセントを言う自治体も結構多いわけですが、山口市は予定価格に対するパーセントを普通示しているわけですが、もとの設計金額に対する今回の契約金額を計算すると38.5%と、40%を切っているわけですね。非常にまれな例だし、山口市では過去になかったぐらいではないかと思うんですけれども、もちろん安いにこしたことはないんですけれども、俗に言う低価格入札ということで、いろんな懸念が出てくる。これもまた当然だろうと思います。ということで、この低価格であるということを受けて、市としては何か行ったかということ、あるいはその結果どうだったかということですね。

それと、最後ですけど、この中央電子というところと契約したいという議案ですが、じゃ、この中央電子、先ほども何度も言いましたが、教育委員会も随分中央電子だし、消防もそうだし、市の防災無線もそうですけど、山口市の業務の受託金額とか主な業務内容、それから、こういった分野における山口市の市役所の業務の中で、中央電子がどれくらいの率を占めているのか。俗に寡占率と言ってもいいくらい占めていると思うんですけれども、そのあたりの数字を、あるいは状況をお示してください。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） ただいま13点ほど御質問いただきました。私のほうから12点回答させていただきまして、1点につきましては、入札関係の事務局の企画財政課長から答弁させていただきます。

それでは、まず第1点目の事業そのものの必要性と、また、そのメリット、デメリット関係でございますが、本事業の必要性は何かでございますが、そしてメリット、デメリットを一緒にお話しさせていただきます。

この業務は、それぞれの職員が使用しているパソコン、私ども1人1台パソコンと呼んでおりますが、これのサーバーを更新するものでございます。当然、このパソコンを使いまして、私どもはワード、エクセルを活用した文書作成または表計算事務を行っておるわけでございますが、そのほかとしましては、文書管理、メール、本年から導入しました総合行政情報システム、例規集の検索、そしてインターネット等、幅広く活用させていただいております。

現在使用中のサーバーが5年を経過しますので、来年の3月31日で保守が切れるため、今後の故障が発生した場合には修理不能となりまして、システム停止によって業務が停滞することを招くこととなりますので、そういうことをなくすために、今後の行政業務の継続性と情報資産の安定した運用を図るために必要としたものでございます。

続きまして、2番目の当初に市がどういう事業内容を予定して、それぞれどのように変わったかということでございますが、これを時系列ということでございますが、この事業自体は、旧の合併前の町村でそれぞれこのシステムを活用しておりまして、合併した15年度に一度市として調製しました。そして、平成19年度に更新して、今回新たに更新をしていくというものでございます。今回、当初はハードウェア機器の単純な更新を予定いたしましたが、導入費用を抑えながら、現行機器構成以上の安全性と安定性を確保できる機器の構築を検討しました。その結果として、サーバー機器の集約化による消費電力の削減と設置スペースの効率化、サーバーの冗長化による障害復旧の迅速化にすぐれるサーバー仮想化を採用しておるわけでございます。

続きまして、3番目の予算議案の策定までの流れでございますが、まず予算策定に伴いまして見積書を依頼したのは、昨年10月の13日ごろでございます。業者につきましては、今回の予定業者であります中央電子光学株式会社1社でございます。見積書は10月25日に提出をいただいております。そのときの見積もりの提示金額としましては2,835万円でございます。それで、私どもが示した内容との違いでございますが、私どもが指示した内容で見積書をいただいております。

そして、今の当該業者から見積もりを徴収した、選定した理由は何かということでご

ございますが、19年度に導入しましたこの機器は、現在の中央電子光学株式会社が導入・構築業者でありますので、機器構成を把握しているために、中央電子光学から見積もりを徴収いたしました。

そして、5番目の予算要求の額及び内容でございますが、こちらにつきましては、私ども予算要求は、2,835万円を予算要求いたしました。その内容としましては、サーバーが9台、バックアップストレージが4台、OA室の無停電の電源装置1台、ファイアウォール1台ということで要求しまして、企画財政課の査定を受けて、満額要求どおりでございました。

6番目の今度は市長査定に向けてでございますが、ただいま申し上げた金額、納品内容で、要求どおり変更はございませんでした。

7番目は、議員も提示されておりますように、設計金額につきましては2,725万8,000円ということでございます。

続きまして、8番目の予算議決後から設計金額を確定するまでの間の先ほどの見積もり徴収関係でございますが、こちらにつきましては、設計金額を確定するための段階でございますが、株式会社トーエネックと中央電子光学株式会社の2社から見積書を徴収しまして、それをもとに担当のほうで設計金額を積算いたしました。それで、依頼日につきましては、両社とも10月の26日に依頼しました。いただきましたのは、11月7日ということで期限を決めておりましたので、11月7日にいただいております。向こうの見積もり金額でございますが、トーエネックさんは2,835万、中央電子光学さんは2,782万5,000円という見積もりでございます。これをもとに、私どものほうで設計をつくったわけでございます。

それと、なぜこの業者から見積もりをとったということにつきましては、まず株式会社トーエネックさんは、合併時の情報関係のシステムを導入したときの導入・構築業者であります。そして、現在は、平成19年からでございますが、中央電子光学株式会社さんが現行の機器の導入・構築業者であるということから、現在の機器構成を把握されているということで、2社から見積もりを徴収いたしております。

続きまして、9番目の入札日までの関係でございますが、12月とした経過、理由等につきましては、ことしの9月に、OSというサーバーの機種関係でございますが、それそのものが数年ぶりに新しく更新されると、新しい機種が登場するということでございましたので、その新しい製品を導入していくということで、それ以降に設計をしてきたということと、現在活用させていただいておる機械が、先ほど申し上げました5年で、来年3月31日で保守も切れるということから、来年4月1日以降本格稼働できるように

ということで、この時期にさせていただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

続きまして、10番目の選定業者の数が少ない等々につきましては、私ども山縣市建設工事指名競争入札参加者選定要領の第5条によりまして、予定価格130万円以上1億円未満の場合は、業者数は5以上としております。そのことから、一応今回は6社を選定したわけでございますし、選定理由につきましては、過去に納入実績及び指名実績があり、さらに仮想化環境の構築・設定・設置業務が可能で、かつ機能障害が発生した場合に、私どもから通知後1時間以内に復旧作業が開始できるというような条件で業者を選定させていただいております。長時間復旧ができないと、事務に支障、市民の皆さんに迷惑をかけるということで、1時間以内ということで設定させていただいております。

11番につきましては、後ほど企財課長から答弁させていただきます。

12番の低価格であったということを受けてでございますが、低価格入札を受けまして、私どもとしましては、落札業者から納入の製品等の聞き取り調査を行いました。その結果、NECの製品を使うということで報告いただきました。それで適当と判断したものでございます。

最後の13番目の中央電子にかかわる本市での業務の寡占率関係でございますが、こちらにつきましては、中央電子光学でございますが、平成22年、23年、24年度の3カ年分の調査しかできなかったわけでございますが、その分につきまして回答させていただきます。3年間で中央電子光学が市の業務を受けておるのは、1億9,700万程度受注されております。その内容としましては、総務課関係でのJアラートと同じく、先ほどの情報システムの関係での庁舎内のネットワークの整備工事、これは消防関係だと思っておりますが、気象観測システムのサーバーの更新でございます。特に今年度は、御承知のように、議決いただきました消防救急デジタル無線の施設整備工事ということで1億6,400万、これを受注されているということで、先ほどの3年間の1億9,700万の中の83%を受注されているということでございます。IT関係に関しましては、3年間で約24.3%が寡占率という状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 入札に係る予定金額のお尋ねに対してお答えさせていただきます。

設定理由と予定価格の決定日、決定者とはということで、設定理由でございますが、本設計書が、今御説明ありましたように、業者見積もりがベースの設計ということがありまして、高どまりを抑制するということで、基本的な考え方として1割を歩切りにした

ものでございまして、決定日は11月30日、決定者は市長でございます。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 短期にいろんなことを調べていただいて、ありがとうございます。

では、再質問ですけど、ちょっと質問項目によって答弁していただく方はかわると思いますが、まず今のお答えの中で、9項目めでしたか、9月に新しいOSが出るという情報を前提に、そこまで待っていたという趣旨だと受けとめます。要は、単純に言えば、もっと早くできたのにというところを、9月に新しいOSが出るということということでしたけれど、じゃ、それは具体的にどれをとるところ、具体的に説明を加えてください。それは総務課長かな、と思います。

次に、市長のほうに確認したいんですけども、今の答弁の趣旨というのは、ずっと前から、合併当初からとか、平成19年からとか、中央電子が入っていましたというようなことが前提で、予算をつくる見積もりの段階から中央電子ありきだったわけですね。これは、6月のこの場でも、教育委員会の学校でのパソコンの関係も中央電子だったということとか、9月でもその話をしましたね。そういったことと、中央電子が非常にウエートが多いということはおかしいんじゃないかということはお話ししてきました。

それで、お聞きしたいわけですけども、まず、その予算をつくる時の手続が適正で、透明性が高いものなのか、公正なのかという観点です。それは、従来から入っているのが中央電子だから、中央電子から見積もりをとりましたという今回の件、あるいは教育委員会の件も含めてですけど。そして、設計金額もそこからとるということは、いつもお話ししているように、業界では、ああ、これはあそこが落とせよということなんだと、ある種、天の声に近いものと受け取るということによく言われるわけですね。そのあたりについて、市長としては、これは適正というふうに考えているのでしょうか。

それから、次ですけども、中央電子が寡占状態ではないかという観点でお聞きしましたが、先ほど24%ぐらいというのは、これは過去3年間ということでしたけど、じゃ、平成19年からというから、その分を含めればもっと率は上がるんだろうし、例えば合併してからの山口市全体に光ケーブルを張るという情報化、これは最終的に25億ぐらいだったと思うんですけど、これはトーエネックとか、そういったところがやった。その後続いた市全体の防災無線、各戸に無線を張り、市の設備も整える。これは10億ぐらいだったと思うんですが、これは中央電子なんですよね。そうすると、市の業務の中で、いわば電子的なものとかデジタル的なものを中央電子が担っている分、合併してからずっと見ると非常に大きな額だと思って私は質問したんですが、とりあえず3年分では24%

ということでした。そういったことを前提に、私は、本当にここに任せていていいのかなというのが、ずっと6月も9月も指摘している。

教育長に確認したいんですけど、教育委員会は、去年、ことしと学校のパソコン、中央電子で入れてきて、来年も入れて完結という話ですけど、じゃ、来年の予算の見積もり、中央電子でとっているんですか。どこでとっているんでしょう。そこはもう今からありきじゃないですか。その確認は今からしておかないといけないなど、関連してね。中央電子がいいかどうかという意味ですよ。ということです。

それから、もう一点ですけど、これは市長にお聞きしますけれども、先ほど一応、低価格ということで調査をした。その答えはというと、納入製品がNECであるということで、いいんじゃないかという答弁でした。果たしてそうなんだろうかということなんですけれども、山口市では、ことしから低入札価格調査制度というのを設けているということで、この制度というのは既に動いているわけですけど、実際にこの適用例はことし、本年度あったんでしょうかということね。その点と、それから、じゃ、この制度は、法律に基づいて自治体がやらなければいけないのか、それとも山口市、市長の政策として今年度から低入札価格調査制度を動かしているのかということ、法律か政策なのか、どちらでしょうかということです。

じゃ、3つ目ですけど、今回の件でこの制度を適用しないのかということです。私は、多分、想像するに、その要領を読んでも、建設工事と書いてあるから、建設工事じゃないですからという答えが来るんだろうけど、その精神は同じだと思うんですよ。そうすると、やはりその趣旨を適用して、その視点で点検する必要があるのではないかと思うんですが、市長はいかがでしょうか。

以上、再質問です。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） まず、私のほうから、9月の新製品の関係でございますが、先ほど申しあげましたように、私ども、当初の見積もりは、現行のサーバーを9台入れていくということで計画しておりましたが、その後、いろいろ担当のほうで調査した結果、新たに申しあげたサーバー仮想化環境ということで、1台のサーバーの中に幾つものサーバーが仮想化できるということを受けまして、それと、先ほど申しあげましたように、新しい製品が出るということで、出だしすぐですと、やっぱりいろいろふぐあいが生じますので、ある程度それを眺めた上で導入しようということで、11月ごろに設計がかかったという状況でございますので、一応、仮想化関係のサーバーということで御理解賜りたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、まず先ほどの1点目の見積もりが中央電子からとっておることが適正かということでございますが、これは2問目にも関係しますけれども、工事とは違いまして、製品を買うわけでございますので、製品というのは、今回、先ほど申しましたように、NECの製品を相手方が選んで納入される。これに、例えば他のメーカー、パナソニックとか富士通とか、ほかのメーカーのものを、それぞれ選ばれた業者の方が選ばれるということで、見積もりをとったから、そのところが優先的に寡占的に、その単価の構成が、相手方にそういった心配というものは、私はないような気がいたしております。そういったことから、公正、適正に執行されておるということを考えますし、また、2つ目の法律か市の政策かということでございますが、これは地方公共団体に対する入札契約適正化法という要請に基づくものでございますが、あくまでもこれは物品の購入ではなく、工事を請け負った場合の、一般の土木工事ですとか建設工事ですとか、そういったものへの対象でございますので、今回のような物を買う、製品を買う、そしてその製品がメーカーを特定しなければ、当然公正な価格構成での入札になるということを考えております。

そして、3点目のその制度の適用ということでございますが、先ほど申し上げましたように、物と製品と工事とはまた別のものでございますので、基本的には公正な考え方ということでございますが、根本的に違っていると思います。

○議長（藤根圓六君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 私のほうへは、来年度予算を見積もるときの、来年度で、例の9月議会に出ささせていただいたものの完結になりますので、そのことの御質問でございました。当然、そういったことを二度とという意味で、2社以上の見積もりということで努力してまいりましたが、実は今、ちょっと課長がおりませんけれども、会社名の記憶がちょっと今薄れたので、確かめていただいたんですが、たしか6月のときはハイパーブレインで、1社の見積もりということで御指摘を受けたと思いますが、予算の段階ではそういうことのないようにということで今進めております。ということでございます。ちょっとお待ちください。担当者がきょうはちょっといないので、確認できません

でしたが、後ほどまた答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 今の教育委員会の業者は、先ほど出ましたハイパーブレインで間違いございませんので、中央電子ではございませんので、お願いします。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今、最後のちょっと認識違いがある可能性の指摘は、ちょっと一回確認しますけれども、見積もりをとった業者ではなくて、導入業者ですよ、3年間。

市長に再々質問しますけれども、1つは、契約を延ばすということは、例えば入札で談合の指摘があったときなんかもすることがあるんですけども、今回、やはり非常に低価格でということの懸念を私は持って質問しています。答えは、NECだからいいんじゃないかと、課長も市長もその趣旨ですよ。物を買うということの関係でということでしたが、私は、一定のこの結果を見て、契約を延期する、調査をする。それがたった入札日1日の調査ではなくて、延期をするという行政側の行為が、業者に対して、もちろん今回の案件の中央電子に対してもだし、他の案件でもそうですよ。山田市は厳しくしているなということを見せるためには、慌てて契約するのではなく、非常に低価格だから心配だから、慎重に審査します、厳しく審査しますということをする必要があるのではないかと思います。ある種、ポーズと見えてもいいわけですが、そのことの意味を考える必要があると思うんです。

それを、結果として非常に安かった、40%前後だったと。聞いたら、NECだからいいでしょうとあって、すっと次の日に議会に出す。それは非常に安易であると映るんですね。今後に対しても、特に先ほどの建設工事の低価格調査は適用しないという明確な方針を持っているならなおさらですけど、物品購入についてですね。市のほうは厳しく調査しますということを見せるためにも、契約延期をすべきではないかというふうに今の答弁を聞いても思います。

先ほど、最初の答弁では、3月に更新しなければいけないと。しかも、9月に新しい機種が出たというはざまで、今がリミットの、しかもここしかない時期だという趣旨だと思いますけど、それでも、まだ延ばすことはできるだろうと考えます、まだ12月ですから。そういうふうに、業界に対する山田市の厳しい姿勢のポーズを見せるということには必要ではないかという意味では、きょう議決するのはいかなものかと思いますが、市長は、そういう姿勢、多分また1月には臨時議会があるんだろうし、そういったときでも間に合うとも考えられるわけですよ。その点について、市長はどうお考えなんでし

ようか。業界に対する山県市の姿勢を見せるということです。

それから、2つ目ですけれども、19年に導入していた中央電子だから、今回ありきで、ずっと見積もりをとるところから進んできたという答弁でした。というふうに考えていくと、教育委員会のお話でもお話ししましたが、いっそ2年、3年とか債務負担を組んで、初めから業者と交渉したほうがいいのではないかと。しかも、OA関係はほとんど毎年、それこそ毎月新しいものが出ますから、それと当然、その都度都度新しいものを入れるということは、きちっと交渉の前提として約束した上で、何年かのスパンでおたくに任せますよという債務負担を組んだほうがずっと安くなる可能性があるのではないかと思います。そのあたり、市長はいかがお考えでしょう、市のもっと広いところについて。今の状況は、何となく、ずっと過去を振り返って見たら、いつの間にか中央電子が随分とっていますねというふうなところに気がつくような状況なんですけれども、もっときちっとした視点と、全体、市役所の業務のシステム全体を見て、業者をどう定めていくのかという視点が必要じゃないかと思います。その点、例えば債務負担という組み方をして、初めから交渉するという点についてはいかがでしょうか。

もう一点ですが、じゃ、ここまで、今後もっとこの会社の寡占率、山県市をコントロールする率はふえると思うんですよ。それが一概に悪いとは言えないという、OA関係というのはそういう性質があるということは私も思います。それで、じゃ、山県市はそうだったら、いっそこを中心にして全部やらせてもらおうよという方向性を持って組んでいく。そのほうがずっと効率的に思える部分もあるはずですよ。そういったところの検討。多分、感覚的にどっちなんだろう、どっちもいいところ、悪いところがあるねというぐらいは誰でも思うんですが、真面目に、じゃ、ここに全部任せてみたら、もっとより効率的に安くできるのではないかと。これを正面から検討してはどうかということも私は頭の一方で考えますが、市長はそのあたり、あるいは今後についてどうでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 1点目の御質問でございますが、先ほどお答えさせていただいたとおりで、物品に対する考え方は変わりございません。

それから、2点目のこういった入札に関しまして、債務負担という行為は全く想定できないんですけれども、また検討はしてみたいと思います。ちょっと今、内容がよく理解できませんので、お答えできません。

3点目は、全て任せる。全て任せるんですか。一度検討してみたいと思います。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

石神 真君。

○5番（石神 真君） 他の議員が低価格と言っておりましたが、本当に見積もりをとる時点で、あとの5社ですか、1社は辞退し、どう考えても、はなからこの金額なら何とかとれるという設定のもと、上積み設計金額が書いてあるのではないかと。どう考えても、これは半値半額じゃないですけど、いかにもおかしい。一応、基本価格、販売価格の製品を使うかもわかりませんが、いろんなところに話を聞きますと、前にもありましたが、同じクラスの製品を使うならメーカーをかえてもいいと、そういうような文言が前、たしか教育委員会のとときにあったと思いますが。

それと、やはり先ほど言われたように、これ、1日、2日で審議をしろというんなら、一番最後のページの数量と台数、これが書いてありますが、大体、もう少し細かい資料をつけていただきたい。最初の設計単価はこれだけで、これ1つはこれだけだと。あと、工事費幾ら、だから、ここまで削って、企業努力をして、これだけになりましたよという説明をいただきたい。他の議員が言われたように、ある程度業者のほうにも市がきちっとした対応をとるといふ形も必要ではないかと。それと、説明するのなら、もう少しきちっと細かい資料もつけて出していただきたい。ただ、これでどうですかと、いかにもばかにしたような、言葉は悪いですが、ばかにしたような案件で、決まりましたから、よろしくお願ひしますと。ちょっとふざけておるのではないかと。もう少しきちっとわかりやすい説明をつけて、このようになったというようにしていただきたいし、やはり一番最初に言いましたが、約3,000万近いやつが1,000万、3分の1。どう考えても、普通なら赤字ですよ、こんなもの。それをよくこの価格で、先ほど市長も言いましたが、適正だったと言われていましたが、その点について、市長、どうですか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 今回の案件につきましては、低価格ということでございますけれども、これは土木工事もそうでございますが、一定の価格に対しての議会の議決をいただくということで、その審議していただく内容は、それぞれの細かい内容まで……。

予定価格の2,000万以上ということでございますけれども、その細かい内容を審査するのは、低価格での担当課の、審査基準に基づいた担当課での審査ということでございますので、議会におきましては、この物品につきまして、特段のまた別の要件があれば別ですけれども、一般的には、こうした提示の仕方、議案の提示の方法で、一般的なものと考えております。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

石神 真君。

○5番（石神 真君） 今、建設関係と違つてと言われましたけれども、低価格は低価格、

2,000万以下と言われましたが、もしこの議場でそのように細かい説明をする必要がないというのなら、常任委員会にかけて、常任委員会できちっと細かくやらないかんじゃないですかね。日にちがないから常任委員会にかけないと。付託案件できちっと精査してもらわなあかんのやないですか、これ。これはどうなんですかね。別に日程がなかったら、あれですけれども。

それと、何度でも言いますが、土木工事だけではなく、やはり物品関係でも、毎回、僕、言っておるんですけど、最低価格を設けたらどうですか。安くやっていただけるのは、やっぱり市のためにはいいですけど、土木も物品も最低価格を設けて、きちっとわかりやすい入札にしたら。あくまでも見積もりはとって、最低価格だけわかれば、業者はわからんし、その点、いかがですか。市長でも総務部長でもいいですけど。

〔「1月にでもやったらどうだ。1月でも2月でも」と呼ぶ者あり〕

○5番（石神 真君） 先のことがあるならば、間に合わんというならわかりませんが、今上げなあかんということなら、今しかあかんかと思いますが、いろんな声もちょろちょろと出ておりますので、こういうことはきちっとやっぱり今後はやっていかなあかんと思いますよ。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 最低価格につきましては、また別な考え方でございまして、そういったことも必要になれば、今後設けたいという考え方を持っておりますが、それは設けるということではございません。そういったことも検討しながらですね。ほかにも、特に土木工事につきましては低入札がございまして、そういった件も含めまして、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 今、意見がいろいろ出ましたが、寺町議員の言われるように、1月か2月に臨時会があるなら、そのときまで延期をしまして、よく資料を確認して、そして通すということにしたらどうですか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 今回、先ほどから申し上げておりますように、大手のメーカーのしっかりした機器でございまして、特段、今回の議会、特段、次の議会で議決いただくような案件ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） ごり押ししなくても、機械は逃げていかんし、1月、2月で十分

間に合うので、もう一度よく検討されたらどうですか。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） 大変申しわけありません。私どもの事務のおくれから、今回議決いただかないと3月31日までに納品できないということでございますので、何とか御理解賜りたいと思います。今後は十分気をつけさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第109号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第109号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議第109号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第6 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第6、討論。

ただいまから、議第109号に対する討論を行います。

最初に、反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 私は反対の立場で討論いたします。

一昨日、この議案書を見せていただいて、ずっと中を考えながら、きのう、お尋ねしたい項目を整理しました。先ほど答弁をいただいたわけです。それらをずっと聞いていて、やっぱり迷いはあった、認めるかどうかね。ですが、最終的に、やはり今この段階でこの案件を認めるというのは余りにも無責任になるということで、反対であります。

具体的な中身は、先ほど直近に質疑があったので、今あえて触れませんが、基本的な姿勢、疑問点の1つ、一番は、今これを通さなきゃいけないのか。12月11日に入札をして、12月に議会に出して、14日に議決をして、はい、どうぞ契約。それでは、見積もりを2,700万で出した業者が1年後に1,000万円で落とすという、市に対する余りにも無責任で誠意がないし、背信行為ですよ。見積もりを2,700万円で出して、自分

が1,000万円で落とすなんて。そうだったら、最初から1,500万でできますよとか、1,300万ですよと言うならまだともかく、1年でコンピューターがそんな安くなるわけじゃないし、きょうの答弁でも、9月に新しいOSが出たと。じゃ、新しいOSなら、そんなに安くなるわけじゃないでしょうということですよ。

それから、市長の答弁で、建設工事じゃなくて物品だと。その相手方のこともある。だから、そんなに問題はないんじゃないかと。中央電子が個別のNECとかのメーカーからちゃんと物を買うだけだからということでしたが、そうだったら、やっぱり先ほど申し上げたように、2,700万という見積もりは架空に近いんですよ。そこで、その当時の業界のものをちゃんと出してくるなら、全体を統括する中央電子が一定の信頼を受けるということになると思うんですが、そのあたりも含めて、やはり今回はもっと調査をして、きちっとやるという姿勢を見せるべきであるということですね。それが山県市の入札案件、他の案件も含めて、あそこは厳しいから、しっかり、例えば予算見積もりを求められたら、そのときからですよ。そういうふうにしていかなきゃいけないなということ、業界、いろんなところに周知させる方法でもあります。そういったことを一番の私の理由として、今これを認めることはよくない。そういった意味で反対いたします。

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論をどうぞ。

上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 今、反対の意見もありまして、審議された中で、総務課長の話でいいますと、3月31日納品できないということになると、スムーズな業務に支障も出るという可能性もあります。それから、今後十分検討するということもおっしゃっていますので、それを受けとめて、ここのところは、低価格でこういうふうになったということもございますので、私は賛成したいと思います。

○議長（藤根圓六君） 次に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論をどうぞ。

石神 真君。

○5番（石神 真君） それでは、先ほどいろいろ説明を聞きまして、総務課長も今しか間に合わないと言うのであれば、今回は賛成のほうに回りますが、市長も各担当課ももうちょっと、こういう提案をされるのなら、提案は市長であります、されるのなら、もう少し、議員も市民に選ばれて出てきておるんですから、きちっと説明責任を果たしてほしい。そのぐらいのことをやっていただかないと、議員そのものがばかにされておるんじゃないかというようにとられる。もう少し考えて物事を提案、議案を出していた

だきたいと。それと、どうしてもあかんのなら、議長に頼んで、臨時議会でも開けばいいですよ。何も今すぐやらないあかんという、そういう何でも早くやらないで、その日にやっておけば済むんだと、その考えをもう少し改めてほしい。言いたいことは言いますが、今回は賛成いたします。

○議長（藤根圓六君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第7 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第7、採決。

ただいまから採決を行います。

議第109号 情報系システムサーバ等更新業務契約の締結について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第8 発議第8号 敦賀発電所1号、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉を求める意見書について

○議長（藤根圓六君） 日程第8、発議第8号 敦賀発電所1号、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉を求める意見書について。

提案者の説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長 杉山正樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長（杉山正樹君） 議長の許可をいただきましたので、敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

平成24年9月に岐阜県原子力防災室が公開した放射性物質拡散シミュレーション結果についてでは、敦賀発電所が福島第一原子力発電所と同等の事故を起こした際に、典型

的な冬、春の気象条件の際に、山口市でも避難勧告地域と同等となる外部被曝量年20ミリシーベルトを超える地域が生ずることが明らかにされました。

さらに、年10ミリシーベルトを超える地域として、山口市役所を含む市南部、西部を中心に、市域の半分以上が汚染される可能性があることもあわせて示されています。

また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律では、昨年3月11日に起きた福島第一原子力発電所の事故を教訓に、二度と原子力災害を起こさないことを目指して、発電用原子炉の運転可能期間を40年と定められました。

現在、国内で建設から40年を経過している発電用原子炉は、敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の3基であります。

これら建設から40年を経過している発電用原子炉を廃炉とすることを強く求めるものであり、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては、意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第9 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第9、質疑。

ただいまから、発議第8号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 今の内容についてですけど、基本的には賛成なんですけど、誰もが考えないかんことは、原子力災害というのは二度と起きてはならない。国を守るための大切なことなんですけど、廃炉するということには賛成なんですけど、これにかわる電力の供給が見込めないと、経済に大きな影響が出るということは皆さん御存じのとおりですので、その辺もよく、我々もこういう立場にいるということを考えて、将来を見据えるような、慎重に取り扱ってほしいということですが、そんなふうに考慮していただきたいと、このように思います。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第10 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第10、討論。

ただいまから、発議第8号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第11 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第11、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第8号 敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉を求める意見書について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（藤根圓六君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成24年第4回山県市議会定例会を閉会といたします。長時間、大変御苦勞さまでございました。

午前11時10分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 藤 根 圓 六

4 番 議 員 上 野 欣 也

10 番 議 員 武 藤 孝 成